

平成27年度行政事業レビュー
(公開プロセス)
議 事 録

復興庁予算会計班

平成27年度 行政事業レビュー（公開プロセス） 議 事 次 第

日 時 平成27年6月26日（金） 9：59～17：09

場 所 復興庁1階A会議室

- ・被災地における福祉・介護人材確保事業（厚生労働省）
- ・被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業（農林水産省）
- ・震災復興推進のためのPPP事業化実施支援（国土交通省）
- ・被災ミュージアム再興事業（文部科学省）
- ・環境モニタリング調査（環境省）
- ・NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業（内閣府）

○大西参事官 定刻になりましたので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます大西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに、復興庁行政事業レビュー推進チームの統括責任者でございます吉田統括官から御挨拶を申し上げます。

○吉田統括官 おはようございます。復興庁統括官の吉田でございます。一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより復興事業の推進に当たりまして大変お世話になっておりますこと、まずもって厚く御礼申し上げます。

復興の現状でありますけれども、この27年度、集中復興期間の最終年度を迎えるわけでございます。発災当初、47万人おりました被災者が、足もとで今、21万人ということで、大分減少はしてきてございますが、まだ21万人の方が不自由な生活を強いられているという状況でございます。そういうことで、今、恒久的な住宅の確保を最優先に仕事に取り組んでおります。高台移転等を含めた宅地の造成、また復興公営住宅の建設等、今、まさにピークでございます。今年から来年にかけて、大分目鼻が立ってくるのではないのかなと思っております。これからいよいよ帰還に向けてのいろいろな動きが出てくるのかなと思っております。

また、福島の方でありますけれども、原災事故等々の関係で、なかなか岩手、宮城まではいっておりませんけれども、これもいろいろな形で帰還に向けた動きが出つつあるということで、いろいろな意味で、復興も新たなステージに入りつつあるのかなと、そんな認識でございます。

そういう中で、この3月10日の復興推進会議で総理から指示がございました。この5年間の事業の総括を行った上で、28年度以降の復興事業の枠組みを策定するよとということでございます。その際、配慮すべき事項として3点、単年度で考えるのではなくて、今後、28年度以降、5カ年一くくりにして考えなさいというのが1点でございます。2点目は、被災地の自立につながるようなものにすること。3点目は、引き続き被災地にしっかり寄り添って、必要な復興事業はしっかり行うこと。この3点でございます。

この御指示を受けまして、被災地自治体ともいろいろ意見交換、調整等を進めさせていただいて、一昨日、6月24日の復興推進会議で、28年度以降、5年間の新たな復興事業の枠組みを決定していただいたところでございます。この新しい5年間、復興・創生期間ということで総理のほうから命名をしていただきまして、こういう方針のもとで進めていくこととなります。

この新しい方針では、5年間のトータルの復興事業費、また、その財源の確保といったことを取り決めていただきましたし、あわせて事業の見直しの方針についても示していただきました。この5年間で、ある程度役割を終えたものについては廃止をする、また、一般的な施策の中で展開していくものについては、一般会計に移していく。引き続き復興特

会で行うものについても、一部のものについては、一部地元負担も入れていくといった考え方を整理させていただいております。

それで、来年度、28年度は、この復興・創生期間の初年度に当たるわけでございます。これから28年度の概算要求の作業を本格化させていくわけでありまして、この大枠の方針に基づきまして、個々の事業について、いろいろ見直し、検討を進めていくことになろうかと思っております。関係自治体、また各省ともいろいろ調整、議論を進めていくことになると思っております。

そういった中で、本日のこの行政事業レビュー公開プロセス、この場でいただいた各委員の皆様の御意見、十分に参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜れるようお願い申し上げます。限られた時間と申しましても、午後5時までの長丁場でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西参事官 ありがとうございます。

まず最初に、本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。

政府は毎年、行政事業レビューとして、事業にかかる予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。

公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるものでございまして、公開の場で外部有識委員と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。

本日の公開プロセスの様子は、録画した上で、1コマずつ、速やかに復興庁ホームページにおいて公開させていただきたいと思っております。

続きまして、外部有識委員の皆様を御紹介いたします。

復興庁指名の外部有識委員は、左から、阿部博友先生でございます。

○阿部先生 阿部です。よろしくお願い致します。

○大西参事官 榎谷隆夫先生でございます。

○榎谷先生 榎谷です。よろしくお願い致します。

○大西参事官 中里実先生でございます。

○中里先生 中里でございます。

○大西参事官 阿部先生におかれましては、本日の会議において、意見の取りまとめ役をお願いいたします。

それから、行政改革推進本部事務局指名の外部有識委員は、上村敏之先生でございます。

○上村先生 上村です。よろしくお願い致します。

○大西参事官 佐藤主光先生でございます。

○佐藤先生 よろしく致します。

○大西参事官 水上貴央先生でございます。

○水上先生 水上です。よろしくお願い致します。

○大西参事官 先生方、本日はどうぞよろしくお願い致します。

本日、御議論いただく事業でございますが、「被災地における福祉・介護人材確保事業」「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」、それから、昼休みを挟みまして、「震災復興推進のためのPPP事業化実施支援」「被災ミュージアム再興事業」「環境モニタリング調査」「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」、合計6事業を各50分で御議論いただきたいと思います。

外部有識委員の先生方におかれましては、審議の後半にお手元のコメントシートを回収いたしますので、適宜コメントシートの御記載をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の事業「被災地における福祉・介護人材確保事業」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局であります厚生労働省から事業概要の御説明をお願いいたします。

○厚生労働省担当者 厚生労働省でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

「被災地における福祉・介護人材確保事業」は、震災で特に甚大な被害を受けた福島県相双地域における、高齢者の方々が介護を受けるための環境を整えようという趣旨のものであります。震災後も現地に残られている高齢者の方々、また、今後、自分のふるさとに戻ってこようという方々が必要な介護を受けたいという場合に、施設はもとより、人材、介護をやられるワーカーの方々がいないということで、戻れない、あるいはそこに居続けられないという問題を解消しようということを目的とした事業です。昨年度から創設をされたものでございます。

事業の概要につきましては、お手元の横紙で色のついたものがございます。こちらは事前の勉強会でも概要はお話をさせていただきましたので、ポイントを絞ってお話をさせていただきます。

この被災地における福祉・介護人材確保事業なのですが、相双地域といわき市を対象としておりますが、ここに県外から来られる介護人材の確保を目的としています。

ポイントといたしましては、県外からこの相双地域で介護を担おうと思ってくださる方に対しまして、研修などを受ける学費15万円を上限として、また就職準備金30万円を貸与するというものです。そして、2年間就労した場合に全額を返済免除するという一方で、県外から入っていただいて、介護の担い手として定着していただくことを目的としています。

また、貸付対象者は全国各地から来られるということで、現地でどう住まいを確保するのか、ここが大きなネックになっています。したがって、現地の住宅情報の提供など、住まいの確保の支援も一つの柱にしております。

具体的には、下の段に実施主体、研修受講費の貸与、住まいの確保支援、事業の周知・広報、こういった内容を柱として、昨年度からスタートしております。

次のページをごらんください。では、実績はどうだったかということをお説明します。今、申し上げました研修受講費等の貸与につきまして、昨年度、初年度ですけれども、事業に関する相談件数は52件ありました。そのうち、奨学金の貸与、就職準備金に結びつ

いた方々は28人おられました。参考のところにありますが、昨年度だけで、県外からこの相双地域の介護施設等へ就職した45人のうち、28人の方はこの事業を使っていたということでもあります。ただし、この部分につきましては、私ども、目標値として108件の実現を目標としたいと考えておりましたので、そこに比べると、まだ水準としては低いと言えます。

それから、住まいの確保支援としましては、福島県宅建協会などと協定を結んで情報提供を行っています。

また、事業の周知・広報につきましては、ここに8つの項目がありますが、地域の関係主体と共同した周知、また、パンフレット、ポスターなどの作成などを行っています。

結果としまして、昨年度、3,700万円ほどの施行が行われたと考えていまして、研修受講費の貸与に650万円、そして住まいの確保支援は、宅建協会の情報提供活動をボランティアでやっていただくことができましたので、ここは0円、事業の周知・広報1,700万円となっております。また、その他事務費として1,400万円を使っておりますが、この部分に住宅探しの手伝いをしていただく人件費なども計上されております。

私どもとしましては、メーンの貸与事業が28人という形で、当初目標にしていた水準よりも下回っていることに問題意識を持っています。この理由としては2つ考えられます。

初年度であったために、実質的に事業が動き出して受付をしたのが7月ぐらいからだだったということで、立ち上がりが遅かったことが1つ。

もう一つは、初年度でありましたので、相談のノウハウが乏しかったということがあると思います。他県から人を連れてくる、しかも相双地域の介護を担うという方々にとって、どうやって説得力をもって引きつけるかという部分のノウハウは、ある程度の経験を通じて積み重ねていく必要があると思います。

10ページには、背景として、もう一度おさらいとなりますが、相双地域で介護の有効求人倍率がすごく高いことを示した図がございます。この事業の対象となっている相双ハローワーク、いわき市の平ハローワーク、このオレンジ色と赤色の部分の有効求人倍率が、震災以降、大幅に上がってきております。この両者が相まって、相双地域の事業の対象となります。私どもは、このオレンジと赤を、青い点々の福島県内の平均の有効求人倍率まで下げることが目標として、この事業の目標値を設定しています。ただし、今なお、いわき市、相双地域の求人倍率は非常に高いということ。

次のページをごらんいただきますと、これに関しましては、自由民主党、公明党、あるいは政府として閣議決定をされておりました、強い問題意識を提示されております。上の段の下線部に、医療・介護・福祉施設の再開・整備に当たっては、人材確保が大きな課題だと。国のリーダーシップのもとできめ細かな対策をとるようにと。

また、閣議決定された一番下の案文にも、⑧のところ、住民の方々が再び故郷での生活を営むためには、医療・介護・福祉施設の整備、そのための人材確保も必要である、こうした課題について、国のリーダーシップをとってきめ細かな対応を行うようにと掲げら

れています。

また、来年度に向かって、この事業をどう考えていくのかについても一言触れさせていただきます。次のページをごらんください。今、申し上げましたように、相双地域での介護人材のニーズは非常に高いものがあります。これについて、引き続き、きめ細かな対応をしていくということが一つあります。

また、もう一つ、状況の変化を考える必要があります。今後、避難解除区域が出てきます。言いかえれば、その地域に戻ってきたいという高齢者の方々、再開したいという施設が出てくるということです。ここでは、南相馬市、檜葉町の状況を書いています。来年4月以降、あるいは今年の秋にも施設を再開したいと考えておられて、そこを担われる介護人材の方をどうやって確保するかということが一つ問題となっていますし、左のところに書いてありますように、帰られる際の住民の方々の要望も、医療機関・介護・福祉サービスの再開がもとより一番高く出てきております。

こうしたことで、来年度に向かっては、引き続き、これまでの事業のPR、あるいはノウハウの蓄積を行うとともに、もっと魅力的な事業として改変する余地がないかという検討はしていきたいと思っておりますし、また、これから避難指示が解除される区域については、そういった地域での介護人材ニーズにも対応できるようにしてまいりたいと思っております。

一番下の段に、参考までに、この事業を活用して福岡県から入ってこられた方の声を書いております。こうした方にも、このような事業の活用により、もっと県外からの入職者の拡大を図るべきだ。ただ、まだ認知度が足りないということもありますので、そういったところに力を入れていきたいと考えています。

以上です。

○大西参事官 ありがとうございます。

本事業について、この公開プロセスの対象として取り上げた観点でございますが、今後、避難指示の解除等による帰還の進展が想定される一方、昨年度の事業実績が低調であるため、事業内容について検証することが必要という観点からでございます。

お手元の論点シートに記載してございますように、議論すべき論点としましては、集中復興期間が終了する一方、今後、避難指示の解除等が想定されることを踏まえ、事業内容の検証が必要ではないか。

また、平成26年度予算額に対して実際の貸付件数・金額が少ないことを踏まえ、事業の進め方について検討が必要ではないか等があるのではないかと考えてございます。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の御説明を受けまして、御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤先生 確認から入りたいのですが、追加資料には平成26年度の支援事業の交付決定額と支出額があるのですが、行政事業レビューだと執行率100%となっているのですが、これはあくまで復興庁から、多分、福島県に対する交付が100%だったというこ

とで、実績は、新しい資料によると、交付額 1 億9,000万円に対して、実績は3,700万円という理解でよろしいですね。

○厚生労働省担当者 おっしゃるとおりでございます。一応、交付決定をしております、下の※2に書いてございますが、福島県にこの際、ヒアリングをしまして、3,700万円ぐらいが支出されていることを聞き取りによって確認をさせていただいております。具体的にはまだ精算行為が福島県との間で済んでおりませんので、お金のやりとりとしては交付した状態のままで、今、精算行為をしている過程であるということで御理解いただければと思います。

○佐藤先生 先ほどの御説明の中で、初年度なのでノウハウがという御指摘があったと思うのですが、このノウハウなのですか、これは基本的には復興庁のノウハウの問題ではなく、あるいは厚生労働省のノウハウの問題ではなく、福島県が主体的にやる、あるいはレビューの5ページによれば、福島県が適当と認める団体が補助対象なので、福島県が適当と認める団体がノウハウを蓄積して行うという理解でよろしいのですか。

○厚生労働省担当者 そういふことだと思います。実際にこの事業に関心を持って来られる方々に対して、相談を受けた際に、来た場合にどういふ環境になっていて、来ることにどういふ価値があるのか、そしてどう環境整備ができるのかということをもきめ細かく相談・援助するといふ、その部分のノウハウが非常に重要だと考えています。

○佐藤先生 済みません、これで最後ですが、福島県が適当と認める団体というのは、多分、福島県が選んでいると思うのですが、もともとこの団体というのは、新たにこの分野に参入しているのか、従来から関連する活動をされているのか、どんな形で選ばれていて、どういふ方々ですか。

○厚生労働省担当者 今、お話ありましたように、最終的には福島県が判断をしておりますが、福島県社会福祉協議会の中にあります福祉人材センターに委託をされていると聞いております。福祉人材センターといふのは、社会福祉法という法律に基づきまして、福祉・介護の人材の求人・求職のマッチングを行うような機関でありまして、福島県としては、そこが一番適切だろうという判断でこちらに委託をしていると伺っております。

○佐藤先生 ということは、社会福祉法人ですから、これまでもこういう求人事業は彼らなりにやっていたということになりますね。そこにこの事業を新たにこ入れすることで、何か追加的なメリット、もともと彼らがやっている本事業といふか、本来やっている業務にこれを追加したわけですね。追加することによって、何か新たな発掘とか、これまでできなかったことが新たにできるようになったとか、あるいはできるようになるとか、そういう見通しがあるという理解でよろしいのですか。

○厚生労働省担当者 この事業を行うには、県内の介護施設の状況がどうなっているのか、介護の仕事がどういふものなのかをある程度知っておく必要があります。そういう意味で、福祉人材センターの方々は、県内の福祉事情に通じているという意味で適性があると。

ただし、福祉人材センターといふのは全国に59カ所ありまして、基本的には、その地域、

その県の中の人材のマッチング、あるいは広報を行っているのが定常的な姿です。この事業では、県内の人たをを引き寄せるのではなく、全国各地、地理的にも文化的にも異なるところから人を連れてきて、そして県内で働いてくださいというところですので、それは普段、彼らのベースとなる地元の情報に加えて、ほかの地域から来る人たを魅力的に誘引するという、こういうノウハウも、やはり彼ら自身、培っていただく必要があると考えています。

○上村先生 今の話で、福島県にも、多分、同様の事業があると思うのですが、同様の事業とこの事業の違いはどのようなところにありますか。

○厚生労働省担当者 御指摘のとおり、福島県においても、自発的にさまざまな介護人材の確保事業を行っておられます。福島県内で行われている事業、きめ細かく、いろいろなメニューがあるのですが、大枠を申し上げますと、福島県内の事業というのは、県内の人たを対象にした人材確保を基本として設定をされている事業です。そして、国の事業というのは、県外、すなわち広域的な範囲から人を引きつけてきて、そして定着をさせるというところ、この部分を念頭に置いた事業の設計になっているというのが基本的な枠組みになっています。

○上村先生 福島県内の福島県の事業は県外の人たは利用できないという設計になっているのでしょうか。

○厚生労働省担当者 県内の事業の中にもさまざまな事業の設計があつて、中には、県の事業と国の事業を役割分担をして、県外の方にも使えるようなものはございます。例えば、住まい支援事業というのがございます。県で行っておられる住まい支援の事業は、国の事業と県の事業が組み合わさつて、県外の方、あるいは県内の方が介護事業に定着するようになるというもので、具体的に申し上げますと、移住の準備、福島県に入ってこられるまでの段階は国が担っています。就職支度金や礼金・仲介手数料に見合う部分を用意する。そして、入ってきていただいた後は、福島県の単独事業で、住宅手当を月額2万円払うことにしています。こうしたように、国と県、両者が相まって県外の人たに働きかけるという設計の事業にもなっています。

○上村先生 福島県の事業としては、研修事業費の貸与は存在しないと考えていいですか。

○厚生労働省担当者 福島県には初任者研修を対象とした事業があります。それはどうなっているかといいますと、研修にもさまざまあります。初任者研修、実務者研修、そのほか、事業所で行う研修、いろいろあります。国の事業は全てをターゲットにしています。県では、この初任者研修の部分だけを対象とした事業があります。ただ、その場合、アプローチの仕方が少し異なります。県の事業では、介護職員の初任者研修の事業者への補助をしています。国においては、初任者研修にかかわらず、研修に関しての、受けようとする方々への費用支援を行っています。平たく申し上げますと、県の事業のほうは、研修事業者の方に、授業料を少し安くしてくださいねというふうに働きます。他方、国の事業というのは、それを受けられようとする方に、持ち出しの部分の少しサポートしますとい

う形で組み合わさって、両者で研修の負担を下げる。これが当てはまるのは初任者研修だけですけれども、そういった形にもなっています。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 よくわからないのですけれども、26年度は貸付の決定件数の見込みが108件で、実績が28件だった。お金のほうは、交付決定額の見込みが8,800万円で、実際が650万円だった。件数が4分の1強にしかなっていないのに、なぜ交付決定件数は10分の1より小さくなっているのですかね。

○厚生労働省担当者 件数とお金の関係ですね。比重ですね。

○水上先生 そうです。

○厚生労働省担当者 お答えになっているかあれですが、費用の中には、先ほど御説明させていただきましたとおり、周知・広報の経費もございまして、人件費なども含まれていますので、実際、貸し付けるお金のみではなくて、それ以外の経費も含んだお金になっているということがございます。

○水上先生 今、御質問したのは、今日、配っていただいた項目の中の研修受講費等の貸与のところの数字を言っているのですよ。例えば、事業の周知・広報というところについては、7,300万円ちょっとの予定が1,600万円ぐらいでしたというのは、広報の方もそうなのでしょうねという話で、それはそれで別の話で、私が聞いているのは一番上の貸与のところだけなのですけれども、これは純粋にお金の問題の部分だけではないですか。

○厚生労働省担当者 済みません。目標の108というのは、簡単に申し上げますと、新たに立ち上がった事業で、どのくらい見込めるかは非常に難しい部分があって、当初、福島県と話をしていたのは、大体200件ぐらいではないかということで、そこをベースに交付決定した額が8,800万円ということでスタートしておりまして、事業をやっていく過程で、有効求人倍率とか、最新の数字なども明らかになる中で、108件ぐらいが何とか頑張っていこうということを福島県と話をし、若干目標値を変えている関係で、少し件数のずれがあって、それによって額が整合がとれない部分があるということでございます。

○水上先生 なるほど。では、すごくばくつと言うと、もともと200件ぐらいやろうと思っていたのだけれども、そもそも200件はやりようがないよねということになって、108件にしたけれども、結局、それもできなくて、28件になってしまったということなのですかね。

○厚生労働省担当者 そういうことでございます。

○水上先生 なるほど、なるほど。それで、27年がまた110件見込みになっているのですけれども、どういう根拠でこの見込みの数字になっているのですか。今の経緯を考えると、普通に考えて、去年よりもたくさんになるというのがよくわからないなという気がするのです。

○厚生労働省担当者 これにつきましては、当初の説明の中でも触れさせていただいておりますが、有効求人倍率をとりあえず客観的なデータとしてございますので、それを用いた目標値ということで、福島県全体の平均値に相双地域の有効求人倍率を少しでも近づけ

るということを、ですから、求人・求職の差の分をベースにして、そこを埋めるべく、そこを目標値にするという考え方で積算をしているところでございます。

○水上先生 見込みなのか、希望なのかという問題があるのですけれども、希望だということですかね。そうしたいなという。

○厚生労働省担当者 そうですね。目標です。

○水上先生 普通、見込みというのは根拠があることを言うのですけれども、根拠はないということですね。

○厚生労働省担当者 目標値ですので、どこを目指そうという数字ですね。県内の有効求人倍率の平均値まで相双地域を下げることを目標にやっていきます。これが見込みなのか、希望なのかというと、そこはどっちでもないのですけれども、目標ですね。

○水上先生 ちょっと聞き方を変えますけれども、このぐらいの金額の補助をすると、それができると考える理由は何なのかですか。職業はどこでやっても本来的にはいいのだけれども、1人当たり30万円ないし45万円の、2年間働き続ければ免除される貸付をすると、あえて福島県の有効求人倍率と同じぐらいになる人がこの地域で働いてくれると考える理由。逆に言うと、この金額を妥当とした理由。この金額にすれば、この数字が目標にできると考えた理由は何ですか。

○厚生労働省担当者 この事業は、研修費用と、それから、就職支度金という2つで構成されておりますが、研修費用につきましては、一般的な初任者研修とか、新たに介護に就く方々の金額が賄える程度の金額ということで15万円を設定しております。それから、30万円については、県外から新たに来られるということでございますので、一般的な礼金や仲介手数料とか、それから、引っ越し代をある程度賄えるような金額ということで設定をしているということでございます。

○水上先生 実際、去年、26年にやられたときに、そこを補助してくれれば、ぜひともこの地域でやりたいという人が、例えば、アンケートの結果、どれくらいいて、去年の時点では十分に掘り起こし切れていなかったから、そこからいくと何人になるはずだみたいな、そういう根拠データは何かあるのですか。

○厚生労働省担当者 幾らくれば行くのかという調査はしていません、当然。ただ、先ほど申し上げましたように、幾ら準備をすれば、お金だけの話でもないのですけれども、誘引として、すごく感応度が高くなるのかというのは、ここは絶対値の設定はなかなか難しいものの、今、申し上げたように、引越等で必要な額の平均的な水準のデータ、あるいは研修費の設定されている価格の平均データから算出したというものです。

ただ、今、おっしゃっていただいて、どのぐらい、この事業が魅力的なのかという本質的な問いだと思います。それについて、私ども、30万円ではなくて、35万円だったら、40万円だったらというようなコミュニケーションは当然できませんので、では、どういう形にすれば、もっと他県から来られると思いますかという聞き取りは頻繁にやっています。これは定性的な聞き取りをしています。

例えば、私の手元にある、今年4月に行ったヒアリングの結果、定性的になりますが、福岡、北海道、山形、茨城の方々にインタビューをした結果なのですが、住宅の問題、世帯向けの住宅で、特に家賃相場が高騰している中で、この部分に何とかこたえてもらえないかと。あるいは、就職準備金30万円だけでは車は買えない。なので、何とか車の手配ができないかという声もありました。また、子育てニーズへの対応をした支援、住む場所が足りないということ、あと、施設に寮があればよかったとか、そういったような定性的な声はもちろん集めておりますので、そういったものを踏まえて、さらに魅力的なものにできないかとは考えています。

○水上先生 この事業の基本的な構造は、そもそも介護・福祉人材自体が全国的に足りないということがあると思うのですよ。つまり、ほかの地域では介護・福祉人材は余っていて、この地域でだけ足りないという状況がもともとあるのだとすると、最後、ちょっと一押しすればいくかなということはあるのだと思うのですけれども、多分、その人が今の時点で住んでいる県でも介護・福祉人材は足りないわけですね。やろうと思えば、その地域でできるわけですよ。家から通えるところで。という状況で、あえてここに行くという人はどれぐらい潜在的にいるのかということについての、まず若干の確認が要るのではないかと。

もちろん、全国合わせて100人ぐらいいるのではないかと議論はそんなに変な話ではないと思いますけれども、とはいえ、構造的には非常に難しい事業だと思うのですね。行ってほしいというのはわかる。それは復興のために非常に重要だけれども、全国津々浦々で足りない介護・福祉人材をあえてこの地域に入れるというのは、もともと相当難しい事業だと思うのです。なので、今の目標設定の考え方等々は、それでできる気がしないなというところがあるのですよ。今回、新たにこの目標を設定して、今年は頑張るぞとおっしゃっていただいているので、なるほど、それだったら頑張れそうですねという説明が欲しいなと思って聞いていたのですが、どうなのですかね。結局、頑張れそうですねだろうね。

○厚生労働省担当者 そこは非常に重要な御指摘だと思います。全国で介護人材が足りないのに、地元でさえ足りないのに、わざわざ福島まで行くのかという御指摘だったと考えます。確かに、何人ターゲットになる母数があるのかを同定するのは極めて困難です。2点ありまして、まず1点目、介護というのは資格が要らない仕事です、医療と違って。したがって、限られたパイを各県で奪い合う構造というよりも、今、介護に従事されている方以外の方で、無資格で時間のある方、意欲のある方を掘り起こすという余地があることが1つ。

それから、もう一つは、地元で介護をされたいという方と、福島で介護をされたいという方々は若干セグメントが違うということも着目する必要があります。それはどういうことかといいますと、地元で介護をされたいという方は、ざっくり言うと、地元で働きたいとか、自分の介護のスキルを使いたいという方々がメインになります。ところが、相双地域でわざわざ介護をされようという方々は、この1年ぐらい事業をやってきた中での

感じからしますと、やはり被災地に対しての強いシンパシーがある。もっと言えば、被災地でボランティアをちょっとやってみたことがある。すなわち、介護よりも、むしろ被災地に何かしたいという考え方で行動される方々である。すなわち、介護で動く方と、被災地に何かしたいということで動く方、そこは若干ずれがあるので、単純に地元が全国で厳しいから、直ちに福島に来る可能性がないとも言えず、福島にシンパシーを持たれている方々を、介護という窓口を通じて被災地に貢献してみませんかというメッセージを發し、そういった方を誘引する余地は十分あると思っています。

ただ、その際に、どういうパッケージにして、どういう額にすれば、より入ってくるのかということころは、財政的な制約もある中で、精いっぱい私たちもやりたい。誘引を強くすれば、そういう掘り起こし力は限りなく高まるとは思っておりますが、その点はやっていきたいと思っています。

○水上先生 今のお話自体は、私はそうだなと思うところもあるのですが、その話と周知・広報の関係はどうなっているのですかね。具体的に言うと、では、ボランティアをやっている人に対する周知・広報はどれぐらいしていて、被災地を復興したいというシンパシーを感じている人に対する普及宣伝活動は、だったら、県外への養成校訪問とかに使っていたお金をそっちに回したらどうだみたいな話も含めて、どうなのですか。県外の養成校に来ている人は、普通にそのまま、その県で福祉人材になろうとしている人なのでしょうし、その県にある養成学校も、それを望んで一生懸命育成しているところだと思うのです。だったら、最初から福祉ボランティアをやっている人たちに何とか普及啓蒙するというふうに、むしろ広報・宣伝活動も集中特化しますという話をされたほうが、今の説明と整合的かと思いますが、そのあたりはどうですか。

○厚生労働省担当者 そうですね。周知・広報、初年度においては、介護に強く帰属意識を持っている方、おっしゃっていただいた養成施設の方々と、それ以外に、被災地をどうにかしたいという人たちと、両方に対してメッセージを發信しました。これは、先ほど申し上げたように、介護にパッションがある方々の中にも、介護という自分の道具を持っている限り、福島で何とかそれを使ってみたいという方もいらっしゃるだろうと、一部ですね。それ以外にもボランティアなどをして、被災地にパッションがある方もいるだろう。この両にらみで広報したというのが初年度のやり方でした。

ただし、1年たってみて、インタビューをしてみた結果からすると、介護ということもさることながら、むしろ被災地でのボランティア経験が私のきっかけになりましたというような方々が割合多かったという印象を持っていますので、今後の力点の入れ方、広報の入れ方もそれに応じてシフトしていくことも考えていく必要があるかと思っています。

○水上先生 あまり私ばかりしゃべってもあれなので最後なのですが、28人、実際に去年、実績があったわけですが、その人たちの割合的にはどうなのですか。まさに介護人材になろうとしていた人が来ているのか、それとも、ボランティアをやっていて、福島県なり、相双地域に対してシンパシーを感じている人が実際に来ているのか、その割

合はどんな感じなのですか。

○厚生労働省担当者 28人の内訳というところまでは、今、手元にございませませんが、実際に頻繁にインタビューしている中での全体感として、介護をやっていて、介護をやっている人が移ってくるということ以外にも、被災地ということがドライブとなって来られている方が相当程度いるという体感値であるということをございます。

○水上先生 最後、意見なのですけれども、私、抽象的なレベルでというか、総論的に言うと、こういうことは別にあってもいいよねと、相双地域に介護・福祉人材を増強しなければいけないという必要性はわからなくはないと理解をしています。その上で、お話を聞くと、余り具体性がないのですね。つまり、今年の115人は達成できそうだとということに対する具体的な筋道が立っているようには考えられないのです。では、去年の28人がどうだったのかということの分析も明確にはなされていないわけで、例えば、去年28人いるうちの23人ぐらいは完全にボランティア経験がある人ですみたいな話があって、そういう中で、そこに特化しますよみたいな話であれば、なるほど、一定の戦略的なやり方をとられているのだなというのがわからなくはないのですけれども、そういうことが全然なくて、客観的な状況としては、全国津々浦々で介護人材は足りないという、情勢としては非常に厳しい状況の中でこの事業をしようと思っているということだとすると、これが必要だということだとしても、うまくいくのだろうかというところは、かなり厳しいなという認識を持っています。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。

その点、まさに大事なポイントで、ただ単に、今年頑張ってやります、熱心に取り組ますと言うだけでは局面は変わらないと思っています。もちろんノウハウ面での蓄積は多少あるし、浸透度も高まるという部分はあると思います。ただし、今、水上委員からおっしゃっていただいたように、どういうところにボトルネックといいますか、どういうところをアプローチしていけば、この115に結びついていくのかという分析をしっかりとっていく必要があると思っています。

そのために、先ほど申し上げた、一つはヒアリングなどを頻繁にして、どういうところにニーズがあるのか、先ほど幾つか御紹介をしましたが、今の事業だけではなくて、こういうニーズもあるのだ、こういうところにも手当てしたら、もっと使えるのではないかという声が現にあるわけですから、そういったものをできる限り事業内容に反映をしていく、あるいは事業内容としてもっと魅力的なものにしていくという努力をしていきたいと思えます。

○大西参事官 ちょっと一言よろしいですか。質疑の終了の時間が近づいてございますので、お手元のコメントシートの御記載をお願いしたいと思います。記入の終わった先生からシートを回収させていただきますので、お知らせいただければと思います。

○上村先生 今の話聞いて、28人の分析をしていないというのはあり得ないと思います。要は、28人は非常に大事な人たちで、どこの広報にひっかかって来られたのかというのは、

ヒアリングも大事ですけれども、ちゃんと分析する必要があると思います。

あと、もう一つです、これも意見ですが、115名の見込みというのは課題だと思います。26年度は7月からスタートなので、10カ月間で28名ですから、平均的に1カ月2.8人っているわけですけれども、そうすると、1カ月3人ぐらいだとすると、3掛ける12で36人ぐらいかなと。115名の3分の1ぐらいが次の見込みかなと普通は考えるのですけれども、こういう数字が出てくるというのは、見込みと希望の取り違いが起きているのではないかと考えています。これは意見です。

以上です。

○厚生労働省担当者 28名の方全員、私ども、データをとっておりますが、ただ、おっしゃるように、どういうところが効果を発揮したのか、そして、どういう職歴であられたのか、こういったあたりは、まだきちっと分析し切れていませんが、生データとしては集めてきておりますので、この辺の分析はしていきたいと思っております。

○樫谷先生 2ページのところで、26年度は1億9,200万円の予算で108名を集めると。ざくっと言いますと、100名を2億円ということですね。1人200万円なのですね、この予算は。ということを考えますと、要するに、200万円の使い方がどうなのかと。特に、これだけ見ますと、30万円と15万円で、1人45万円の補助をするわけですね。あと、150万円ぐらいですね。それはどこにどう使っているのか。ただし、実績を見てみますと、たしか三千数百万円ですね。それで28名だから、120~130万円ぐらいなのですね。つまり、お金の使い方とか、やり方が、まだちゃんとやっていないから集まらないという側面があるのかどうなのか、まず1点。

それから、聞きたいことはいっぱいあるのですが、時間がないのであれですけれども、これ、本当に緊急と思ったら、もっといろいろなことをやらなければいけないのではないかと。特に外国人なども含めて、少し考え方を変えないと、国内ではもう構造的に不足しているところから、そこも大事なことですけれども、持ってこようと思っても本当に難しいので、本当に重要だと思うのであれば、海外からも含めて、そういう対応をしないと難しいのではないかと。つまり、1億9,200万円も使えるのだから、どう使えば一番人が集まるのかということを考えないといけないのではないかとと思うのですが、どうでしょうか。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。

2点いただきまして、1点目は、恐縮なのですが、今、おっしゃっていただいた構造というのは事実と反します。この積算というのは、100名のために2億円積んだということではありませんで、積算上は、求人数と求職数、これが全てマッチしても大丈夫なように、言い方を変えれば、最大限にこの事業が効果を発揮して、求人数に求職数が全てマッチすることのためにセーフティに積み上げているというものでございますので、そこを単純に割っていただくのは誤解に基づくものでありますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それで、2点目の、いろいろなことをすべきだ、ここは私もそう思います。日本全体で

介護人材が厳しいということがございますので、今年度から私ども、90億円というお金を積んで、医療・介護総合確保基金というお金で、全国的に今、介護人材確保対策を強力に進めよう。これは新しい取組でありますし、福島県もその対象でありますので、そういった部分もしっかりと組み合わせて、日本全体の介護人材の底上げといいますか、確保対策を強化するのは言うまでもなく、その中である程度確保されてくれば、反射的な効果として、福島県に対しても、行く人も増えるかもしれないということもございますので、そこには力を入れてやっていきたいと思っております。

○樫谷先生 今のお話で、予算が最高にというのですけれども、どういう積み上げ方をされているのかね。我々が見たら、予算はこんないい加減に積み上げられているのかと思うのです。108名と言っているのだから、108名の予算だと。若干それにプラスするというのもありますけれどもね。それと、理論値は幾らなのだと。200名で192名と考えているのかね。そこがないと、我々、適切かどうかと言えませんね。会計士的な議論で申しわけないのですけれども、筋論から言うとそうですね。予算の裏づけがある。それは目標があって、最高値もあるかもわかりませんが、そこでこれだけ要るのですということですね。やるべきこともあって。

ただ、これは厚労省がやっているわけではなくて、社会福祉協議会がやられているわけですから、隔靴搔痒的なことはあると思うのですが、社会福祉協議会と厚労省がもっと密接にやるのか、県とやるのか、よくわかりませんが、今の御説明をいろいろ聞いてみても、データを集めていच्छやるのはわかるのだけれども、もう少し密接にやらないと、状況を厚労省は把握できないのではないかなと思うのですね。だから、打つ手、打つ手がどんどん遅れていくということになってしまっているのではないかなという気もするので、そういうことを申し上げたのです。済みません。

○厚労省担当者 その点は御指摘としてはすごくよくわかりますし、ここは初年度でしたので、どういう規模でやっていくのかという部分は、正直言って手探りなところもございました。初年度やってみたわけですから、どのぐらいの件数出て、どういう実態になっているのか、こういうことを踏まえて、しっかりと来年度に向けて見直しを行っていくということでやっていきたいと考えています。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 時間も限られているので、私もコメントになってしまうのですけれども、基本的にやっているのは福祉人材センター、社会福祉協議会ですね。恐らくそこは福島県からもいろいろな受注して、福島県内の人材確保もやっているし、厚労省から委託を受けて、福島県を通してこの仕事を受けて、全国展開というか、広報活動をしている。ただ、ポイントになってくるのは、結局のところ、ノウハウを蓄積するにも、求人をやるにしても、誰をターゲットにするのかとか、先ほど質問があった28人の応募に対して、どんな人たちがいたのかということの分析も含めて、結局、それは社会福祉協議会に丸投げで、言葉は悪いけれども。多分、厚労省として、主体的にこういうやり方でいこうとか、こんなふう

な戦略を持っていこうと、それは余りなくて、だとすると、基本的にはこれは福島県が主体的にやって、全国展開も含めて、それは社会福祉協議会とちゃんと話をして、社会福祉協議会は全国にネットを持っていますから、彼らの中でちゃんと連携すればいいわけなので、となってくると、まず、目標が極めて実効性が乏しいことと、もともと厚労省自身が主体的に取り組んでいるわけでもないということになると、目標を掲げるのはいいのだけれども、実行するのは社会福祉協議会なので、厚労省の意図というか、戦略というか、もしそれがあればですけども、それが下に伝わっているのかなというところ、かなり疑問が残るのです。

○厚生労働省担当者 その点も非常に重要なポイントで、現場もいろいろな業務が重なっている中で、こういった事業、お金を準備して、ぽんと渡すだけでは決してワークをしない。ただ、おっしゃっていただいた、厚労省の関与というのは、実際にはかなりやっています。私ども、2カ月ぐらいおきに現地に行って、どういう状況かヒアリングし、実際に使われている方々からも、本来、報告を受けてもいい話なのですが、私たちが直にインタビューをしています。プラスどういう広報パッケージ、どういう広報媒体をつくったらいいのか、あるいは全国レベルでの広報を行うために、運輸関係の機関にどうやって働きかけをしていけばいいのか、これは国交省などとも連携をしてやらせていただいていますし、また、一部には、福祉に若い人を入れ込んでいくということを全国的に展開しているNPOとか、事業者とか、そういう方を県に紹介をして、そういった活動を、厚労省からも、こういうアクティビティをしたほうが効果的ではないですかというサジェスションはかなりやっています。なので、その点は決して、現場、あるいは福島県に任せきりにせずやっているといるところなのですが、何しろ、まだ初年度であったので、どういう人が来たのか、どういう潜在的なターゲットがあるのか、この辺はさらに分析をして、取組をもっとターゲットに当たるようなものにしていきたいとは考えています。

○佐藤先生 ありがとうございます。

今の御指摘、すごく大事だと思うのですが、ただ、それはこの事業の話というよりは、厚労省は現場におけるいろいろな業態とかかわっていらっしゃると思いますので、そういうところとの仲介をするというところで、ある種、優位性を発揮しているということになると思うので、この事業に関してかと言われると、ちょっとどうかと。それは一般論としてすごく大事だとは思いますが、この事業の実効性を高める上での役割かなと言われると、そこだけまだ不明瞭だと思ったので。

○大西参事官 済みません、コメントシートの御回収、まだお済みでない先生、よろしくをお願いします。

水上先生、お願いします。

○水上先生 別の観点を聞きたいのですが、もし2年以内に就労をやめてしまった場合はお金を返さなくてはいけないことになるのですかね。

○厚生労働省担当者 立てつけとしては、そういう立てつけになってございます。

○水上先生 返ってきてしまったお金はどうなるのですか。

○厚生労働省担当者 最終的には国庫に返還していただくことになります。

○水上先生 これは補助金返還要件になるのですかね。つまり、ずっと補助で出していますね。厚労省から福島県にも、福島県から社会福祉協議会にも。それはどうやって返してもらうのですか。

○厚生労働省担当者 通常の補助金と同じように精算行為をして、不用額として出たものは国のほうに戻していただくということです。

○水上先生 一回補助で出すけれども、返してもらうという形になっているということですかね。それは、最初からどこかで貸与にすることはできないのですか。なぜずっと補助で出しているのですか。例えば、社会福祉協議会に補助で出すのはなぜですか。福島県は貸せばいいのではないのですか。だめだったときに、一回精算しなければいけないのですね。貸しているのだったら、返ってくれば返ってきてしまえばいいから精算しなくていいのですけれども、補助だと、無事に放棄になればいいけれども、放棄にならなかったときに返還してもらう手順をそのたびにするということになるのですね。それは結構面倒くさくないですか。みんな2年間やってくれる前提なのですかね。

○厚生労働省担当者 これが参考になるかわかりませんが、同じように貸与している事業は、社会福祉の世界には、例えば、生活福祉資金とか、あと、介護福祉士というより高いレベルの資格を取るための奨学金を貸したりという事業もありますが、同じように補助金としてお出しをして、返ってきた額は精算するという流れはつくっているもので、それと同じような流れで、一応、予算を組み立てているのです。予算で、国から直接お貸しをするという意味合いでしょうか。

○水上先生 どこまで補助でやるかという話なのですからけれども、例えば、福島県までは補助でやるけれども、福島県が具体的に社会福祉協議会に出すときには貸与にするというやり方だったら、たくさん返ってきてしまうことを前提にする場合は、そういうやり方のほうがよりいいかもしれないですね。つまり、基本的には返ってこないお金だと補助でいいのだと思うのですけれども、これ、割とわからないですね、ちゃんと2年間やってくれるかどうか。

○厚生労働省担当者 冒頭にも触れておりますが、できる限り定着をしてもらうことを目標・目的にした事業でございますので、我々としては、できる限り2年以上働いていただけるようお願いをしていきたいという考えでございます。

○中里先生 これ、奨学金も貸与で、返済免除なのではないですか。

○厚生労働省担当者 2年間いらっしゃればですね。

○中里先生 最初からあげてしまうわけではないのでしょうか。

○厚生労働省担当者 ではないです。先ほど触れました介護福祉士の就学資金というのは、これとは全く別の制度になりますけれども、これは基本的に5年間、介護の現場で働いていた場合に返還免除という仕組みにしておりますが、大体9割の方は5年間働いていただ

いて、返還免除になっているという実績もございますので、そういうものを参考にしながら、我々、考えているところでございます。

○樫谷先生 2ページの単位当たりコストというのは、誰がどう決めたのかわからないですけれども、貸付金額を貸付件数で割っているのだけれども、我々の感覚では、この総事業費を人数で割るのが正しいと思うのですね。そうすると、3,870万円が分子ではなくて、三千数百万が分子になると思うのだけれども、これはどうなのですかね。この計算式は復興庁なり、どこかと協議して決めているのですか。

○厚生労働省担当者 いえ、これは私どもで判断をさせていただいております。広報経費とか、その他の事務費については経常的にかかるという前提で、貸付件数と目標と実績でコストをはじいておりますが、いただいた御意見を踏まえて、参考にさせていただきたいと思えます。

○佐藤先生 待っている間なので。この種の事業は、仮に2年間、3年間定着いただいたとして、なかなか評価するのが難しいと思うのは、確かに厚労省はスタートのところで、引っ越しとか、就職準備金とかの支援をされている。先ほど御説明があったとおり、福島県は福島県で、お住まいについて家賃補助をしたり、その他もろもろの、定着に向けた彼らなりの事業をやっていると思うので、定着したとして、この事業の成果と思うべきなのか、その後、むしろ福島県が頑張ったよねと考えるべきなのか。定着していただくのは非常にいいことなので、どちらが頑張ったというふうにして功績を競う理由はないのかもしれないのですが、ただ、これは事後評価なので、この一押し、これまで福島県だけではできなかったことができたのだという、そこがないと、本当は評価しにくいのかなというのが1つ。

済みません、もう一つだけ、感想になってしまうのですけれども、事業周知用ポスターを見ても、この事業の啓発というよりは、福島に来てください、復興で被災地をみんなで支えてくださいという、一般的な啓発でもあるので、細かく言うと、就職準備金とか、研修の受講料とか、ここの事業による成果は最終的にどこにあらわれてくるのか、よくわからなかったのです。

○厚生労働省担当者 おっしゃっていただいたように、まず1点目、成果がある程度出てくるのに、そもそも時間がかかるところに加えて、国が効いているのか、県が効いているのか、二人三脚でやるので、どちらがどちらに反応しているのかというのは同定するのは限界があると思えます。ただ、その際にインタビュー調査をかけたりして、入る部分と、入ってきてからの部分、どちらが効いたのかといった調べ方もできるかもしれませんが、その辺は、今後、この事業が続いていく中で、きちんと効果を検証できるようなやり方を考えていく余地があると思えます。

また、広報の方は、これは確かに非常に悩ましくて、いろいろな議論がありました。これだと何をPRしているのかわからないとか。ただ、つかみがないと、なかなか振り向いてももらえないということで、いろいろな議論があった中で、こういった形でやっているの

です。ただ、おっしゃるような、この事業の魅力がぼんと出てきていないという部分も一つの見方かと思いますので、その辺はよく福島県とも相談し、さらにリファインしていくということをやっていきたいと思います。

○大西参事官 お願いします。

○水上先生 集計中なので、ちょっと御意見ですが、幾つか問題があると思うのですけれども、1つは、現実問題として200人ぐらいやろうと思っていたけれども、目標自体は途中で下げて、実績は28人になったという事業であるとする、少なくとも予算の算出のとき的前提は、27年度の活動見込みの115件でさえできるかどうか、非常に微妙なので、少なくともこれを前提に予算を積み上げるべきで、潜在的に全部来たときにはこの予算ですというのを予算で積み上げると、何が予算なのかよくわからなくなってしまうので、少なくとも見込みで115と言っているのであれば、115を前提にした予算の金額にしないといけないというのは明らかなのではないかという気がします。

その上で申し上げますと、事業の構造からすると、実際に配るお金に比べて、それ以外のお金の割合が高過ぎると思うのですね、基本的には。なので、配るお金以外の部分をどうやって効率化するか。それを考えたときに、わざわざ国と福島県が分けてやる必要があるのかということも含めて、一種リストラをしないといけないのではないか。普通、45万円貸付をするときに、広報・宣伝も含めた間接経費で30万円使いますという金融機関は全くないのであって、貸付をすることによって人材がここに来ることは意味があるかもしれませんが、そのために一定の広報・宣伝は必要かもしれないけれども、割合として異常なレベルになっているのではないかという気がする、実際の執行額を見ると、余り執行されていないから、今の時点では顕在化されていないのですけれども、予算的にはかなり異常なのではないかなという理解を持っています。

以上2点が意見です。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。

確かに、予算を最初、どのくらい積み上げるのか、これは昨年度が初年度だったということもあって、多く入ってきて、できる限り対応できるようにしたということが1つと、あと、被災地の方々に対するメッセージとしても、しっかり、こういった形で構えをとって国として支援しますというメッセージを出す意味でも、そういった規模感があったのですが、ただ、おっしゃるとおり、実績というものが見えてきているわけですから、それを踏まえた対応は検討してまいりたいと思っております。

また、この実績とほかの経費との兼ね合いは、実績がまだ初年度出てきていないということで、逆として、ほかの経費が高まっているということ、あるいは初年度ですので、ものをつくる、すなわち、リーフレットであるとか、パンフレットであるとか、初年度だけに使うものではなくて、数年度にかけて使っていくものも準備するお金が要ったという部分もございますが、こういった部分もおっしゃるとおり、引き続き効率化していくことは言うまでもありませんので、その努力をしていきたいと思います。

○大西参事官 それでは、取りまとめのコメント案の御準備ができましたので、阿部先生より御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめコメント案を発表いたします。

まず最初に、6名の有識者の評価結果は、「廃止」が1名、「抜本的改善」が3名、「一部改善」が1名、「現状どおり」が1名でありました。

主なコメントといたしましては、必要な事業であることは間違いなので、実効性を高める努力を続けていただきたい。今後とも現地のニーズを踏まえた内容の改善を都度、実施していただきたい。事業の規模を圧縮すべき。被災地にシンパシーを持つ人材、特にボランティア経験者に対して、広報のあり方を絞り込んでいくべき。昨年度事業の総括が不十分。事業見込みから逆算すると、予算が余りに過剰なのではないか。外国人を含めた人材の確保についても考慮すべき。ニーズが居住費補助にあるのであれば、福島県の事業を強化するべきではないか。人材育成は工夫を含めて福祉人材センターの本来業務ではないかというものでありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては、「事業全体の抜本的改善」。

取りまとめのコメントといたしましては、次の2点です。

1番目、福祉・介護人材不足は全国的な課題である中、実現可能性を踏まえた事業の目標設定、規模の適正化を図るとともに、相双地域外からの就労者を確保するための必要な支援について検討が必要である。

2点目、地域、昨年度の実績を検証しつつ、相双地域への就労が見込まれる者への絞り込みを行うなど、効果的な広報のあり方について検討し、執行率の向上を図ることが必要である。

以上であります。先生方、御意見があればお願いいたします。

○水上先生 取りまとめそのものの文言はこれでいいのですけれども、私自身は、今回、こういう評価になったのは、まだ1年目だからよくわからないというところがかなり影響を受けていて、2年目やって、やはりこの結果だったから、この事業は廃止なのだと思うのです。現実問題として、これだけの間接コストをかけて人が集められないのだとすると、誰か別の人に集約したほうが、具体的に言うと福島県に集約して、渡せるお金の分だけは福島県に交付すると、つまり、1人当たり45万円の金額を福島県に交付して、福島県にやってもらうという形にしたほうがいいのではないですかという話を、今年成果が上がらなければ、しなければいけない事業なのではないかと、私としては理解をしています。

この地域に介護人材が行くということに自体については、私は極めて肯定的に考えていますけれども、だからといって、国がこの事業を今、効果的にできているとは全く思っていないので、27年がうまく成果が上がることをお祈りしていますが、これは今年行政事業レビューをやるべきだったかどうかというところは若干微妙な案件で、来年まで見て、これはもうだめだよとか、いいよねと判断できるタイミングであれば、もっとはっきりと

した判断ができたのですけれども、そういう意味で中途半端な内容しかできないという理解でいただければと思います。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。

今日、さまざまな有意義な御指摘をいただきましたので、来年に向けて事業内容の改変を検討していきたいと思っていますし、引き続き成果が出るようにやっていくということはお約束したいと思っています。

○樫谷先生 これだけのお金を使うのであれば、社会福祉協議会はもちろん悪くはないのですけれども、民間の力をもっと借りてもいいのかなと思いますので、そこも御検討していただければと。これは県とか協議会との相談だと思います。

○厚生労働省担当者 そうですね。おっしゃるとおり、そこは非常に大事だと思います。福祉人材センターも一種公的なビヘイビアになってしまいますので、そういう意味で、先ほど申し上げたNPOとタイアップしたイベントなども今年やりましたし、柔軟で、もっと訴求力のある活動をしっかりやっていきたいと思っています。

○阿部先生 その他、御意見、どうぞ。

○上村先生 先ほども意見あったのですけれども、単位当たりコスト、次は総額も含めたものを分子に持ってきてやっていただきたいと思っています。なぜなら、そうでないと、広報の効率性がわからないので、そこはよろしくお願いします。

○厚生労働省担当者 わかりました。御指摘を踏まえて考えたいと思っています。ありがとうございます。

○阿部先生 コメント案としてはよろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、先ほど読み上げました取りまとめコメント案をもって、本事業に対する結論にしたいと思いますが、コメントの2点目、細かい文字の修正ですけれども、「地域、昨年度の実績」というのは恐らく「昨年度の実績」という意味だと思いますので、その点だけ修正していただいて、これをもって本事業に対する結論といたしたいと思っています。ありがとうございました。

○大西参事官 取りまとめありがとうございました。

続きまして、次の事業に移らせていただきますが、入れかえにちょっとお時間いただきますので、もう少々お待ちいただければと思います。

(厚生労働省関係者退室・農林水産省関係者入室)

○大西参事官 それでは、「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」の議論に入らせていただきます。

本事業につきましては、小泉復興大臣政務官に御同席いただいております。

○小泉政務官 どうもよろしく申し上げます。

○大西参事官 それでは、事業所管部局である農林水産省から、事業概要の御説明をお願いいたします。

○農林水産省担当者 担当しております、古賀と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて御説明したいと思います。

論点説明資料の「事業の概要」ですけれども、1ページ目のちょうど中段にございますが、被災農家等がみずから営農活動を行う場合のほか、受入地域の耕作放棄地対策協議会が運営する実証圃場で、雇用形態という形で営農活動を行う場合に、耕作放棄地、いわゆる荒廃農地を再生して、営農再開に向けた取組に対する活動を支援するという内容になっております。

詳しくは、資料の7ページにつけております、ポンチ絵がございます。こちらにございますように、被災農家の生活再建に向けての支援ということで、被災農家がみずから荒廃農地を再生して、営農活動を再開する場合、実証圃場で雇用形態により営農活動を行っていく場合、この2点について、支援するという内容になっております。

詳しい内容、支援額等については、ここに書いてあるとおりでございます。

今回、議論になっております、既存の事業ということで、一般会計事業に事業がございまして、それについては、8ページに「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要」ということで、つけさせていただいておりますけれども、こちらにありますように、全く同じ仕組みで、荒廃農地を再生していく活動に対しての支援という内容になってございます。

この2つの事業の違いということで、今回9ページに資料をつけさせていただいております。こちらについては、勉強会で水上先生から御指摘がありまして、わかりやすく対比していただきたいということでございましたので、それに対応して、つけさせていただいております。

一般会計の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金でございますが、こちらはいわゆる荒廃農地を解消する、優良農地の確保が目的でございまして、それに対して、その下にございますような各種取組について、2分の1相当を支援しているという内容になってございます。ですから、定額で10アール当たり5万円となっておりますが、10万円以上する活動に対して5万円を支援する形になっております。

ほか、土づくり、営農定着、経営展開、もろもろございますけれども、基本的には2分の1相当という内容になってございます。

復興特会の被災者支援については、あくまでも被災農家の営農再開を支援することが目的でございまして、これに対しては、こちらにありますように、10分の10相当と書いておりますが、反当たり5万円することにに対して5万円をとということで、それぞれ障害物除去、深耕、整地、これらにおのおの支援する。最大で15万円という形になっております。

さらに土づくりについても、10分の10相当で、10アール当たり5万円ということで、最大2年間です。

また、先ほどポンチ絵で見ていただきましたが、実証圃場について、一般会計事業のほうでは1カ所に限定しておりますけれども、あくまでも展示場効果ですとか、モデル的に地域に知らしめる、こういう取組をすれば、こういう作物ができますということで、お示しするというので、1協議会当たり1カ所となっております。被災者支援については、

被災農家が雇用形態の取組について、制限を設けずにやっていくということで、箇所数の制限を設けずに実施するという形になってございます。

このように、一般会計の事業と今回の被災者支援事業等については、こういった違いがございませうという内容になっております。

もう一点、予算の執行状況についてなのですが、資料の1ページの論点シートの説明の中で、予算額等を計上してございませうが、執行率は平成24年度で18%、25年度で31%、26年度で12%という状況にございませう。

これについて、上村先生及び水上先生から、どうしてそういう乖離が生じているのかということで、御指摘をいただきまして、資料の10ページに予算額と執行額の乖離の理由ということで、整理をさせていただきました。

いろいろと確認したところ、これまでも勉強会などの中で御説明しておりましたが、やはりよそから避難してくると、要は知らない土地に来るということで、地縁、血縁のないところで、農地を探すというのは、どうしても時間がかかりますし、また、よそから来られているということもありまして、なかなか貸そうという機運にならないところもあることから、どうしても時間がかかってしまうということで、当該年度に実施できなくて、翌年度に実施したということがございませう。

あとは、やむを得ない事由という形で整理しておりますけれども、農地をいきなり購入してというのは、なかなか難しいところがありますので、荒廃農地を借りて再生しようとしていたのですが、そこに定着してやろうという段階になって、やる気のある方だったということで、既存の農家の荒れていない農地を借りることができた、もしくは購入することができたということで、この事業をやる必要がなくなったということで、取りやめたものがございませう。

あとは、調整までは済んでいたのですが、急に地権者の方がお亡くなりになって、相続などの関係で、利用権の設定ができないという、急遽な事由などもあったと聞いております。

それから、最初の予算計上に当たって、もうちょっと詰めておいたほうがよかったというところがあったと思っております。予定していた農地がたまたま山の斜面にある。それは春先ですとか、夏場ですと、日が当たるのですが、秋口から冬口にかけては、結構山陰になって、日当たりが悪く、営農をするにしても、日が当たらないままでは、非常に暖房経費がかかったりするということで、土地を見直すということがありました。

急遽やろうと思っていたのですが、原発被害の状況ですとか、そういうことから、急にもうちょっと考えたいということで、取りやめになったとか、あとは、実際に貸そうということで、お互いに了解していたのですが、直前になって調整が整わなかったという理由もあると聞いております。

あと、特に24年度、25年度については、被災者の方から急に手が挙がってきた場合にも、ある程度対応できるということで、要望よりも少し上乘せで要求していた部分もあると思

っております。そちらについては、24年、25年はありましたけれども、26年についてはそういうことはなく、絞って要求したという形になっていると聞いております。

そういうもろもろの理由から、執行率が上がっていないということが確認できております。そういう状況でございます。

そういう中で、27年度の状況についてということで、こちらについては、水上先生からも御指摘がありまして、11ページにつけてございますけれども、今年度については、各地区、こういった形で、約10地区、1億4,900万円でございますが、一応執行見込みが立っているという状況でございます。そういった状況で、執行率につきましては、できるだけ予算計上の段階で精度を高めていくことが、これからの課題だと思っているところでございます。

事業の内容及び今回の課題等についての説明ということで、簡単でございますけれども、これで終らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○大西参事官 それでは、御質問等がある先生は、挙手でお願いいたします。

上村先生、お願いします。

○上村先生 ありがとうございます。

先週金曜日に現地の視察をさせていただきました。この事業については、耕作放棄地の解消と被災農家の営農を支援するというもので、非常に重要な目的を持っている事業だと思っています。

1点お聞きしたいのですが、一般会計でも同様の事業があるわけですが、レビューシートは2ページ目に本事業の単位当たりコストがあります。単位当たりコストを一般会計の事業と比較したら、どのような形になりますか。レビューシートは一般会計の事業が入っていないので、もしもお手元にあったら、教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○農林水産省担当者 26年度の事業で御説明しますと、単位当たり約19万円、25年度については17万円、その程度の金額になってございます。

○上村先生 一般会計のほうがということですね。

○農林水産省担当者 そうです。

○上村先生 そうすると、一般会計のほうが、26年度は若干安いということですね。

○農林水産省担当者 はい。

○上村先生 これは何が影響していると思えますか。

○農林水産省担当者 1つは、被災者の方の営農再開に当たっては、単なる農地の再生利用だけではなくて、その後に施設園芸とか、新たに取り組みされる。ですから、パイプハウスとか、そういったものに対して支援をしております。

また、東北などになると、どうしても冬場の加熱、暖房とか、そういったものの装置も合わせて支援の対象になっておりますので、そういう意味では、単純な面の整備だけでは

なくて、施設の整備なども入ってきているので、若干高いと思います。

○上村先生 ありがとうございます。

○大西参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 私も先日福島に行って視察をさせていただいたのですが、非常に熱心にやっていたので、おもしろいと思ったということと、農業なので、相当時間がかかる。ただ、事業者の方お二人にお話を伺ったら、非常によかったというお考えで、1人の方は、今までぶらぶらしていたのだけれども、これを去年からやれたので、非常に意欲も増してきたし、体も絞れてきたみたいなことも含めて、お話になっていたのだから、これはすばらしい事業だと、個人的には思っております。

ただ、耕作放棄地と言ったときに、単なる草が生えているだけだと思ったら、そうではなくて、森みたいになっているとか、そんなところもあるということがよくわかりました。これはむしろ復興だけではなくて、一般にももっと広げるべきではないかと、逆に思いました。

9ページの比較表、一般会計と復興特会の比較をすると、一般会計は10アール当たり5万円です。ところが、復興特会は最大15万円ということなのですが、実際にかかるコストは同じです。ということは、一般の場合は、10万は自己負担になると思うのですが、極端に言えば、10万も負担をして、非常に長期にかかる事業をやられる方は結構多いのですか。これは復興特会の話ではなくて、一般会計の話をしています。それとの比較で、復興のほうもお聞きしたいと思っていました。

○農林水産省担当者 全国的に展開している事業につきましては、今、経営している面積では足りなくて、規模拡大をしたいといった場合ですとか、あと、新規の就農者の方で、現状農地を持っていないで、やるためには農地をどこかで確保していかなければいけないということで、幾らかでも支援があれば、それを使いたいということで話があって、こういう事業を使っていると思っております。

○榎谷先生 一般会計の事業は、進んでいるのですか。かなり希望が多いのですか。

○農林水産省担当者 一般会計の事業については、平成21年度から実際に動いてきているのですが、年間20億円程度の予算規模といいますか、基金を積んで、その中から実際、手が挙がったところに対して、そういう支援をしてきているのですが、約20億円程度の規模で大体毎年継続していますが、最近は金額的に下がってきております。ある程度やりやすい荒廃農地がまず最初に進んで、だんだんやりにくくて、条件のさらに悪いところが残っていて、そこが少しずつなっているのではないかと考えています。

地区数についても、2,000件近い件数が実施されておりますので、これについては、年度でばらつきがあるのですが、継続的にそういった地区は出てきている状況です。

○榎谷先生 復興の方もそうなのですが、意欲を早く持っていただいて、そういう方をしっかりサポートできるような仕組みを、今、つくっていただいているのですが、さらに強気に押し進めていただきたいと思います。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 まず資料を補足で追加していただきまして、ありがとうございました。いろいろ行政事業レビューをやるのですけれども、対応していただける省庁と、していただけない省庁があるのですが、今回は非常に丁寧に対応していただきましたので、まずその点については、お礼申し上げたいと思います。

その上でお聞きしたいのですけれども、11ページは非常に重要で、執行予定とありますが、これは26年度とか、25年度についても、こういうことは考えられていたということではないのですか。今年初めてやったわけではないですね。

○農林水産省担当者 26年度については、同じように、年度当初にこういう形で割り振りがされておりまして。

25年度についても、一定額については、割り振りがされているのですけれども、先ほど最初に簡単に説明させていただきましたが、余裕を持った予算の枠を確保されていたようでして、最初から細かく全地区にはりついていただいていたわけではないようです。途中で希望が出てくれば、それに対応するものがあつたと思います。

○水上先生 これは想像ですけれども、レビューシートを見ると、24年度、25年度は、結構大きな金額で、いけいけどんどんな感じで数字が積まれていて、しかし、執行率が低かったのも、その執行率にあわせて、26年は固目の予算にしたというプロセスだと想像しますが、そんな感じなのですか。

○農林水産省担当者 特に24年度につきましては、震災後間もないことから、個別に、今のように、各地区の被災農家に積み上げてやっているというのは、現場のほうでも、対応がしきれなかったと聞いております。ですから、ある程度このくらいの方が出るのはないかという見込みとか、あとは、被災して、避難されている方のニーズなどで、大体このくらいの方が手を挙げられるのではないかということで、予算どりをされていたと思います。

○水上先生 わかりました。別に過去のことを細かく聞く話ではないので、今、重要なことは、そうやって現実に即してつくった26年度予算の執行率が、極めて低いということなのですけれども、執行率が12%です。11ページにあるような、こういうものは必要だと思いますが、しっかりとした積み上げの上で予算をつくられて、しかし、執行率は12%だった。27年度も同じくそういうものをつくったけれども、執行率はどうなるのかというところが1つ問題だと思うのですが、執行率が劇的に改善する見込みの根拠というのは、何かあるのですか。

○農林水産省担当者 26年度で見えますと、先ほどの資料にありますように、10ページの中で、事業実施に向けた調整に時間を要したという区分に入れているところが、本来であれば、26年度予算を使って、ほとんどできるような状況だったのですけれども、時間がかかった。ですから、繰越手続をして実施すれば、その分、予算の執行が上がるという形になるのですけれども、これが相当あると思っています。

あと、やむを得ない事由については、事前に想像する、見込みというのはいかなる場所がございまして、そういう意味では、ある程度時間を要しても、次年度に確実に実施できるようなものについては、当該年度の予算を確実に使ってやっていくことで、執行率が上がると思っております。

○水上先生 確認なのですが、例えば11ページを見ると、市町村名の福島市というところに、地域協議会名で飯舘村耕作放棄地対策協議会とあります。これは表の読み方なのですが、これは耕作放棄地がある場所が福島市ということでしょうか。

○農林水産省担当者 そうです。

○水上先生 それを実際に使おうとしているのは、飯舘村の対策協議会、つまり飯舘村から福島市に避難をしている人が、福島市の当該耕作放棄地を使ってやるものだという理解でいいですか。

○農林水産省担当者 そういうことです。

○水上先生 構造的な話なのですが、ある意味では、避難をしている方が、そのうち地元に戻ろうと思っているとします。それもそう遠くなくです。その場合、避難している先で耕作放棄地を一生懸命開墾してしまっても、戻るねということになってしまうと思います。この先もここに住もう、今後は福島市で生きていこうという人であれば、ここで開墾して、ここでやっていこうということになると思うのですが、その整理はどうなっているのですか。つまり避難したけれども、戻らない対象なのか、避難をして戻る予定の人が、何年間かだけ農業をするための場所をつくるということなのか、どちらなのか。

○農林水産省担当者 どちらも対象にしてございます。そちらに永住する方については、当然ですが、そこで何年もやっていかれるということですが、この事業の1つとして、営農意欲といえますか、帰ってからも営農をしていただくというか、先ほど樫谷先生からも話していただきましたけれども、農家の方がぶらぶらしていたけれども、これをやることで、健康にもなって、営農をやっていく。農業をやっていないと、気持ち的になえたりしてしまうので、そういった方について、一時的ではありますが、この事業を使って営農していただきます。

帰っていただいた、その後については、地域協議会、地元の方などと調整しながら、次に農地を借りてくれる方を募って、そちらをまた使っていただくという、継続ができるようにしていくということで、特に農業委員会が地域協議会の中に入れておきまして、農地を利用したい方、もしくは規模拡大をしたいという地元の方などを募って、その後を引き継いでもらうということで、再生された農地自体は、継続的に使われていくという形で、今、対応しているところです。

○水上先生 その見込みが最初から立っているところに、お金を出すということなのか。つまり使っている期間が非常に短くて、逆に帰還できてしまった。国としては、基本的に帰還を推進しているのだと思いますが、帰還できてしまったときに、せつかく耕作放

棄地を頑張って農業できる状態にしたのに、そこがまた耕作放棄地になってしまうということだと、しょうがないです。耕作放棄地というのは、もともと放棄されてしまった土地なので、それを一時的に避難者の方が使ったけれども、いなくなってしまうたら、使ってもらえるという見込みは、どこに立っているのですか。

○農林水産省担当者 基本的には地域協議会の中で、そういうことを踏まえて、被災者の方に営農していただく。その後は、もし借りられるということであれば、次については、協議会の中できちんと目星をつけていただいて、事業を実施していただくということをお願いをしまして、最低でも5年以上は、地域協議会が責任を持って、次の方を見つけるなり、整備した農地については、荒れないように、きちんと次の方が利用できるような形で維持するというのを義務づけているという形にしております。

○水上先生 5年間、そういう義務が地域協議会にあるという理解でいいですね。

○農林水産省担当者 あります。

○水上先生 ちなみに、耕作放棄地ではないけれども、一方で、農地の集約をしなければいけないということは、農水省はずっと言っているわけですが、このままいくと耕作放棄地になってしまいそうだとか、現時点では耕作放棄地とまでは言わないけれども、実際には事実上営農していないところとか、つまり完全に耕作放棄地になって、森になってしまっているところを開墾し直すというのと、このままいくと、集約化しない限り無理だということところを、こういうところに使うとすると、後者のほうが圧倒的に効率はいいのだと思いますが、その辺りの整理はどうなっているのですか。

今、日本全体で、農地は利用率がどんどん下がっている状態だと思うのですが、完全に耕作放棄地になっているところをわざわざ開墾しなくても、最近、使ってもらえていない、まだ耕作放棄地になっていないところをきちっと探して、そこをマッチングする、普通に賃貸でやる。農地賃貸自体は、今、物すごい勢いでやろうとしているわけです。そうだとしたら、その枠組みの中でやるということでは、だめなのですか。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおり、まだ耕作放棄地までいっていない、要は荒廃農地化していないところについては、この事業は基本的に使わない形になっております。おっしゃるように、基本は優良農地といいますか、1回トラクターをかけて戻せば、すぐに使えるようなところについては、当然ですけれども、農地中間管理機構などの中で、いかにそういうところを担い手に集約していくかという事業を、今、展開しておりますので、それをしていくのですが、そういうところでも、貸したくないというか、借りられないところもあるので、その中で、被災者の方が、避難先などでどうしても農業をやりたいという場合には、この事業を使って、荒廃農地を再生して使っていただく。

荒廃農地については、毎年、私どもでも調査をしております、再生ができるものと、ほとんど再生できないものという区分で、客観的に見て調査をさせていただいております。そのうちの再生可能などところについては、この事業をやりますけれども、それこそ山になっていて、再生は無理ですということについては、基本的にこの事業の対象にしないと

いう形で、いわゆる優良農地として確保できそうなところについてのみの投資という形でやっております。

○水上先生 最後に意見なのですが、私自身は被災者の方々、特にもともと農業をやっていた方が、被災されているところでも農業が継続できるということ自体は、大変重要なことだと思います。ただ、それに向けて、1回耕作放棄地になってしまったところを開墾する必要があるのか、それともきちんとしたマッチングをして、担い手に対する集約という議論を進めていくことによって、それが実現できるのかというところは、フラットに検討しなければいけないと思います。

具体的に言うと、今、農水省自身がまさに農地賃貸借等を進めることを、すごく頑張っていかなければいけないと言っていて、現時点では目標達成ができていなくて、思い切り頑張ると宣言されているわけです。そうだとすると、それを十分に活用しても、なお当該被災地域ではどうしても足りないです、これは開墾するしかないという話であれば、それはもちろんやるのだと思うのですけれども、現時点ではその取組自体が大変不十分だということで、今年度はそれを倍増して頑張りますという話を、農水省さん自身が言っておられるので、そうだとしたら、まずそちらをやるということ、優先順位としては高めるべきなのではないかというのが、私の意見です。

○農林水産省担当者 まさしくそういったことで、今、農地の集約化とか、耕作放棄地でないところについて、そういう形でさせていただいているのですけれども、当然そういうマッチングなどもしていった上で、被災者の方がどうしても農地を借りられないとか、見つからないといった場合に、この事業を使えるということで、これを全面的に、まずはこちらからということではなくて、いろんな農地の利用を推進した上で、その後にも耕作放棄地でないと借りられない場合には、この事業を使って営農を再開していただくということで、手段の1つとして、この事業を使っただけならばと思っているわけでございます。

例えば優良な農地の中に、ぽつんと耕作放棄地とされたものがあって、そこがなくなれば、一団地の良い農地になっていく。そういったときには、この事業を使って、部分的にある荒廃農地を解消することで、地域全体としては、1つのまとまりある優良農地、一団地になっていくということもありますので、そういったときには、こういう事業も使えますということで、対応していきたいと思っているところです。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 マッチングの前に必要なのは、まさにニーズの把握だと思うのですけれども、例えば今、避難されている農家の方々の中で、実際まだ見つかってはいないとしても、どれぐらい営農再開の要望があって、このぐらいの数が出て、それはこういうところに分布されていて、だから、そこを中心にこれからマッチングさせていきますということを言っただけだと、なるほど、まだニーズがあると思うのですが、避難されている農家の方々の中で、潜在的な要望として、こういう事業にのりたいたいという方々が、どれぐらいいらっ

しゃると理解すればよろしいのでしょうか。

○農林水産省担当者 個々に避難されている農家の方に対する聞き取りといいますか、要望調査、いわゆる賦存量・利用調査みたいなものは、今のところ、しておりません。

ただ、平成26年2月に被災3県における農業形態の営農再開状況、避難されていた農家が経営を再開している状況の中で、経営を再開できない理由があるのですが、1つは耕地や施設が使用できないということで、再開ができないという理由が多いところもあります。あとは、原発事故の影響もあるのですが、そういうことで、一定の要望といいますか、耕地や施設が使えるようになれば、営農を再開できるという声もあると考えております。

○佐藤先生 それは帰還した後の話ですね。自分が地元へ戻って再開しようとしたときに、なかなかうまくいかないという話ですね。避難先でやろうという意味ではないですね。

○農林水産省担当者 それを全部含めてだと思えます。個別に、戻ってからとか、その場でとか、そこまで細かく区分はしていないようです。

○佐藤先生 これは一般会計の事業ともかかわってくるのですが、例えば耕作放棄地があったとして、その中で、所有者の意向として、自分たちは貸し出したい。なかなかやってくれる人はいないのだけれども、自分たちとしては、貸し出すという意向がある。そういうサプライサイドのニーズ調査もやられているという理解でいいのですか。

○農林水産省担当者 毎年、農業委員会で農地に関する利用状況調査をやっておりまして、経営局で担当しておりますが、そういった中で、荒廃農地とか、そういう利用状況をきちんと確認して、利用状況が進んでいなければ、どうするのですかといったことを個別に農家に伺うということで、調査をする。その結果、貸したい、借りたいということがあれば、それについては、農業委員会ですとか、農地中間管理機構の中で、マッチングとか、いろいろなことをしていくという流れになっております。

○佐藤先生 全体として、耕作放棄地を持っている所有者の方というのは、本当は誰かに貸し出したいと思っていると思っていいいのですか。それとも、とりあえず放っておきたいと思っていると思っていいいのですか。

○農林水産省担当者 一概には言えないところがあるとは思いますが、特に中山間地とか、条件の悪いようなところについては、できれば貸したい。ただ、担い手がおられない。自分も高齢化してきて、今までは自分がやってきたけれども、それができないということで、苦勞しておられると聞いております。

○佐藤先生 最後はコメントですが、この種の事業というのは、営農したいというニーズと、貸し出したいというニーズがちゃんとあることを確認して、ただ、そこにはいろんな齟齬がある。住んでいる場所、避難している場所が違ってくるかね。でも、そこはまさに農業委員会とか、各種協議会でマッチングさせればいいということです。貸したい、借りたいニーズが把握できていないとすると、果たして事業としてこのまま続けていって、どこまでいくのか。

一般会計は、良くも悪くも基金なので、出てきたら払うという仕組みなので、その辺が顕在化していないと思うのですけれども、これは毎年予算を立てているので、結果的に何らかの見込みがあって予算を立てるわけなので、ニーズの定量的な評価がないと、果たして執行率はどうなるのか。今年は頑張ると言うのはわかるのですけれども、その辺の基本的なデータ、情報がないままにやっているという印象を持ちます。

○農林水産省担当者 特に被災者支援事業につきましては、被災農家を個々に当たっていくというのも、難しいところがありますし、あと、各地域の荒廃農地の状況については、先ほど申しましたけれども、利用状況調査などで状況を把握していますので、その中で、農家のお考えだとか、提供できる方の状況などは、それなりにつかめていくのかもしれませんが、そういう中で、一番はこれを使いたいという農家の意向について、事細かく調べ切れているところまで、まだいけないと思っています。

ただ、今、福島県の方といろいろお話をしていると、いろんなパンフレットとか、いろんなビラ、何とか通信（ふくしまの今が分かる新聞）という中で、こういう事業があって、営農再開をしたければ、こういう事業がありますという広報活動も熱心にされていると聞いておりますので、そういうものを見られて、やりたいということが出てくれば、その中で、必要な予算を確保していくという形になると思います。

○大西参事官 コメントシートの御記入がまだの先生は、よろしくお願いいたします。

お願いします。

○樫谷先生 なかなか進まない理由について、いろいろお聞きしてみると、農地の保有コストが非常に安いというところも、側面にあると思います。空き家の問題とか、ほかにもいろいろあるのですけれども、保有コストが安いので、人に貸さなくても、痛痒を感じないというところもあるのではないかなと思うのですが、これはここだけの問題ではないので、全国の問題なのですけれども、やはりそこも含めて考えていかないと、供給サイドが出ていきにくいと思いますので、また御検討いただきたいと思います。

○農林水産省担当者 コストだけの問題ではないと思っているのは、現地にも行っていただいたと思うのですけれども、現地の農家の方が、まずは外から来られて、いわゆる人となりが一番重要だといいますか、その人を知らないと、なかなか貸す気になれないみたいなところもあって、特に福島で現地を見ていただいた、ハウスをやっていたらっしゃる方については、取組を見て、周りの農家の方から評価をされて、その後、うちの農地も使ってくれ、こちらも使ってくれということで、最初はちょっとしか面積がなかったのですが、その後、独自にそれぞれ賃貸借が結ばれて、相当規模を拡大したと、実際にお聞きしておりますので、そういう意味では、単純にコストだけの問題ではなくて、実際にその農地をきちんと使っていただけるかということが、（農地を）出す側の気持ちとしては、重要なところがあると思いますので、そういったものが複合的に絡まっていると、私どもとしては思っているところです。

○樫谷先生 私もその辺はよく認識しているつもりですけれども、要するに放棄しておい

でも、何も使っていないなくても、ほとんどコストがかからないというところにも、その原因の1つがあるのではないかと。全てではないということもよく理解できますが、先祖伝来とか、土地に対する愛着が、農地の場合、より強いと思うのですが、何で放棄するのかと、我々農民でないものは、つつい思ってしまうのですけれども、それをちゃんと使っただけであれば、保有コストが安いのはいいと思うのですが、使いもしないで、放ったらかしておいて、安いというのは、何となく納得できません。そういう意味では、貸せば、もちろん安くなるというなら、全体的には回っていくと思うのですけれども、それも含めて、御検討いただけたらと思います。これは固定資産税の話なので、国の問題ではないのかもわかりません。

○阿部先生 先週、ほかの先生方と一緒に見学させていただいて、飯舘村から福島市に避難している被災農家の方の実例を見させていただいて、おっしゃるように、御主人は1年ほど仕事ができなくて、ぶらっとして、体もなまって、何かやりたいと思っているのだけれども、奥様は、農作はしたくないとおっしゃっている中で、でも、花の栽培であればやってもいいということで、今、花の栽培をされている方でした。

避難されている方の心情としては、何もやりたくない気持ちもあるけれども、何かしてみたい気持ちもあるというところで、さらに土地を無償で貸してくれるところがあればいいし、それがいい土地であれば、よりいいのだけれども、なかなか見つからない。そういう中で、偶然一致して、農業を始める。さらにそれが採算に乗るかどうかということはおき、何か農業をして、仕事をしてみたい。そういう取組で、何年後に被災地に戻って、採算の立つ農業をやるとか、やらないとか、そういう見通しはないけれども、何かやってみたいという後押しをする事業としては、非常にいいのではないかと考えています。

ただ、現地でおっしゃっていたように、土地、風土、土壌の質、そういったものが全然違うので、前と同じようにはなかなかできない部分であるとか、全く地縁もない土地で、いろいろ苦勞をされている部分はあって、そこは現地の農業委員会が支援をされているということだと思っておりますが、そこは現地の支援というのが重要で、そういう形でやっと腰を上げた被災者の方が、これから効率的に農業に取り組んでいけるように、ここまでは国で、ここから先は現地の農業委員会ということではなしに、全体として一体感のある支援をしていただけると、もっとよい事業になるのではないかと考えました。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

そういう効果につながっているのは、1つは、協議会形式といいますか、地域協議会というのは、市町村が入っていますし、当然農業委員会も入っていますし、県の出先機関ですとか、そういったものが複合的に入った協議会が、事業主体となってやっているということもありますので、実際、農地を見つけるには、当然農業委員会のお力がないとできませんし、また、いろんな形のケアについては、行政という立場である市町村が入っていないと、フォローもできない。当然ですけれども、その中には、農業の部分があれば、それ以外の住宅とか、そういったものもございまして。市町村という形ですので、いろんな担当

分野がございますので、そういったところから、いろいろな情報が伝わって、支援が幅広くできていくのではないかと思っていますところ。

全ての協議会でそうなっているかという、なかなか厳しいところもあるかもしれませんが、その形態の中で、いろいろな情報が共有されていくことで、次のステップにつながる部分もあると思いますので、引き続き、協議会方式でうまく支援ができるようにしていきたいと思います。

○大西参事官 中里先生、お願いします。

○中里先生 保有コストの話が出ましたけれども、特に首都圏などは、借りてくれる人がいないというのが一番大きな問題で、持っている人は耕作ができない。借りてくれる人がいないときに、保有コストを高めるとするのは、単なる収奪になってしまいます。だから、そこは単純にミクロ経済学的にいかないところがあります。ミクロ経済学的にいくのか、よくわかりませんが、結構深刻です。

私の生まれ故郷は、たった5人の人で100ヘクタールをやっている、その人たちはみんな65歳以上で、後継ぎがない。この人たちがいなくなったら、誰もやらないわけです。それで保有コストを高めると、何が起こるのか、よくわかりませんが、もっと抜本的な問題がありそうです。

○樫谷先生 そういう意味では、農地をちゃんとやっている人には、保有コストを下げるべきですが、やっていない人で、お話を聞くと、近隣に害を与えている場合がある。動物などがいろいろ出てきてね。そういうところに対して、どう考えるかということだと思います。

ここを見ると、単位コストが20万から30万ぐらいかかっています。20万も30万も、単位当たりコスト、10アール当たりやって、採算が合うのかといたら、合わない可能性があります。要するに合わないのではないかと思っています。そうすると、そこをどうやって考えた方がいいのか。つまり合わない事業をやれと言っても、民間もやりませんし、普通の農民、個人では全くできないわけです。そこをどう考えた方がいいのかということ、補助のあり方も含めて、もう一遍、考えていただきたいと思います。

これは100%に近い補助ですので、コストが基本的にはゼロなので、できるのですけれども、普通のビジネスで考えたら、これだけの投資をしたら、合わないです。合わないことは、やらないわけです。だから、5万円補助をして、果たして20万ぐらいのコストをかけてできるのか、採算が合うのかという観点も、よほど効率のいい農業をやれば、別なのかもわかりませんが、それも含めて考えていただきたいと思います。

○大西参事官 コメントシートの御記入をよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○佐藤先生 これは行政事業レビューなので、この事業を評価するしかないのですが、多分これは日本の農政全体にかかわる話で、特に先ほど繰り返し指摘されていますけれども、農林水産省さん自身、今、農地の集約化や大規模化を図ろうとしています。そのためには、

流動化を促さなければならない。特に賃貸借をこれから進めていかなければならない。これは耕作放棄地に限らずだと思えるのですけれども、そういう大きな政策課題を抱えている中において、克服すべき課題がまだまだあって、私は税制専門なので、税制を含め、あるいは規制を含め、集約化あるいは流動化を阻害している要因がある。

そういうところを前提にして、さて、この事業を見ると、執行が上がらないという状況は、この事業の中身が悪いという以前に、周辺にあるもろもろの規制であるとか、税制であるとか、これまでの慣行とか、賃貸借がなかなか進まない大きな要因があって、これが除かれない限りにおいては、この事業そのものが進むのかということ、そこは疑問を持たざるを得ない。この事業が悪いというよりは、周辺制度が悪いという意識しかないのですけれども、そこら辺りは、少し整理が必要だと思います。話としては、物すごく大きな議論です。政策評価、施策評価、そちらの全体にかかわる話なので、行政事業レビューでとどまる議論ではないと思います。

○大西参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 コメントですけれども、この事業はやはり被災農家の営農活動を支援することなので、アウトカム指標として、農家の数もしくは人数を加えておくのがよいと思っています。

アウトカム指標が2ページ目にあります。農地の再生利用面積ですけれども、ここは本当に農地だけなので、むしろもう一つの目的がこの事業にはあるわけです。なので、アウトカムとしては、被災農家の支援もありますから、戸数ないし人数、あと、見せていただいた復興牧場は、恐らくかなりの雇用効果を持つと考えられます。10月からスタートです。そういうことを考えると、雇用数のアウトカムを持つのは大事だと思いました。これはコメントです。

○農林水産省担当者 おっしゃるように、我々もいろいろ考えてはいたのですけれども、目標といったときに、目標値の設定がなかなか難しい。被災農家何人に対してやりますと言うのか。農家もこの事業だけではなくて、いろんな事業をして、みずから農地を見つけてやられる場合もありますし、先ほどおっしゃったように、耕作放棄地ではなくて、耕作放棄地になりかけ、いわゆる後継者がいないような方の農地をうまく使って、営農再開されている方もいらっしゃいますので、この事業としてのアウトカムを個人の農家の方という数字にしていくのが、果たしていいのかということと、その数字の設定の仕方が非常に難しいというのが、内部でいろいろ考えた中でありました。ですので、現実としてやるのは、荒廃農地を再生していくということで、さらには国全体でこのくらいの農地を確保していくためには、毎年これぐらいの荒廃農地の再生が見込まれますという、大きな計画を立てておりますので、そちらを使わせていただいていると、御理解いただければと思います。

○大西参事官 佐藤先生、どうぞ。

○佐藤先生 今にかぶせてのコメントになるのですけれども、もしそうだとすると、この事業の目的自体は、被災者の支援というよりは、耕作放棄地対策ということになってし

まいます。復興特会でやっているわけですから、本来の目的は、被災者の方々に対する支援です。そうなのであれば、先ほどおっしゃったように、どれぐらいの方が営農を再開できたかが必要です。

先ほど私が申し上げたのは、本当にやりたいと思っている人がどれくらいいて、それがある意味潜在的なニーズであって、100%というのは、さすがに難しいとしても、せめて1割でも、2割でも、国としてお手伝いしたいというのであれば、ある種人数というのは目標設定になり得る。ただ、ニーズを把握していないので、実際のところ、何人再開したら、それが満たしたことになるのかさえ、わからないということです。つまり最初から政策のつくり方が、ちょっとずれている気がします。

○上村先生 かぶせるようですけれども、復興特会でやっているということは、被災者に対する支援ですので、そういう意味で、被災者の方のアウトカムをつくっておくことは、すごく大事だと思います。これはコメントです。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 今の一連の議論にもう少しかぶせると、耕作放棄地を回復することが目的だとすると、そもそも10分の10補助になる必然がない。もともと半分補助などでやっているわけです。

さらに言うと、耕作放棄地は、毎年どんどん増えているので、これ以上増えないようにするために、マッチングを一生懸命しましょうということをやっているわけでしょう。そうだとすると、そちらが十分に進んでいないのに、耕作放棄地について新しくやりましょうと言うと、結局それは無駄遣いではないか、そもそも今から耕作放棄地になりそうなところに、きちっと担い手を当てはめて、新しく耕作放棄地が生まれていかないということのほうに、国としての資源を集中するべきなのではないかという議論に、当然なっていくと思います。

そうではなくて、今、まさに被災者がいて、被災者との関係では、全部を賃貸借のマッチングだけでは進めようがないので、被災者支援という枠組みでこれをやっていると、逆に正面からそれを言わないと、この事業は正当化されないのではないかと思います。それを言うためには、そういうアウトカムがないと、やはり正当化されないと思います。今の状態だと、この事業は正当化されない状態になっていると思っています。

どうしても被災者支援だということであれば、例えば飯舘村だったら、何人の人がこれによってできるようになるとか、多分計画があると思いますから、そういうものをきちっと積み上げていただいて、これだけの人が現実に農業ができるようになります、何年かしたら、もちろん帰還されるかもしれないけれども、その間、農業ができます、だから、これは被災者復興事業として意味があるということ、むしろ正面から言って、目標設定して、アウトカムを設定してという形であれば、あえて復興特会でやる意味はあるかもしれないのですが、それを放棄してしまうと、この事業は要らないということになるのではないかと思いますけれども、どうですか。

○農林水産省担当者 おっしゃるとおり、そういうことはあると思います。私どもが評価をするためには、データが必要になってまいりますので、調査、確認、そういったものを継続的にやっていける指標をいかにうまく使えるかということ、まず最初に設定のときに考えまして、荒廃農地の面積で設定してはいますが、先生方の御指摘もありますので、どこまでそれを積み上げることができるかというのは、今の段階では何とも御回答できないのですが、これについては、あくまでも被災者の支援のための事業ということで位置づけておりますので、できるだけそういった目的に沿ったアウトカムができるように、指標については、検討させていただきたいと思います。

○水上先生 そう考えた場合に、まず目標設定自体は、被災者の人数も含めてということが必要だと思います。その上で、耕作放棄地の活用事業は、やはり優先順位として一番ではなくて、マッチング等々で解決できれば、そちらのほうが良いと思います。なぜなら、結局耕作放棄地を一生懸命開墾しても、その後ずっと担い手が居続けるかどうかは、放棄されてしまっていたところなので、わからないわけです。

そういうことを考えると、事業間の優先順位として、マッチングで解決できる場合は、そちらを優先するという仕切りを明確にすることと、もう一つは、本当に10分の10でいいのかということ、整理をする必要があります。つまり10分の10だとすると、協議会などの側にしてみると、本当に必要かどうかに対してのコスト意識は湧かないと思います。全部国がお金を出してくれるのでしたら、とりあえず耕作放棄地を解消しておこうかということになるかもしれない。それでもなお執行率がすごく低いわけです。

そういう状況だとすると、逆に言うと、10分の10でも執行率がこれだけ低い事業というのは、本当に望まれているのですかという議論があり得ると思いますが、少なくとも10分の10で全くコスト意識がない状態で、この事業をやらせると、ほかの事業との関係の優先順位が明確にならないと思います。賃貸借をやるのは、調整が面倒くさそうと思ったら、お金がかからないし、開墾してしまおうかということになってしまうと、優先順位が不明確になるので、そこも含めて考えたほうが良いのではないかと思います。いかがですか。

○農林水産省担当者 コスト、あと、補助率の考え方なのですが、単価の設定そのものは、標準的な整地ですとか、雑木の状況ですとか、抜根とか、そういったもので、最低限かかる分だけのコストしか計上していない形になっています。ですから、単価が高くなるわけではなくて、面積が大きければ、それだけの予算になりますが、好きなだけ、コスト意識なく実施できるわけではなくて、最低限の単価として設定している金額までしか出ないということ、御理解いただければと思います。

施設の補助については、先ほども見ていただいたと思うのですが、自分の負担があります。従来どおりと変わらずに、2分1までしか補助が出ませんので、そちらについては、農家が負担できる範囲までしか、基本的には投資もできませんので、そういった意味では、際限ない支援ではないということは、御理解いただければと思います。

優先順位の問題については、そういうことは当然あると思います。ですから、地域協議

会の中でマッチングなどをして、使える農地は、まずそういったところに紹介していただく。それでもなかなか農地が確保できないといった場合には、こういう事業もあるので、それを使って営農再開を支援しましょうという考え方でいるということ、御理解いただければと思います。

○大西参事官 それでは、取りまとめ、コメント案をお配りさせていただいておりますので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめ、コメント案を説明いたします。

6名の評価結果は、廃止が1名、抜本的改善が2名、一部改善が2名、現状通りが1名でした。

主なコメントといたしましては、農業政策全般の問題として、一般会計のプロジェクトとの統合を検討すべき。

被災者のニーズに合致した有益な事業であるが、執行率が低い点に改善が必要。

縁故のない土地における営農のため、現地におけるきめ細かいサポートが必要。

事業実施者の意見では、再生に対する意欲が高くなっており、評価できる。

事業意欲を持つ人に対する継続的な支援が必要。

現地に定着する意欲のより高い人を確保すべき。

一般会計の事業のコストと比較しながら、効果的な事業とすべき。

一般会計の事業との重複がある。耕作放棄地活用は、震災復興に限らない全国的な課題であり、復興特会で実施する必要性はない。

農地の集約化・大規模化等の農業政策全体の観点から見直すべき。

営農可能な農地について、マッチングを進めることが前提であり、それでも足りない部分に限定して支援すべきであり、現行の補助制度はやめるべきというものがありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては、事業全体の抜本的改革とし、さらにコメントとしては、被災営農者の営農再開への支援として重要な事業であるが、耕作放棄地の活用に限らない農業政策全体との関係を踏まえ、支援のあり方について検討することが必要である。

2番目、引き続きニーズの把握を精緻にし、事業規模の適正化に努めるとともに、執行率の向上を図るため、現地におけるサポートの充実等について検討が必要である。

以上のおりにしたいと考えておりますが、先生方で御意見があれば、お願いいたします。

どうぞ。

○水上先生 これは結構票が割れているので、取りまとめも難しいと思うのですが、被災営農者の営農再開の支援は重要だと思うのですが、この事業が被災営農者の営農再開への支援として重要な事業であるかどうかについては、かなり争いがあると思っています。つまり耕作放棄地の活用に限らない、もっとマッチングと賃貸借でやるべきだという議論であるとか、一般会計の事業に統合すべきという議論も相当出ているので、全体の取

りまとめとしては「被災営農者の営農再開への支援は重要であるが」というところまでしか、少なくとも取りまとめとしては言えないのではないのでしょうか。事業自体が重要なのだったら、抜本的改善とか、廃止とか、こんなに意見が出るわけではないので、あくまで重要なのは、被災営農者の営農再開への支援が重要だということで「被災営農者の営農再開への支援は重要であるが」であるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部先生 コメントの1番目のポイントでございますね。

○水上先生 そうです。

○阿部先生 「被災営農者の営農再開への支援として重要な事業である」ですね。

○水上先生 そうではなくて「被災営農者の営農再開への支援は重要であるが」に変える。

○阿部先生 「支援は重要であるが」ですね。

○佐藤先生 それにかぶるのですけれども、これは事業目的に対して異論があるというよりは、手段として、果たしてこの事業は妥当かどうか。妥当かどうか以前に、有効かどうかだ、そこが問われているところだと思うので、目的自体については、営農再開の支援は必要ですが、事業自体がそれに対して有効な事業かというところで、意見が分かれていると思います。

○阿部先生 わかりました。

言葉遣いとしては、今、おっしゃったようなポイントだけでよろしいでしょうか。

つまり1番目のポイントとしては「被災営農者の営農再開への支援は重要であるが」で、あとは、原文どおりです。

○水上先生 それ以上に踏み込んだ問題があるのではないかとこのところまでは、取りまとめられてはいないでしょうかから、取りまとめコメントとしては、その限りが限界だという理解をしています。

私自身は、そもそもの優先順位等々について、既にコメントさせていただいていますから、それは議事録に書かれるのでしょうけれども、取りまとめとしては、そういうことだという理解です。

○阿部先生 どうぞ。

○樫谷先生 支援は重要だということで、それはわかります。

飯舘村に帰るということを前提にやる場合と、そこで定着をしてやる場合と、2つあると思います。我々が見に行ったのは、恐らくここで腹を据えて、定着してやろうということだと思います。そういう事業者には、ああいう支援が必要だと思っていて、そういう意味では、耕作放棄地の活用に限らないと言えば、そうなのですが、目的が2つあります。帰るかもしれないので、農業の意欲とノウハウをとにかく維持しておきたいという意味と、移転して、そこで腹を据えてやるという、この2つがあるので、これは厄介なのです。

むしろ最初のほうのものは、今、既にやっているところをサポートさせてもらえればいわけですけれども、腹を据えてやろうというときには、耕作放棄地を中心にやっていか

ないと、なかなか難しいと思っていて、確かに文章で言えばこうなのですけども、若干ニュアンスが違うと思います。どういう文章をつくったらいいのかわかりませんが、そういうターゲットを持った人、ここで腹を据えてやりたい人、また、これまでそれぞればらばらでやっていたものを1つにまとめて、そして、大きな農場をつくってやってやるという、そういう意欲を持った人に対しては、ああいう支援が必要だと私は思いました。

○阿部先生 ほかの先生方、御意見はございますか。

よろしければ、1番目のコメントについて、今、ありましたとおり「被災営農者の営農再開への支援は重要であるが、耕作放棄地の活用に限らない農業政策全体との関係を踏まえ」以下同文ということで、この点だけ修正いたしまして、取りまとめコメントとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿部先生 ありがとうございます。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

これをもちまして、午前中の質疑は終了となります。

午後は13時から、また次の事業の議論を始めたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

(農林水産省関係者退室)

(休憩)

(国土交通省関係者入室)

○大西参事官 それでは、定刻になりましたので、再開させていただきます。

午後の最初の事業でございますが、「震災復興推進のためのPPP事業化実施支援」の議論に入らせていただきます。

それでは、事業所管部局でございます国土交通省から、事業概要の御説明をお願いいたします。

○国土交通省担当者 官民連携政策課の大澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の最後のページになりますけれども、事業の概要をまとめた紙で御説明申し上げます。

震災復興の中で、官民連携を支援していくという事業でございます。基本的には地方公共団体に対しまして、官民連携でまちづくりの復興をしていくというものについて、調査委託費を助成するという事業でございます。

補助対象の経費でございますけれども、自治体がコンサルタントなどの専門家に調査や検討を依頼する際の経費を、全額国費で、定額の補助として助成をしているということでございます。1件当たりの補助金の上限額は、2,000万円となっております。

イメージの絵を見ていただきましたら、わかりますように、基本的には復興で被災した地域のまちづくりでございます。官民共同でまちづくり会社などをつくりまして、そこに大規模な商業店舗ですとか、あるいは公営住宅、公共の駐車場といった、町の拠点をつくっていくための調査の支援ということでございます。

それから、論点として挙げられております、復興以外に一般会計でも同じような事業があるけれども、それとの違いは何かということでございますが、1つには、一般会計の方は、いわゆるPFI、PPPの中でも、非常に専門性の高いコンセッション、全国に先駆けて、先導性のあるようなものを取り上げてやっているのに対しまして、復興のほうでは、やはり復興事業の支援、迅速に官民が協力して、まちづくりを進めていくということを、広く取り上げてやっていくという形でしている点が違っております。

また、一般会計でもできるのではないかと御指摘については、量としまして、今、一般会計では毎年度30件程度採択をしております。震災復興のほうでは、10件ということで、量的に見ても、復興支援の毎年度10件への対応というのは、なかなか困難な状況にあるということでございます。

私からは以上でございます。

○大西参事官 それでは、先生方から御質問等があれば、お願いいたします。

上村先生、お願いします。

○上村先生 27年度の当初予算の金額が1.6億円ですけれども、今までは2億円だったのですが、1.6億の積算根拠を教えてください。

○国土交通省担当者 当初24年度は、応募が17件ございました。そのうち14件採択しているということなのですが、25年度、26年度は、応募の件数が15件、12件と、少し下がってきたということも踏まえて、実際の市町村の応募数にあわせた予算要求としたところでございます。

○上村先生 わかりました。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 この事業自体は、計画を立てるところまでを支援するというところだと思っておりますけれども、計画を実行することになった場合は、また別の補助事業みたいなものがあるのですか。

○国土交通省担当者 基本的には先生がおっしゃるとおりでございます。調査の中で、どんなイメージで事業を進めていったらいいのかという、計画のところを支援しております。その後は、実際の復興交付金のメニューの中で、例えば公営住宅ですと、それを整備するための事業費が使われている。あるいは土地区画整理事業ですとか、そういったそれぞれ既存の事業がございますので、そちらのほうで、事業実施については、支援がされているところでございます。

○水上先生 これは実際に計画をして、それが計画段階で終わらずに、事業化する割合というのは、どれぐらいなのですか。

○国土交通省担当者 24年度を例にとってみますと、先ほど14件採択されたと申しあげましたけれども、これまでに13件実際の事業の着手がされておりまして、残りの1件も、間もなく事業着手される予定でございます。

○水上先生 25年のものも同じぐらいですか。つまり大体実行されることになりそうなのですか。

○国土交通省担当者 基本的には3年ぐらいを目途に実施していくということで、進んでおりまして、25年度は14件でございます、そのうち、事業化されたものは4件でございます。

○水上先生 それは最後まで事業化されないものも結構ありそうな感じなのか、時間の問題で、基本的には事業化されるという方向なのか、それはどちらですか。

○国土交通省担当者 基本的には事業化される方向でございます。先ほど申し上げたように、大体3年ぐらいで全て事業化される予定で進んでございます。

○水上先生 これは調査ということなのですかけれども、やれるかどうかよくわからなくて調査するというよりは、基本的には相当やる気になっていて、どういうふうにするかということ調査・研究するという理解ですか。

○国土交通省担当者 おっしゃるとおりでございます。

○水上先生 ちなみに、これは1件当たりの上限が2,000万で、補助することになっているのですけれども、地方公共団体に対してお金を出します。地方公共団体が民間団体に委託をするのですけれども、誰に委託するかというのは、結局誰が決めるのですか。

○国土交通省担当者 これは地方公共団体になります。

○水上先生 地方公共団体が決めて、それはどういう決め方をするのですか。入札か何かをされているのですか。

○国土交通省担当者 物によっては、入札のものもございまして、随意契約になっているものもあるようでございます。

○国土交通省担当者 補足しますと、随意契約ですが、なぜ随意契約になるかといいますと、企画競争、プロポーザルになります。一般競争という形ではなくて、いわゆる提案競争になりますので、随意契約ですが、1社ということではなくて、大概2社とか、そんな形で応募をいただいて、競争して選んでいるという形でございます。

○水上先生 つまり価格に対して、価格が安いから採用されるものではないということですね。

○国土交通省担当者 そうです。内容です。

○水上先生 これは幾つか問題があると思うのですけれども、1つは、調査・検討の段階で、国がお金を出さないと調査自体が始められないかもしれないパターンは、うまくいくかどうかはすごく不透明で、自分で調査・研究してくださいと言われても、それは見込みが十分に立っていないから、国から支援してもらわないと、始められませんということだとすると、逆にお金を出す意味はあるのかもしれないのですけれども、これはほぼ始まる

ことが前提で、かつ始まった後も、基本的には復興特会から支援されることが前提になっています。そういう計画段階のものを、そもそも国が全額を見なければいけないかというのが1点目の疑問です。

次に全額国がお金は出しているのだけれども、どういうふうにするかは、地方自治体が決めるということだとすると、基本的に地方自治体にとっては、コスト削減メリットはないです。全額国が見てくれるわけだからね。全額国が見てくれる状態で、どういうふうにお金を使うかは、地方自治体が決めてもいいですという状態は、国民の税金の使い方として、極めてじゃぶじゃぶなのではないかという問題が2点目の疑問なのですけれども、それぞれどうですか。

○国土交通省担当者 まず1点目だけ、先にお答えいたします。基本的にこの事業をやるかどうかわからなくて、結局やりませんでしたということでは、お金が無駄になりますので、どれぐらい熟度があるかというのは、当然確認をいたしますが、ただ、私どもの調査で意味がありますのは、要するに市街地の再生とか、復興のためまちづくりを土地区画でやるのか、防災集団移転でやるのか、どういう事業でやるかというのは、決まっていないわけです。もう一つは、官民でどれだけ役割分担をするか、資金などをどうするかということ、決まっていないわけです。

市街地の復興というのは、土地が公有地とか、民有地とか、複雑な土地関係がありますので、土地の権利関係も調整しながら、官民の配置をどうしようかとか、施設の配置をどうしようか、そういうことを考えております。でも、調整しなければいけないわけですので、その中で、結局こういう事業方式でやっていきたいと思いますということで、それによって、初めて復興交付金の中の何の事業でやるかということが決まってくるわけでございます。

もともと復興交付金のない事業で決まっているかということ、私どもが調査をするわけではなくて、例えば復興交付金のない事業で幾つか候補があって、その中でどれが一番ふさわしいかということ、ちゃんと調査している。あわせて、官民の役割分担も調査しているということでございます。

○国土交通省担当者 もう一点補足いたしますと、被災を受けた市町村の中には、これまでの経験といいますか、これだけ大きな被災を受けて、町をつくっていくという経験を多く持っている自治体は数が少なく、そういう意味で、こういった形で、調査段階からきちんと支援をして、いろんなノウハウですとか、あるいは人材ですとか、そういうものが派遣されて、それぞれの町の復興の中に入り込んで行って、実際の計画づくりを進めるという面はあるのではないかと思います。

2点目でございますけれども、じゃぶじゃぶに使われているのではないかとということでございますが、基本的には経費も我々できちんと見て、専門家の知識・ノウハウを活用するために必要最小限の調査費ということで、指導をしているところでございます。

○国土交通省担当者 もう一点補足いたしますと、私どもが選んでいるときに見る視点、採択するときの基準、審査の考え方でございますが、もともと官民連携というのは、でき

るだけ迅速に、かつ被災地の財源が厳しい中で、どうやって民間の資金とか、民間を活用しながら、うまく復興していくかということでございます。

例えて申し上げれば、実際にある事業の中では、災害公営住宅と商店と個人の住宅をどう復興するかというときに、それを合築する、その3つを複合化することによって、土地がない中で、災害公営住宅の土地を確保し、かつ、ほかの店舗とか、個人の家も合築で確保することで、全体としては、むしろ整備コストを抑えるとか、財政負担をできるだけ抑制するために、どんな民間活用方式を提案されて、調査・検討されようとしているのかということを見た上で選んでいます。

私どもは、最初に官民連携のスキームの検討をされる方法とか、財政負担を抑える方式などはどうかということを見た上で、審査していますので、そういう意味で、その時点でコスト抑制効果というのは、働くようにしていると思います。

○水上先生 今のところは大事なので、もしデータがあれば、教えていただきたいのですが、それによって抑制されたコスト削減効果というのは、どれぐらいあるのですか。

○国土交通省担当者 例えばですが、もともと災害公営住宅の土地が確保できなかったからなのですが、災害公営住宅と店舗と住宅を合築して、全部を復興した場合がありますけれども、その場合、通常の災害公営住宅をつくるよりも、同じ建物に合築しましたので、それぞれ個別につくるよりは、2割から3割程度、建設コストが抑えられたということの後で伺っております。

○水上先生 2つ質問なのですけれども、まず採択段階で、コスト削減効果みたいなものを地方公共団体から出させて、それを審査しているという理解でいいですか。

そうだとしたら、この事業で削減できた、その後に使わなければいけない公費の合計金額が出ているはずなのですけれども、それは幾らですか。

○国土交通省担当者 これは最初に申し上げましたように、幾つかの事業方式でやります。今の例で言えば、民間がつくって買い取る方式にするのか、公費でつくるかによって、削減効果が変わってきます。審査の段階での何割というのは見込みですから、その時点では必ずしも数字的なものではなくて、私どもが審査をするときには、どのやり方が一番コスト削減しそうかという中で、選んでいくということでございます。

○水上先生 結局、審査の段階で幾ら削減できるかは、審査しているのですか、していないのですか。

○国土交通省担当者 正確な数字は、挙げてくるところから出てこないもので、この数字がなければ審査ができないということにはしていないので、審査はしていません。

○水上先生 結局のところ、そうなのではないかと思っているということですか。こういうことをすると、きっとコストはトータルで削減されるに違いないと思っているということですか。

○国土交通省担当者 要するに官民連携のメカニズムでは、この費用がコスト削減されるはずだという説明を聞いた上で、選んでいるということでございます。

○水上先生 国がそれを目的にやるのだったら、ちゃんとコスト削減ができるかどうかということが、審査になっていないとおかしいのではないですか。

ちなみに、その後、民間団体に実際にお金が出ていくものについても、コストは最小になるようにしているということなのですから、つまりAからBに対して、企画競争入札等でお金を流すことが、コスト削減上、確実に削減されていることは、何によって検証して、実際に市町村にどういう文句をつけて、どれくらい下がったのですか。

具体的に言うと、一つ一つの契約が、実際に2,000万にかなりはりついているのですけれども、どこで必要最小限であることを担保して、何を言って、幾ら削減できたのですか。国自身が競争入札をしたわけではないのですね。そこがわからないので、説明してもらえますか。

○国土交通省担当者 先生がおっしゃっているのは、全体の事業費のことではなくて、実際の調査費のことですね。

○水上先生 はい。

○国土交通省担当者 そもそも2,000万の上限というのは、内閣府さんのPPP、PFIの調査で、過去に2,000～5,000万ぐらいはかかっていたということのを参考にしています。2,000～5,000万という内閣府の調査結果だったので、下限の2,000万を上限として設定をいたしました。そういう意味で、実際にはもう少しお金がかかるかもしれませんが、内容については、幾つか事業方式がありますので、2,000万を超えるかもしれない提案が多いのですが、私どもとしては、むしろ上限で切っているつもりでございます。

先生がおっしゃるように、例えば1,500万で切れないのかということでございますけれども、この調査というのは、この方式でいきますと決まったものではなくて、どういう事業方式で復興まちづくりをするかということで、幾つか候補の中を絞り込んでいく調査でもありますので、そういう意味では、結構お金がかかります。それを私どもとしては、2,000万という上限で切っている、抑え込んでいるという認識でございます。

○水上先生 つまり2,000万を超える部分については、自治体が負担しているということなのですか。

○国土交通省担当者 自治体さんで実際に負担されているかどうかは、私どもは、詳しくフォローしていません。ただ、基本的には、その中でやってくださいということをお願いしております。

○水上先生 ちょっと待ってください。そこは大事です。つまり民間企業は、競争入札などで競争されているならまだしも、随意契約の枠組みだとすると、本当に自分たちが赤字になることは、この金額ではやらないはずなので、もっとかかっているはずですよというのであれば、自治体が差額を出しているから、もっとかかっているはずですよと、国が説明をするならいいのですけれども、誰も費用をあれしないで、純粹で2,000万でやっているという話だったら、それは2,000万の仕事なのであって、なぜ三菱総研が本当は3,000万の仕事で2,000万でやってくれるのですかという話です。なので、自治体自身が、上限は2,000万な

ので、もう1,000万出していますという話であれば、それはそういう御説明かもしれませんが、でも、そうであれば、どこがどうなのかということをお教えいただきたいのですけれども、どうなのですか。

○国土交通省担当者 私どもは基本的に2,000万を上限でやっておりますので、何度も申し上げますが、その中でやれる調査をやっていただいて、絞り込んでいただいて、足りない分、実際に私どもが知らない範囲で負担されているかどうかというのは、自治体のお考えでやっていただくしかないということをお説明しております。

○水上先生 今で十分構造はわかったのですけれども、つまりお金は出しているのだけれども、使い道については、よくわかっていないということではないですか。それは典型的に自治体をかませってしまったせいで、費用の使い方がわからなくなっているという弊害だと思います。国自身が競争入札なり何なりをして、三菱総研を選ぶところまで、自分で責任を持ってやるというなら、まだわからなくはないです。あるいは上限を3,000万にした上で、3分の2補助にしますという議論であれば、まだわからなくもないかもしれないけれども、全額国が出します、使い方は自治体が決めてくださいだと、結局誰がコスト効率について責任をとるのですかというところが、極めて不鮮明ではないですかという、最初の疑問に戻ってしまうのではないですか。

○国土交通省担当者 この種の調査というのは、国でも直轄調査という形で、これまでもいろいろやってきた経緯がございます。どんな調査にどれぐらいの経費がかかるのかということについては、我々としても、これまでの経験則上、こういった調査をすれば、これぐらいかかるだろうというところは、持っているつもりでございます。

実際、それぞれの自治体から、こういう調査をしたいということが挙がってまいります。それを審査という形で、第三者の委員会の御意見をいただきながら、どんな調査にすべきなのかということをおこなっておりますけれども、その場合にも、もちろん金額の妥当性とか、あるいは調査の内容の妥当性・必要性をきちんと審査した上で、各自治体さんにはやっていただいているというのが、現状でございます。

○大西参事官 先生、お願いします。

○佐藤先生 先ほど御説明があったとおり、PFIに限らず、PPPですけれども、これは余り先駆的な事例というよりは、まちづくりとか、公営住宅の再建とか、比較的オーソドックスなPPPが含まれていると思うのですが、そうだとすると、必ずしも改めて調査しなければいけないものなのか、あるいはこれまでいろんな自治体がそれなりに経験していますので、それを事例紹介して、こういうやり方は、こういう選定の仕方がありますという、ある程度ガイドラインはできていると思います。ベストプラクティスとか、いろいろとありますね。その辺りではなくて、あえて一つ一つ調査しなければいけないとすると、それはどういうところにありますか。

○国土交通省担当者 おっしゃるとおり、ガイドライン的なもの、おおよそどんな考え方に基づくべきものなのかというのは、ある程度はあると思いますけれども、これはそれぞ

れの市・町で、これまでにないような被災を受けて、それぞれのまちづくりも、これまでにない規模で起きているということで、ある程度の考え方はあったとしても、それぞれの権利調整ですとか、具体の権利関係というのは、まちまちになっておりまして、そういったある意味1つのガイドライン的なものを具体的に当てはめるに、どんなことが必要なかとか、どんな形での配置があり得るのかということ具体的に調査するというのが、この調査の内容となっております。

○佐藤先生 事前勉強会するときにも伺っていたのですが、基本的にこういう自治体さんは、これまで余りPPPの経験がないということです。そうだとすると、本当に支援しなければいけないのは、どういう事業をやるかという中身よりは、まさに権利関係の整理とか、特にPFIなどをやる時に肝になるのは、まさに民間事業者との契約の仕方であるとか、むしろそちらが本来の支援対象でないといけなかったような気がします。逆にそういったところは、別途支援があると理解したらいいのか、あるいは調査の中に契約の作り方で全部込々とやっていると思っていいたいのですか。

○国土交通省担当者 今、まさにおっしゃられたとおりでございまして、個々の権利関係の調整をどういうふうに進めるべきなのかとか、どういう実態になっているのかということ整理することも、この調査の内容としてございます。

○国土交通省担当者 先ほど水上先生の問題意識に若干関係する話なのでございますが、中身をもう少し詳しく申し上げますと、どういう事業方式で復興まちづくりを行うのか、実際、中身として、どんな調整事項があるのか、土地権利関係とか、官民の施設の再配置とか、誰がお金を出すか、できた後の整備の主体は誰か、管理の主体は誰かとか、どういう契約、評価をしたらいいのかということまで、必要に応じて私どもが見て、選定をしております。出すときに積算表もついていまして、積算表の中身も全部ヒアリングをしております。何を調査するのですかという形です。それによって、妥当な金額というか、妥当な調査費の額、量であると思えば、2,000万を出しているということでございます。

○佐藤先生 最後の質問になりますけれども、調査をして、こういうひな形で、こういう契約をして、そういうものは、ガイドライン的なものをつくられると思うのですが、実際困るのは、自治体にとって一番の問題は、それをやる人間がないということだと思います。人の手当は、この後、どうなると思えばよろしいですか。

○国土交通省担当者 それにつきましては、この調査のスキームではなくて、例えば都市局や住宅局、各地域、自治体ごとに担当を決めまして、あるいはURも含めて、それぞれに出張もしくは出向をする形で、発注者支援をしております。その中で、どういう契約をしたか、どういう発注の要求水準をつくったらいいのかということ支援しております。発注者については、そういった形で支援しております。

○大西参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 復興庁全体の事業の考え方として、28年度以降は、これまでのあり方と違うやり方でやろうということで、10年間の中の5年間が終わったということで、次年度から

変わるということなのですから、要は復興に資する公共事業等については、自治体負担を入れていくという方針が示されているわけですが、こちらもある種公共事業に対する調査ということですので、この公共事業の中に入ると考えると、自治体負担を入れていくということは、1つ考えられる改革だと思えるのですけれども、いかがですか。

○国土交通省担当者 こちらも先ほどの上村先生と水上先生の問題意識に関連する話なのでございますが、先ほど何度か御指摘いただきましたように、コスト削減、調査の効率的な執行という観点から、冒頭御質問がございましたように、私どもは2億円から1.6億円に減額をしました。1つは応募数が減ってきたという傾向と、もう一つは、自治体負担というのは、上限2,000万をそのまま配るということではなくて、むしろ内容もより厳しく査定をして、例えば2,000万ではなくて、もう少し厳しく配分することも考慮した上で、大体2億円というこれまでの要求を1.6億円に下げていく。これは要するに応募数が減ってきたということとあわせて、今後は厳しく見て査定をしていきますということをごさいますて、負担をするかわりに、私どもが査定をする形で、できるだけ厳しくやっていただく形で対応したいと思っています。

○上村先生 レビューシートの6ページの下のほう、どういう金額で落札があるかというものを見てみると、ほとんどが2,000万にはりついているので、そういう努力が今あるのかということ、制度設計上そういうふうになってしまっているの、この制度設計でいくのだったら、このままの状態が続くと予測されるわけですから、どこにそういうコスト削減の工夫を入れていくのかというのは、よくわかりません。そこはどうでしょうか。

○国土交通省担当者 実務的なお話になりますけれども、もともと積算表などを出させているわけですが、そこを詳しく見た上で、真に必要な調査量・事業量、それに見合うだけの金額を計上しているものでなければ、これからは2,000万などにこだわらずに、査定を厳しくしていくということを、審査の運用の中でやっていこうと思っています。

○上村先生 これは審査等も基本的に自治体をお願いしているわけです。なので、国交省ではチェックをしていないということになると思うのですけれども、今の話はチェックをかけていくという話ですか。

○国土交通省担当者 私どもの仕組みは、まず交付額を決定しています。例えば申請するのは2,000万でも結構なのですが、これはほかの一般会計で既にやっているのですけれども、2,000万の申請があっても、2,000万の補助金を交付しているわけではございません。同じように、震災につきましても、自治体からの申請が2,000万となっても、厳しく審査して、査定をかけて、例えば2,000万という申請があっても、1,600とか、そういう形でやっていくということは、今後きちんとやっていこうと思っています。実際、既に一般会計で、そういうことで査定をかけていますので、同じように厳しくやっていこうと思っています。今までは被災地ということもありまして、やること、調査などがいっぱいあったので、そこまで厳しくやっていなかったのですけれども、その辺はきちんとやっていこうと思っています。

○大西参事官 そろそろコメントシートの御記入をお願いいたします。

榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 一般会計で補助する金額というのは、幾らなのですか。

○国土交通省担当者 一般会計も上限は2,000万でございますが、実態を申し上げますと、かなり査定をかけていまして、6割とか、5割というものも、ざらにございます。それは内容を見て、そこまでの内容でないということであれば、そこは査定をかけていくということでございます。

○榎谷先生 一般会計の案件というのは、こんなに規模が大きくないものなのですか。先鋭的なものだと聞いております。ここは先鋭的なものではないということから言うと、一般会計のほうが、2,000万ではなくて、もっと規模が大きいのではないか。これはワンパターンと言ってしまうと、語弊がありますけれども、それに近いものなので、もう少し調査費が安くなると、単純に思ってしまったのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○国土交通省担当者 基本的には先導性のあるもの、もちろんそれも非常にお金のかかるものもございますけれども、復興支援はまちづくりでございまして、また、非常に大規模な案件が多うございます。また、権利関係が非常に複雑になっておりまして、それを一つ一つひもといて整理していくという作業が、かなりかかっているという実態はございます。

○榎谷先生 先鋭的なものもお金がかかる場合があるけれども、こういうものは結構手間暇がかかるので、そういうものを十分に考慮した上で、決まっているということなのか。

○国土交通省担当者 そうです。

○榎谷先生 3ページの中ほどの評価に関する説明のところですが、単位当たりコスト等の水準は妥当かというところで、PFIの導入可能性調査は、1件当たり2,000~5,000万円とあります。先ほどの御説明にもありました。ところが、2,000万としたことで、基本的にはみんな上限に近い金額ではりついているのですが、これはもっと金をかければ、つまり3,000万かければ、もっといいものができるのだけれども、2,000万しかないので、結果的に2,000万の中でやりくりしてくれということで、こじんまりしたものになったり、そんなことはあり得るのですか。

○国土交通省担当者 それによって、実際、十分に積み上げられなかったということがないように、例えばかなり調整事項も多い大規模な調査の場合には、しかも、2,000万しか出せない場合には、まず事業方式を決めて、復興交付金の中で、どの事業、何事業になるかというところまで絞り込んでください、そうすると、事業化できますので、復興交付金の中のほうが、準備事業の中で調査ができますのでと、私どもはそういったアドバイスをしています。そういった形で工夫をして、何とかできるお金の範囲の中で、検討を進めてくださいということをやっております。

○榎谷先生 それから、調査段階のものは、どんなものが出てくるか、その評価も大事だと思うのですけれども、これが過大なものになっていると、その後の事業実施が相当大き

なものになってしまいます。確かに地元の要望をいろいろ聞けば、切りがないほどあると思うのですが、その歯どめというのは、どうやってかけるのでしょうか。つまり一部コストの負担ということで、歯どめをかけるのか、どんな歯どめのかけ方をされているのでしょうか。

○国土交通省担当者 これまでのやり方は、2億円の予算規模の時代は、どちらかといいますと、事前相談の中でやっておりました。例えば調査にやや無駄があったり、あるいは復興交付金の事業が決まってから、調査できるものがあれば、そちらでやってはどうですかということを、できるだけ事前相談の中で助言することで、私どもの調査費でないと決められないことに絞っていただいて、出し直してもらおうといったことを、相談に来れば、事前調整でやっておりました。

○樫谷先生 次の事業実施の予算も含めて、意識をした上で、調査のお願いをしていると考えてよろしいのですか。

○国土交通省担当者 はい。

○大西参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 レビューシート6ページの下の方に、リストがあるわけですが、業務概要はタイトルだけでは判断できないですが、見た感じだと、復興と書かれているタイトルは、まさに復興だと認識するとして、それ以外の例えば防災とか、まちづくりとか、ひょっとすると、復興にかかっているかもしれませんけれども、復興なのか、別の目的なのかというところをきっちり見ていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは、復興財源、復興特会としての事業なので、そこはどのようになっているのでしょうか。

○国土交通省担当者 そこは先生がおっしゃるとおりでございます、我々の審査の基準の第1項目は、復興であることにしておりますので、復興以外のものについては、お断りをしているということでございます。

○上村先生 ここに挙がっているものは、全て復興にかかっていると認識してよろしいですね。

○国土交通省担当者 防災と書いてあるものは、津波防災拠点事業という名前があるので、その名前をとっただけですので、それはあくまで復興の事業です。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 官民連携を進めるに当たって、国のかかわり方は、恐らく調査をしてくれる事業者のあっせんというか、それに対する補助だと思えます。先ほどお話があったとおり、例えばURの方も含めて、契約などに当たっては、国関係の人を派遣するとして、ただ、PPPなどは、一般的に契約期間も長いので、最終的には自治体で自分たちで民間事業者に対するモニタリングをしなければいけないし、恐らく契約の延長とか、再契約というところも、彼らがやらなければいけないです。ただ、くどいですが、やったことがない自治体がほとんどだと思うので、国としては、どこまで自治体を助け、あるいはどこから自治体に自分

たちでやってくれとするのか、この辺りの線引きはどうなっていると思えばいいのですか。
○国土交通省担当者 発注者支援に関しましては、今も集中復興期間の中でございますので、私どもは、今も担当局で地域別に担当割りを決めて、支援をしております。出張の頻度などは減りましたが、必要に応じて、今も出張しております。当然まだ出向者も何人か送っておりますので、集中復興期間をどうするかというのは、今後また議論になりますけれども、少なくとも今年度はまだ集中復興期間中ですので、当然発注者支援は引き続きやっていくということでございます。

先生がおっしゃる、将来、大分たってからの契約変更をどうするかということにつきましては、私どもは、PPP、PFIの担当部署でございますので、必要があれば、私どもが窓口で受けていこうと思っています。

○大西参事官 お願いいたします。

○上村先生 レビューシートの2ページ目ですが、アウトカムの指標として、よく理解できていないのですけれども、目標値は累計となっています。例えば26年度は34件ですが、これは被災地に相当するものだけと考えていいですか。上の成果実績は、目標値の中で事業が実現したものという解釈でよろしいですか。

○国土交通省担当者 おっしゃるとおりです。下は採択したもののうち、何件ぐらい事業化してほしいと、私どもが設定した目標値でございます。

失礼しました。上は先生がおっしゃるとおり、事業化した件数です。

その下の目標値でございますけれども、詳しく申し上げますと、24年度は14件なので、14件中14件という目標値ですが、25年度に選んだ例えば14件のうち、せめて半分ぐらいは、1～2年の間に事業化してほしいと、これはいろんなヒアリングなどをした結果を通じて、私どもで設定をした目標値でございます。

先ほど課長から御説明がありましたように、大体2～3年で事業化するというところでございますので、この後、どう数字を足しているかということ、3年ぐらいで、大体全部事業化しているということで、足し上げています。それで目標値をつくっています。

○上村先生 下の達成度というのは、まさに件数分の事業化した件数というイメージです。それが25年度で80.9%ということは、20%弱がまだ事業化されていないということです。そうすると、この事業のアウトカムとしては、達成度を高めたいということなのか、件数を増やしたいのか、どちらなのでしょう。

○国土交通省担当者 件数を増やしたいというよりは、もともとこの事業というのは、官民連携でやりましょう、税金だけでいろんな事業をやっていくのではなくて、民間の資金も活用ながら、できるだけ復興の速度を上げましょうというのが、もともとの考え方なのではないかと思えます。その中で、我々として、何件やりなさいということではなくて、これは基本的に市町村からの発意で、我々がやりたい、取り組みたいと挙げてきたものを、第三者委員会で見ただいて、ふさわしいかどうか、あるいは挙げてきた金額についてふさわしいかどうかということをごきちんとして、どうぞ、おやりになってくださ

いということで、採択している仕組みになってございます。だから、向こうのニーズに合わせた中で、我々としての目標値というのは、調査した以上、3年以内には実際の事業着手をしてほしいということで、目標の数字を挙げてあるということでございます。

○上村先生 わかりました。

単位当たりのコストですが、27年度の見込み額は2億円になってはいますが、これは8件ぐらい来るだろう。それで1億6,000万円なので、1件当たり2,000万円なので、上限にはりつくということを想定して、この金額だと見えるわけですが、そういう想定になっているということではよろしいでしょうか。

○国土交通省担当者 先ほども申し上げましたが、現在、2,000万で選ぼうと思っているわけではなくて、2,000万を8件ということで、事務処理上積算をやっておりますけれども、事前相談を見ていると、基本的にはこれよりも多く応募が来る可能性はございます。その場合には、内容を見て、当然査定が入りますので、そこは誤解がないように申し上げますと、2,000万で8件ということ、私どもが決め切っているわけではございません。

○上村先生 あくまで見込みだということですね。

○国土交通省担当者 はい。

○上村先生 それで、26年度までは実績値だということですね。

○国土交通省担当者 はい。

○大西参事官 中里先生、お願いします。

○中里先生 今まで何年間かこの事業をやってきて、シンクタンクの方々から挙げてきた報告書や検討結果については、霞が関のほうでも受け取って、比較検討して、その内容についてチェックはなさっているのですか。使い回しなどはないですね。

○国土交通省担当者 毎年1～2月に、全部フォローアップをしております。

○中里先生 せこいことをお聞きして、済みません。それはきちんとチェックなさっているのですね。

○国土交通省担当者 個々の案件ごとに、それぞれ非常に特徴的なものでございまして、内容もかなり大きく異なっております。

○中里先生 わかりました。

○樫谷先生 調査の内容については、事業費全体だとか、資金調達だとか、事業計画だとか、返済計画とか、そういうものも全て網羅されているわけですね。

○国土交通省担当者 例えばまちづくり会社で市街地を再生する場合、まちづくり会社に誰がどう出資するのか、調査が入ったら、全部私どもで見せていただいて、その後どうなったかは、全部フォローアップさせていただいております。必要があれば、助言をいたします。ほかの地域ではこうやりましたとか、そういうことをしております。

○樫谷先生 民間が改めて資金を出すときに、民間の目で、もう一遍、その事業性を見ていくこともあるのですか。そういう意味で、事業性も当事者的にチェックされると考えてよろしいのですか。

○国土交通省担当者 まちづくり会社というのは、民間から出資があり、自治体から出資があり、なおかつ銀行から融資がございます。当然銀行は事業性を見ますので、先ほどのパワーポイントの例で挙げたまちづくり会社は、たしか3年ぐらいで収支が黒字になるということを、銀行はちゃんとチェックをされております。それを私どもはフォローアップで確認をいたしました。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 今のところに関係するのですけれども、実際、今回進められているプロジェクト、計画で調査をして、実際に事業化になっているものが、大分出てきているということなのですが、これは事業費ベースで言うと、どれぐらいで、そのうち、どれぐらいが民間の金融機関からの融資になっているのですか。

○国土交通省担当者 今回の全体のもは、自治体から伺っているのですけれども、間に合わないのですけれども、ヒアリングをした感覚で申し上げますと、被災地は民間資金がかなり不足しておりますので、例えばまちづくり会社方式のまちづくり再生であっても、9割近くは自治体が出しています。例えばどこかが経営していても、自治体が出していることが多いです。残り1割については、融資で民間から出ている。例えば土地の権利者であったとか、あるいは銀行という形で出ている民間資金は、大体1割ぐらいだと、ヒアリングで聞いた限りでは見ております。

○水上先生 9割については、自治体が出していて、それは復興交付金ベースで出しているということになりますか。

○国土交通省担当者 そうです。復興交付金で、自治体経由で出ているかと思えます。

○水上先生 融資が1割で、出資というのはどうですか。融資は返ってくるお金という前提なのだと思うのですけれども、民間ベースの出資というのは、どれぐらいありますか。

○国土交通省担当者 金額はまだ全部把握できていないのですが、そんなに大した額ではないと思えます。

○水上先生 それはぜひ数字を検証されたほうが良いと思えます。

○国土交通省担当者 今回は間に合わなかったもので、引き続きフォローアップさせていただきたいと思えます。

○水上先生 先ほどからずっと言っていることなのですけれども、リスクをとっている人でないと、最終的なコストパフォーマンスを検証する気にならないというのが、基本的な構造です。

例えば金融機関が1割とか、それに満たない金額を融資しているとしても、金融機関の融資のほうが、ほかのお金よりも優先する状況であれば、さすがにそのお金は返ってくるので、金融機関はある意味ではそんなにぎりぎりやりません。逆に9割を融資するということのだったら、ものすごい勢いで査定すると思えますけれども、トータルの融資金額が非常に低いのであれば、失敗しても大丈夫だという状態だと、一生懸命査定はしないのです。

出資はどうかというと、出資もよくわからないということで、自治体が出しているお金

も復興交付金だということになると、自治体も本当の意味でコスト意識があるかどうかはよくわからない。そういうことになると、コスト意識がない人がお金を使っているという状況に見えるのです。国にコスト意識があるというのだったら、国はその説明ができなければいけないはずだし、国もその説明ができないのであれば、誰もコスト意識がないということになってしまいます。

なので、行政事業レビューにかかるに当たっては、今のような説明、実際どれぐらいが融資で出ていて、復興交付金はどうなっていて、最後に責任をとるのは、お金的には誰ですというところについての割合の説明は、このレビューの場でしていただきたかったと思います。

○国土交通省担当者 例えばまちづくり会社とか、災害活動とか、区画整理事業の場合、事業性が最終的に黒になるか、収支がとれるかというのは、もともと1～2月のフォローアップで毎年やっていたのですけれども、先生がおっしゃるように、至らない点があると思いますので、今回、急いでフォローアップをさせていただいたわけですが、そこが間に合わなかったことは、申しわけないと思っております。

○大西参事官 お願いします。

○佐藤先生 こういう官民連携のものは、あえて国が調査を支援するという、1つのメリットがあります。これにある種の汎用性があるって、例えばほかの被災地の自治体、あるいは被災地ではないけれども、似たような悩みを抱えている自治体などが、何かここからモデルケースとして学べるものがあればこそ、国費を投入する価値があると思います。

例えばこういうものは、波及効果とか、モデル事業として他の自治体に紹介するとか、そういう広がりはあると思っていいいのですか。余りにもスペシフィック過ぎて、全く広がりがなかったらいいのですか。

○国土交通省担当者 先ほど個別性が高いということは申し上げましたが、ただ、共通する問題点として、通常、こういうまちづくりとか、再開発というのは、10年ぐらいかかることが多いのですけれども、それは当然事前に十分な権利関係の調整を行っています。ですが、こういう震災の場合は、そういう準備期間がないまま、突然ある日全部壊されてしまって、それをこれから、ゼロから、さまざまな権利調整とか、計画をしなければいけないということで、被災した場合の市街地とか、町の復興をどうするかということは、東日本大震災の被災地だけではなくて、今後あらゆる災害があった場合には、いろんな町とか、市街地の再生に必ず役立つような経験値とか、ノウハウなどが得られるので、それはきちんとまとめて、全国的に共有をしていきたいと思っております。

○佐藤先生 もう一つ、済みません。私もPFIをやっているのですが、基本的に先ほどから出ているように、国というか、公費の割合が9割で、民間がせいぜい1割ぐらいということですが、PPPの大きな財政的な眼目は、できるだけ公費を抑えるというか、民間資金で回せるところは、民間資金で回そうということだと思っておりますが、採択するに当たっても、そういう形で、できるだけ収益性のある事業を、国交省さんとしては採択していくという

流れなのか、あるいはそこは必ずしもこだわっていないのですか。

○国土交通省担当者 基本的にはそれぞれにつくるのではなくて、可能であれば、官民で合築するといった、できるだけ全体としての経費が落ちていく官民連携を推進していきたいと考えてございます。

○国土交通省担当者 佐藤先生に資料をお送りしましたが、例えば横にべたっと復興するのではなくて、災害公営住宅と普通の住宅と店舗、縦に区分して再生したものがございませう。これは土地がなかったということもありますし、もう一つ、これは買い取り型です。買い取り型ですから、財政の負担が軽く済むということと、一体でつくったので、その分だけ共用部分が増え、コストが2～3割削減するというところで、そういうことを私どもは結構重視して選定していますし、また、事前相談の中で、そういう方式がいいのではないかということも助言しておりますので、そういうことは一応やっております。

○大西参事官 お願いします。

○水上先生 ちなみに、見込みどおりにいかなかったときのリスクというか、責任は誰が負うのですか。当然計画をつくる時は、大丈夫だと思って計画を立てるわけだと思います。計画自体がだめだったら、そもそも始めないと思うのですけれども、今、我が国には、非常にたくさんのゴーストタウンみたいな建物がありますが、それも最初からそういうものをつくろうと思ってやったわけではなくて、見込み違いで失敗するから、そうなるのだと思うのですけれども、見込み違いになったときに、最後、責任をとる人というのは、この場合、誰になるのですか。

○国土交通省担当者 今、支援して、調査をした結果、まちづくり会社ができ、そこが運営・管理していく中で、商業店舗などで、もし採算が合わなくなってきたときに、どうなるかということでございますでしょうか。

○水上先生 はい。

○国土交通省担当者 基本的にはその店舗なり、そういうところが、責任をとることになるのではないかと思います。

○水上先生 つくった建物は、復興交付金なりでつくってしまっているわけです。それで全然見込みが違った、最初の計画が達成されなかったのではないかとこのときに、交付金を返せと言うのですか。

○国土交通省担当者 交付金が入っているところは、恐らく建物の共用の部分であるとか、そういうスペースの部分だろうと思いますので、建物として存続する、交付金として役割を果たす期間は、しっかり使っていただくというのが、基本になっていると思います。

○水上先生 ここが非常に重要なところで、最後お金をもらってしまえるのです。お金をもらって、つくってしまって、うまくいかないと、ランニングでも赤字になれば、やめてしまうのだと思いますけれども、初期の固定資産を形成するときのコストというのは、既に使ってしまったわけです。そうだとすると、初期の固定資産を使う人が、ある程度そこに対してリスクを負っていないと、最終的には本当にその事業がいつか終わる事業なの

かどうかということ、十分に検証することが、構造上担保されていないのではないかと。だからこそ、被益者負担が必要で、一般会計の事業では、全額補助はしないわけです。

その構造自体は、復興支援であることによって、割合が変わることはあるかもしれないですけども、全額国が出すという話にしてしまうと、コストメリット、費用対効果を検証するというモチベーション自体が働かなくなってしまうと、やはりまずいのではないかと。つまり一般会計の事業と全く同じにしろとまでは言わないとしても、そこはちゃんと被益者にコスト意識が働く仕組みにしてあげないと、いびつな状況になるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○国土交通省担当者 先生がおっしゃっていることは、よくわかります。ただ、実際にこの調査でやった結果を踏まえて、それぞれのものができてまいりますけれども、その際に入る交付金のお金があるかと思いますが、それは、今、復興以外のものでも、市街地の再開発事業ですとか、土地区画整理事業がございますけれども、そういったものと、基本的には同じ構造になっているのではないかと思います。

○水上先生 もう取りまとめだと思いますから、最後ですけども、そう考えたときに、その後も復興交付金で実現することが相当程度見込まれる事業の計画段階を、国が100%みてしまうと、コスト意識が非常に働きにくい構造になると思います。実際の自治体の方が不真面目かどうかという問題ではなくて、構造上、コスト意識が働きにくい構造になっているというのが、非常に問題ではないかというのが、私の意見です。

○国土交通省担当者 そこはちょっと誤解があるかと思うのですが、どの事業かというのは、自治体で決めていただいて、要するに復興交付金でいきなり事業をやっていただいてもいいわけですけども、むしろ私どもの調査で意味があるとすれば、できるだけ財政負担を抑えるために、民間の資金、民間の人材とか、民間のモニタリングを働かせたいということで、官民連携の提案があると思っています。私どもでまず1回シミュレーションといたしますか、それで事業性があるかということを見ているわけです。その後で、今度は復興交付金の〇〇事業という中で、もう一回、申請をしているわけです。

先生の御指摘は、確かにおっしゃるとおりなのですが、私どもの役割というのは、復興交付金でいきなりどこかの事業を決め打ちでやるよりも、どの事業が一番採算性・事業性があるのか、民間を使うとどうなるのかということ、むしろ前段階でやっているという意識でございまして、そこから先、実際、決まった上で、復興事業をやってみただけでも、うまくいかなかったという、今度は復興交付金の事業費のことも議論になると思っております。

○水上先生 結果として、民間の融資は1割もいっていないぐらいしか出ていないのでしよう。この事業で計画をして、民間に入ってもらふことによって、民間のお金が半分入ったので、すばらしいですとか、あるいは事業費が現実問題としてこれだけ減ったということ、数字で示しているとか、そういうことであれば、一定の説得力はあると思いますけれども、そうならないですね。

○国土交通省担当者 この官民連携の推進事業の中で、先ほどからお話している、まちづくりの会社にも、基本的には民間の方が中に入ってきて、民間のノウハウをできるだけ活用して、いいものにしてやっていこうというノウハウが活かされる状況になっておりまして、確かに出資金という形で、そういった比率のものが多く見られるとは思いますが、復興の中にどれぐらいの人が入り込んで、実際に活躍して、地域のために尽くしているかということの中で、民間の力を大きく使われて、復興に役立っていると、我々としては考えてございます。

○水上先生 地域の人とか、民間の人が復興に携わるのは、いいことです。でも、それはこの事業をやったから、そうなっているのですか。この事業をやらなくても、官民連携で、その後は復興交付金を使って、PFIなり何なりを考えるとえば、民間の人は、お金を出さかどうかは別にして、人ぐらい出します。特に関係がある人、受注を受ける人とかね。だから、それはこの事業の手柄だという説明をされても、困ってしまうのであって、構造上コスト意識が得られない構造になっているということは、間違えないのではないかと思います。

○国土交通省担当者 これが1つのPPP、PFIの導入の動機にはなっているのではないかと思います。その中で、こういった調査費を支援することによって、設計書とか、先ほどから申し上げているような権利関係を調査して、整理するというのは、非常に経費のかかることです。そもそもそれがかかるから、民間の採算ベースにのらないと思って、やめてしまうということではなくて、こういった調査費を支援することで、そういった動きを喚起しているというか、地方自治体の発意でございませうけれども、やってみようという気を起こさせているということは、実際上あると考えてございます。

○国土交通省担当者 通常、復興交付金、いきなり我々の事業でいく場合には、民間の人も一切出ませんし、お金はないです。決まっている事業です。御承知のように、復興事業は、極めて補助率が高い。はっきり言って、100%もありました。そういうものなのですが、私どもの調査の意義というのは、そうではなくて、民間のモニタリングをするために、民間の人をまちづくり会社に入れたり、銀行のモニタリングをお願いしたり、企画段階、事業の実際のフォローアップ、モニタリングについて、民間を活用しているという観点でございませう。そういう意味では、直ちに通常の復興交付金の事業をやるというよりは、むしろ民間活用をすることによって、モニタリングなども効かせていると理解をしております。

○水上先生 ごめんなさい。最後です。いろいろ言っていましたので、行政事業レビューのアウトカムなり、行政事業レビューシートの中に、まさにその効果がちゃんと上がっているということが、説明されるようになるという理解をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○大西参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 今の御説明の中で、単価が上がるために、これから事業費が上がる可能性があるわけですね。そのときに、この調査のものではなくて、もっとコンパクトにしようとか、

そんなことも、モニタリングの中に盛り込まれていくのでしょうか。例の国立競技場の話ではないけれども、余りに事業費が高くなったので、もう一遍、見直そうということで、コストを抑えました。そんなインセンティブなのか、そのようなものも、盛り込まれていると考えてよろしいのですか。

○国土交通省担当者 基本的には官民連携事業ですので、民の目が中に入って、そのノウハウを生かすという意味では、今、先生がおっしゃるように、できるだけ実態に合った、失敗のないものに、身の丈に合ったものになっていくというのは、基本的に事業の中にビルトインされていると考えておりますので、それがしっかりなされるように、我々としても、しっかりモニタリングしていきたいと考えてございます。

○大西参事官 それでは、取りまとめのコメント案につきまして、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 先生方の評価結果ですが、抜本的改善が2名、一部改善が4名でありました。

主なコメントです。PPPは、本来、自治体がみずからの立場で計画すべきであり、国がコンサルタント費用を補助することの意義について、再検討が必要ではないか。

復興支援の一環として、まちづくりの支援の重要性は認められる。

自治体における競争入札を徹底するとともに、調査結果の活用について、フォローアップを励行すべき。

過去の経験に基づくガイドラインの設定が重要であり、調査の全額の補助の必要はない。一般会計同様の補助水準とすべきである。

小規模自治体の再生に向けた官民連携事業の調査費の必要性はある。

具体的な事業実施において、自治体負担をしてもらうなど、過大なものにならないようにすべき。

類似したPPP事業であれば、複数の自治体分をまとめて業者に委託するほうが、効率的ではないか。

復興集中期間後のPPPに係る自治体支援のあり方全体について、要検討ではないか。

28年度以降の復興事業の考え方における公共事業と同様、自治体負担を導入し、コスト意識を持たせる仕組みにすべきというものでありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果ですが、事業内容の一部改善。

コメントは、PPPは、本来、自治体がみずからの立場で実施すべきものであるところ、国が支援するのであれば、過去の経験に基づくガイドラインの設定、自治体負担の導入を検討するなど、コストを縮減するための制度となるよう、見直すことが必要。

以上ですが、御意見があれば、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○阿部先生 それでは、以上をもちまして、取りまとめコメントとしたいと思います。ありがとうございました。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

続きまして、次の事業は、「被災ミュージアム再興事業」でございます。

入れかえに少々お時間をいただきたいと思います。

(国土交通省関係者退室・文部科学省関係者入室)

○大西参事官 それでは、「被災ミュージアム再興事業」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局であります文部科学省から、事業概要の説明をお願いいたします。

○文部科学省担当者 失礼いたします。被災ミュージアム再興事業について、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の7ページに、事業の概要に関する資料がございますので、それに基づいて、概略を御説明させていただきます。

7ページの「1. 事業概要」のところに、被災当時の写真が2枚ございます。宮城県の東松島、石巻の被災当時の写真がございます。ごらんとおり、当時、大きな被害を受けまして、これらは沿岸部にあった博物館ですけれども、このほかにも、施設が全壊したり、資料が流失したりといったところが、多々ございました。

こうした被害は、津波による被害ということで、具体的には、泥やヘドロがまじった塩水をかぶるといふ、前例のない被害でございましたので、こうした資料を修復するというのは、初めての経験でございます。

そこで、国として、こうした博物館の再興に積極的にかかわるべきということで、24年度からこの事業を始めたところでございます。

事業内容が(1)から(4)まで4つございます。それぞれ写真が左下にございまして、拡大したものは、こちらの画面にございます。

(1)としましては、被災した資料を修理するための事業でございます。修復方法は、最初は手探りでございましたけれども、ある程度手順も確立されてきてまして、まずは泥とか、汚れ、雑菌を取り除いて、その後、水に浸して塩分濃度を下げるといふことを行いまして、さらに乾燥させて、燻蒸して、経過観察をして、物によっては、本格的な修理に入るという、大まかな流れになっております。

(2)としては、被災した資料の整理やデータベース化を行う事業でございます。館によっては、こうした目録自体が流されてしまったところもございますので、そうしたところでは、こうした事業も必要になってまいります。

(3)として、被災した資料の収蔵場所を確保する事業です。施設の再建は別の経費で措置されるわけですけれども、それまでの間の一時的な保管に関する経費でございます。

(4)として、その他ということで、応急措置ですとか、また、資料を包むケース等の整備に関する費用でございます。

当初は、これら以外にも、修理した資料を展示するための展覧会の費用も対象にしておったのですけれども、26年度に見直しを行いまして、これらは対象から除外をいたしまして、復興に必要な最小限の範囲に、事業の範囲を絞ったという経緯がございます。

下に移りまして、補助対象者は、被災県のうち、現在、岩手、宮城、福島、茨城の4県になっております。

補助金額は、対象経費の50%で、対象館は52館、事業数にしますと、81事業ということになっております。

下に進捗状況がございますが、昨年度末現在で、約4割になっております。今後の見込みとしては、今年度末に半分を超えまして、その後、5年間で何とか終了するように、頑張っていきたいと思っているところでございます。

8ページに事業の成果をまとめた資料がございます。

左側に館の再開状況の数字がございますけれども、昨年度末現在で、活動を再開した館は全体の約6割になっております。一部の資料のみで活動を再開したところもございますので、割合としては、少し高くなっております。これも今年度末に6割を超えまして、さらにその後5年間で、全て再開するという計画になっております。

また、右側に移りまして、事業終了後に実施された展覧会等の例といたしまして、石ノ森萬画館ですとか、角田市の郷土資料館、石巻文化センター等々、4つの事例が挙げられております。それぞれ再開したときには、場合によっては、地元紙にも取り上げられまして、そこに関係者の声を記載しておりますけれども、再開を願っていたという声が、見に来た側の方、職員、地元の方からそれぞれ寄せられておまして、こうした博物館の再興がまさに被災地の心にもつながっていると考えております。

なお、9ページ、10ページには、81事業のリストをつけておまして、それぞれの名称、対象施設、また、いつからいつまでやる予定なのかといったものを掲載しております。

概要説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○大西参事官 それでは、御質問等のある先生は、挙手をお願いいたします。

佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 補助の金額の決定について伺いたいのですが、これは定額補助ということで、よろしいのですか。

○文部科学省担当者 はい。

○佐藤先生 ということは、実費を補助しているのですか。それとも、自治体の持ち出しというのは、あると思っていいたいのですか。

○文部科学省担当者 自治体から申請をいただきまして、補助対象は50%になるのですが、残りについては、震災復興の特別交付税で、現在、措置していただいております。

○佐藤先生 基本的には補助裏を含めて、自治体負担はなしということで、よろしいですね。

○文部科学省担当者 はい、そういうことです。

○佐藤先生 あと、もう一つ、進捗状況についてなのですが、今、進捗が38%で、今年中には56%になってということなのですが、基本的には今後とも順調に消化できるという理解なのか、少しずつ難しいといえますか、復活させる、修繕が難しい事業が多くな

ってくるから、本当のところは、もう少し進捗が遅いと思ったほうがよろしいのか。一応目標はわかるのですけれども、実際問題として、どうなのですか。

○文部科学省担当者 確かに資料は、全般的に難しい資料がいろいろあるのですけれども、ただ、そこはこれまでも試行錯誤しながら、解決方法を探ってきて、実現にこぎつけておりまして、これから残された資料がいろいろあるのですが、そこは自治体からもこうした計画で完了できるという計画をいただいております、我々もそのようにして、32年度までに完了させたいと思っていますところでございます。

○佐藤先生 この作業を実際に担っているのは、どういう方々だと思えばよろしいですか。

○文部科学省担当者 地域によって、若干違ってくる場合もあるのですけれども、それぞれの館の職員の方々は、当然かかわっていくわけですが、そこで地元の大学の大学生に協力してもらったり、また、地域の方にやり方を教えながらやっていただいたり、県の博物館の方が指導したり、国の文化財等の職員が指導したりといった形で、実施をしております。

○佐藤先生 ありがとうございます。

○大西参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 今、資料の7ページを見ていると思うのですけれども、事業内容が(1)から(4)まであります。(1)が被災資料を修理するための事業、(2)がデータベース化、(3)が収蔵場所ですけれども、金額的にはどれが一番かかっているのでしょうか。要はどういう割合で、お金がかかっているのでしょうか。どこが一番お金がかかっているのですか。

○文部科学省担当者 基本的に修理にかかっています。

○上村先生 わかりました。

そうすると、修理が非常に大きいということで、この事業のアウトカム指標は、2ページ目にあるように、博物館・美術館の再開です。再開だとすると、修理をメインにされているとすると、このアウトカムとどうつながっているのか。再開をするのが目的なのか、修理するのが目的なのか。修理しながら、再開することもあると思うし、多分そういうふうになっているのではないかと思うのですけれども、これはどちらを捉えればいいですか。

○文部科学省担当者 今、おっしゃっているのは、アウトカムの事業をおっしゃっているのだと思うのですけれども、基本的に博物館は施設と資料が両方そろって、完全な機能が発揮されると思っておりますので、もちろん一部の資料でも、再開すること自体はできるかもしれないですが、資料が完全にもとどおりになって、初めてそれは機能が再興すると理解しておりますので、その両方が大事だと思っております。

○上村先生 わかりました。

再開も大事だと思うのですけれども、例えば修理しないといけない資料の数がこれだけあって、それは把握できるのかわかりませんが、把握があって、そのうち、どれだけ修理されたのかということも、1つのアウトカムではないかと思うのですが、いかがですか。

○文部科学省担当者 それはむしろアウトプットになろうかと思っております、したがって、事業数に基づいた進捗状況をアウトプットとさせていただいております。

○上村先生 事業数と修理すべき資料の数は、多分違います。事業によっては、多いかもしれないし、少ないかもしれません。なので、事業数で捉えると、また違うと思うのですが、いかがですか。そういうわけではないのですか。事業は全て同じ資料数というわけではないですね。

○文部科学省担当者 もちろん館によって、被災した資料の数は違いますので、それぞれ異なってきますけれども、1つの捉え方として、こういう形にしております。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 例えば大雨が降って、川が氾濫して、博物館が流されてしまったケースは、被災地以外でもあり得ると思うのですけれども、そういう場合はどうなるのですか。

例えば四国かどこかで大雨が降って、博物館が流されてしまって、中の収蔵物がびしょびしょになってしまったという状況のとき、国は何かしてあげるのですか。

○文部科学省担当者 今回のものは、ただの水ではなくて、津波による塩水、海の水をかぶったというところが、これまでと根本的に違うところでありまして、したがって、そのままにしますと、すぐカビがはえたり、劣化したりするものですから、それに対する手当が特に必要だということで、これまで日本ではそういう経験がないものですから、そういう事態に鑑みて、特にこの事業をしているということでございます。

○水上先生 地震は今後もあるわけですが、東日本大震災ほどのすごいものではなかったけれども、津波が起きて、ある博物館が壊れました。博物館は、海沿いの風光明媚なところにあるものが、結構多いのですけれども、つまり津波をかぶったものだったら、今後も支援するということがいいですか。

○文部科学省担当者 今後ともいうか、こういう事態は初めてですので、そうしょっちゅうある話ではないと思っております。

○水上先生 つまり何を言っているかということ、一般的に文化的資源というのは、国にとっての財産で、塩水をかぶってしまうようなことがあった場合、それを全部自治体で持ってくださいということ、なかなか復旧することができなくて、失われてしまうリスクが高い。だから、国がみななければいけないということだとすれば、別に今回だけに限ったことではなくて、今後もあったら、やらなければいけないのではないかと思うのですが、今回だけ例外に助けるのですか。

○文部科学省担当者 仮定の話について、お答えするのもあれなのですが、特に今回については、全くノウハウもない状況で始めたわけでありまして、しかも、こういうケース自体が初めてだったということで、非常に特別なケースだと思っております。

○水上先生 どういう文脈で、今、質問をしたかということ、これは一般会計の事業でやられたらどうかという文脈で聞いているのですけれども、私自身は、基本的に文化は大事だと思います。博物館にあるものは、その地域の宝であると同時に、国にとっても、非常に

意味のあることだと思っています。なので、今回の東日本大震災復興特別会計という議論ではなくて、今後もこういうことがあったときには、全額国がみられるかどうかという議論はありますけれども、少なくとも一定の補助をするということ自体は、別にあってもいいのではないかと思うのです。

今回、最初の時点で、非常に大きな事案が生じて、かつ初めてのことだったので、一旦、特会でやったということは、そうなのでしょうけれども、大分時間もたってきたので、これは普通に一般会計の事業として整理をして、かわりに、もし同じような事象が今後もあったときには、一定のルールのもとに支援しますという整理を整えられたほうが、いろいろすっきりするのではないかと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○文部科学省担当者 先般、復興庁さんが取りまとめた方針によりますと、一般会計で措置すべきものというのは、2つ要件がありまして、1つは、一般会計で似たような事業があるもの、もう一つは、被災地以外でも等しく課題とされているもの、この2つだったかと思うのですけれども、この事業については、いずれの要件にも該当しないと考えておりますので、一般会計にすべき事業には当たらないと思っております。

○水上先生 万が一、今後、同じような事象があったら、そのたびに特別会計が組成されれば、いいのかもしれないですけれども、特別会計が毎回組成されるかどうかという議論は、当然あると思います。また、こういう事業は、腰を落ち着けて、ゆっくりやる事業だと思います。ある意味では、文化的なものですからね。そうだとすると、そこはいわゆる復興事業として、短期的にわっとやりましょうというものとは、別の枠組みなのではないだろうか。

さらに言うと、今後、博物館自体は、再開しないかもしれないけれども、中の物については、復旧した上で、博物館を集約しますということも、当然考えられるでしょうし、そういうことを考えたときに、全体を単に復興するという枠組みの中で支援するということが、今後も続けていかれるのですか。32年度が一応終了年度になっていますけれども、集中復興期間である27年度までは、とにかくわっとやりましたということなのですが、同じ枠組みをもう5年間続けるのかどうかという点については、若干疑問があるのですが、そこはどうなのでしょう。同じ枠組みを5年続けますか、それとも、見直しを図られますか。

○文部科学省担当者 一般会計に移せば、腰を据えてじっくり取り組めるというのは、そうではないと思っております。やはり今回被災した特別の事情を考えますと、ぜひ復興特会で、まさに博物館の復興というものを、国が強力に支援しないと、そこから復興につながらないと考えています。

未来永劫といいますか、震災から10年間で何とか完了させたいというのは、全体の方針とも、時間軸としては合致していると思いますし、そこは今回の特殊な事情に鑑みて、ぜひ国として、こうした資料の復興を支援したいと思っております。

○上村先生 今の話で、いいですか。9ページ目に「被災ミュージアム復興事業 実施事

業一覧」という表があります。そちらに32年度までかかりそうな、具体的な対象施設が書いてあるわけですが、復興事業として10年間やって、もしも32年度に終わらなければ、それはやらないとなってしまうのでしょうか。つまり復興事業としてはやるのだけでも、一般会計ではやらないという話として、先ほどの話は受け取ってしまいました。

○文部科学省担当者 一般事業でやる、やらないという話ではなくて、復興特会の中の事業として、32年度までに何とか全ての事業を完了させたいと思っていますところでは。

○上村先生 それ以後は、残っているかどうかはわからない、残らないようにしたいということですか。

○文部科学省担当者 残らないようにしたいということですか。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 被災した美術館・博物館は、非常に気の毒ではあるのですが、救済の対象というか、この事業の対象になったのは、被災地で、津波で流された文化財、あるいは貯蔵物であれば、価値と言っては申しわけないですが、中身は問わず、全て対象にしたという理解でよろしいのでしょうか。

○文部科学省担当者 価値というものを、どう言うべきかはあれなのですが、お答えとしては、被災した博物館の資料について、全て対象にしたということになります。

○佐藤先生 先ほどの話ではありませんけれども、類似した案件が出てきたときに、今回は大きな津波で、確かに世の中に与えたインパクトも大きくて、まさに被災地の復興にも一助するだろう。ある種、広がりのある効果、事業だったと理解してもいいのかもしれないのですが、今後、似たようなことが起きたときに、津波をかぶるたびに、どんな収蔵物でも救済するのですかということ、少し変な話になります。もともとガイドラインがあったかと思っていたのですが、そういうものはないのですか。つまりどこかで線引きをしなければいけないと考えたときに、どういう形で、どこまでを修復の対象とし、どこまでは諦めるかということについて、いかがでしょうか。

○文部科学省担当者 何度も申し上げますが、今後、起こったらというのは、何しろ初めての事態ですので、こういう事態がしょっちゅう起こり得ると思わないのですけれども、普通の災害復旧の事業では、こうした資料については、対象になっていないところでは。

繰り返しますけれども、今回の津波による被害という、前例のない、しかも、大きな被害に鑑みて、今回事業を行っているところでありまして、基本的に申請があったところについては、対象にしておりますが、我々のほうで、ここの館の資料はいいけれども、これは違うだろうとか、そういうたてつけをすべきものでもないと思いますので、それらの館の資料は、それぞれの地域にとって、何よりも大事なものだという理解のもとで、実施をしているところでございます。

○佐藤先生 もちろん逆に言うと、非常に文化的に価値があるもの、そうは言っても、入場者数もそんなに多くないので、収益性があるわけではないから、公費でサポートしなけ

ればいけないというのは、ある種政策判断としてあると思うのですが、先ほどから出てきている石ノ森萬画館もそうですけれども、非常に人気があって、集客力もあるということであれば、そういうところについては、収入があるのだから、ある程度できます。価値があるか、ないかという線引きと、もう一つ、価値は判断できないということであれば、何らかの収益性がある事業、文化的に大事なわけけれども、収益性という点でなかなか厳しいところは、ある種分かれると思います。今回は一蓮托生的に全部救済というか、支援の対象にしているのですが、本来、そこに線引きがあったのではないかと思います。つまり収益性の有無によって、補助の度合いとか、補助するかどうかの基準というのは、変えられたのではないかと思います。

○文部科学省担当者 今回の事業は、博物館については、施設だけではなくて、中身の資料の復旧などが非常に大事だということで、両者が相まって、真に博物館の再興をされるという意味で、災害復旧のある意味本体と言うべき大事なものだという考えでやっております。

災害復旧については、収益性は問わずに対象になっていると思っております。今回、これだけ大きな被害があったということでは、個別の施設についても、基本的に博物館はそんなにもうかるものではございません。むしろそんなに高くもない入場料で、地道にそれぞれ運営しているところですので、確かに入館者数の多寡自体は、それぞれ若干違いはあるかもしれないですけれども、収益力について、それほど大きな差があるとは思っておりません。

○大西参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 2ページに単位当たりコストがあって、執行額を件数で割っているのですが、これは何か意味があるのかどうなのかが、まず1つです。中身が相当違うと思います。

もう一つは、非常にしっかりした質でもって、コストもできるだけ安くて、合理的にやっていたかなければいけないということなのですが、そのマネジメントというのは、それぞれの実施者がそういうことを意識しながらやっていると、考えていいのですか。できるだけ安くて、より効率的にやっていたくのが、一番いいと思います。効率的にできるものかどうか、私もこういう者ですから、わかりませんが、なかなかやりにくいものだとは思っているのですけれども、そういう意識、あるいはお互いに見たようなものについては、ノウハウを交換しながら、知恵を出してやるとか、そんな作業というのはされているのでしょうか。

○文部科学省担当者 この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、被災県を対象に補助をしておることがございます。被災県から、被害のあった市町村を補助するという形をとっております。当然公共団体でございますので、契約に関するものについては、競争性をできるだけ担保する形になっておると思いますので、その辺りについては、問題ないだろうと思っております。

もう一つ、この事業については、博物館の資料を修繕するというのが、1つ目的では

ありますけれども、人材がない中で、博物館は、修理が終わったら、それで終わりではなくて、その地域で今後どうしていくか、そういうものも、博物館としては考えなければいけない。そういう分担、あるいは関係する学会の方々とか、そういう方々の協力を得ながら、今後どうやって続けていくかというところまで見て、資料の修理だけで終わりということではないものですから、そういう見えない負担というのは、地域にもあると考えております。マネジメントについては、競争性等を担保しているものだと、理解しております。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 素朴な疑問になってしまうのですが、今回は博物館・美術館・図書館等に貯蔵されていた文化財が対象ですが、個人が持っているが、郷土の歴史上すごく大事なものとか、仏像とか、あるいは民間団体が持っていたもの、お寺とか、こういったところが持っていた文化財について、別途ほかの補助事業があると思っいいいのですか。そこらは、全くタッチしていないと思っいいいのですか。

○文部科学省担当者 この事業は、我々が美術館・博物館を所管している立場から、館の再興を支援するという観点でやっているものでありまして、個人の方が持つておられるものについては、例えば国が指定した文化財であるといった場合は、文化財の修理という観点で、別途手当がされることになっております。

○佐藤先生 大体同じようなスキームでやっていると思っいいいのですか。管轄するのは、文化庁さんですね。

○文部科学省担当者 はい。同じようなスキームです。

○大西参事官 そろそろコメントシートの御記入をお願いいたします。

お願いします。

○水上先生 先ほどからいろんなところを出ている意見なのですが、質に着目するのだとしたら、一定の文化財指定があるとか、一定の資料としての歴史的な価値を評価した上で、誰が持っているかは関係なく、補助しましょうという議論なのだと思います。

一方で、博物館を再興させるということだとすると、博物館が主だから、当該博物館を所管しているところが、博物館を支援するということだと思うのですが、今回の事業の目的の主たるものというのは、つまり国がお金を出して修理をする主たるものというのは、我が国にある貴重な文化的な芸術品を修理することにあるのか、それとも博物館を再興することにあるのか、それはどちらになるのですか。

○文部科学省担当者 博物館を再興するという観点でやっているものでして、繰り返しになりますけれども、それぞれの博物館が抱える資料がなければ、館の再興にはつながりません。しかも、それぞれの館が持っている資料というのは、必ずしも国宝ではないかもしれませんが、その地域にとっては、これまで受け継がれてきた大事な資料で、ここで手当をしないと、これは今後一切失われてしまうということですので、果たしてそれでいいのですかという観点で、支援をしているものであります。

○水上先生 どう線引きをするかというのは、難しいところではあるのですが、国

民全体の立場からしたときに、博物館を国が全額補助して維持しなければいけないのか。国にとって非常に価値のある文化的財産は、国の税金で支援しなければいけないという議論になります。中身の議論であれば、そういう議論であると思うのですけれども、その場所に博物館があるかどうかというところについては、かなりの部分、地域の人たちが裨益者なのではないだろうかという気がします。

そうは言っても、地域はそんなにお金を持っているわけでもないでしょうし、博物館が物すごくもうかるわけでもないでしょうから、全部地域だけでやってくださいというのは、それは無理がありますということになると思いますが、全額国が見るべき事業なのかというのが、今度、問題になってくると思います。

つまり文化的に価値があるものだから、国民全体の財産だという議論だとすると、質に対する評価をしなければいけないのではないですかということになるような気がするし、博物館自身に意味があるということだとすると、博物館そのものは、国全体の財産というよりは、どちらかというところ、地域の人たちが裨益者なのだから、そうは言っても、今回、被災した皆さんは大変な状況にありますから、全部自分たちでやれとは言えないと思いますけれども、一定の裨益者負担というのは求めないと、国のものも国民の税金ですから、そういう意味でいうと、そのバランスをどう考えるかというのは、考えなければいけないと思うのですが、今のような発想で事業をやっているのだったら、最低限の地方負担は求めることになりませんか。

○文部科学省担当者 先ほどから一般会計という御議論がありますけれども、それについては、先ほども申しましたけれども、2つの要件、一般会計に似たような事業があるのか、この事態がほかの地域でも課題になっているのかという要件に照らして、どうなのかという観点からの検討が必要なのだらうと思っているのが、1つです。

それから、全ての資料でなくてもいいのではないかということについては、将来的に地元でそういう御判断をする場面があるのかもしれないのですけれども、ただ、今の時点で、この場で、資料全体の半分ぐらいでいいのではないかといった議論をすることは、なじまないのではないかと考えております。この議論は、被災者の関係者の方もごらんになっているでしょうから、ぜひ受け止めていただければと思います。

○水上先生 私自身これは大変難しい議論だと思って、慎重に言葉を選んで話をしているのですけれども、もちろん被災者の人は大変です。国の側が一方的に、地方にとっては、少なくとも宝である文化財が要らないということは、当然できないと思います。一方で、そこまで大事なものであるのであれば、最低限、自分たちも一肌脱ぐということはやっていただいた上で、国も精いっぱい支援する。つまり国に支援するなど言っているわけではなくて、ただ、裨益者が地方なのだとすれば、そこは地方にも一肌脱いでいただいた上で、国もそれに十分な協力をするというやり方のほうが、いいのではないかとと思います。

今後もしこういうことが起きないとは、絶対に言えないわけで、今後も含めて考えたときに、ルールとして、今回の件については、例外的に全部見ました、もし同じようなことが

あったときに、今度はゼロですということになったら、それはまずいので、より一般化したルールとして、地域のものではあるけれども、地域にとって非常に重要なものについては、国は一定の支援をして、各地域も実際に裨益者として一肌脱いでもらうというルールは、むしろきちっと固めたほうがいいのではないかという理解をしています、いかがですか。

○文部科学省担当者 一般会計に移す場合、2つのことがあると思います。

○水上先生 一般会計に移すという議論ではありません。地方にも負担を求めることができるかという議論は、特別会計でも同じ議論なので、特別会計だと自動的に国が全額負担で、一般会計だとそうなりますという話ではないので、一般会計にしようが、特別会計を維持しようが、どちらだとしても、地方に一定の負担を求めるという議論はあるのではないですかというのが、今の私の質問です。先ほどは一般会計の話をしたけれども、今の私の質問は、一般会計の話ではなくて、費用負担の割合の議論です。

○文部科学省担当者 それにつきましては、今、この事業の位置づけとしては、災害復旧の枠に位置づけられておりますので、つまり今回の震災によって失われた資料を元に戻すということについては、施設の再建と同様、国が全力で取り組むべき課題だと思っております。

○大西参事官 お願いします。

○佐藤先生 今の話の続きですが、これは行政事業レビューなので、政策目的はそれで是だと思います。つまり今回津波で被災した文化財について、早急に復旧を図る。ここの目的は是である。問題は手段のほうです。これは事業レビューですから、問われているのは手段であって、手段は何かと言われたときに、このやり方は、事実上、特別交付税があるので、実質的には全額国庫負担になっている。果たしてこのスキームでいいかというのが先ほどからの議論で、国宝級と言いませんけれども、指定文化財的なものであれば、それは国家の財産ですから、国が支援をするというのは、一定の価値があるし、国民のコンセンサスもあると思います。ただ、地元にとって大事なものというのは、それを復旧させるなど言っているわけではなく、修繕は大事なもので、それはやってもらうとして、でも、修繕について、国が全部負担しなければいけないのかということが、今、問われていて、かつ制度的な仕組みは、全額負担ではなくて、50%なので、要は裏にある特別交付税を今後とも入れるか、入れないかの話になってくると思うので、一部地元負担を入れるということであれば、特別交付税のところを今後どう縮小していくか、廃止とまではいきませんが、ここをどう見直していくかという話になってくると思うのが1つです。

それと、気になってくるのは、32年度までということ。これは終わらなかったらどうするのかということ、考えておかないといけなくて、そのときに、むげに打ち切りと言うわけにもいかない。何かけちなことを言っているように聞こえるかもしれませんが、そうではなくて、もし最終目標が全部修理することであるならば、32年度までに終わらなかったときに、どうするか。その後、ずっと全額補助というわけにはいかないということ

であれば、そのときのスキームはどうするのかということも、あらかじめ手当しておかないと、32年度までに大急ぎで直しなさいということになってしまいますので、その辺りは、いろいろとケースを考えていく必要があるのではないかとというのが、こちらの問題意識になります。

○文部科学省担当者 前者につきましては、繰り返しになりますけれども、箱物と同時に資料が大事だということで、受益者負担、要するに地域が利益をこうむっているのではないかとということについては、施設のほうも同じだと思います。したがって、それと同じことで、災害復旧については、国が今まで行っていたという考えでおります。

また、10年で終るのかということについては、基本的に今の計画で、地元の自治体から終わらせるという計画をいただいております。それは違うのではないかとということ、今の時点から言っているのは、そういう時期ではないと思っております。したがって、我々としては、速やかにこの事業が完了するように、地元に対しても、アドバイス等をしていきたいと思っております。

○大西参事官 コメントシートの御記入をお願いいたします。

そのほか、御発言がありましたら、お願いいたします。水上先生、お願いします。

○水上先生 今、博物館等々の建物自体もそうですという話がありましたが、私もそうだと思います。だからこそ、建物自体等々についても、そもそも国が全額負担でいいのかどうかというところが、今後、問われていくのだと思います。

つまり復興の中での枠組みで、本当に緊急性があつて、人の生命とか、身体などにかかわってくるようなもので、裨益者負担とか言っている場合ではないものが、確かにあります。そういうものは一定の期間を区切って、国がわっとやりますというのが、いわゆる集中復興期間だと思います。文化財とか、文化に資するものは、大変大事なものだと思うのですけれども、ただ、人の生き死にかかわるものではないということは、間違えないと思います。

そう考えたときに、そこについては、国はもちろん支援をするけれども、短期的にわっと100%支援をするというよりは、もう少し腰を落ち着けて、一定の費用負担を地方にも求めながら、そのかわり、やるべきことはしっかりやるという枠組みの中に、むしろ入れていったほうが、適切な対応ができるのではないかとタイプの損害なのではないかという理解をしています。なので、そういう意味では、博物館も同じなので、建物そのものも、地方の負担をどうするかということ、今後、考えなければいけないと思います。

そういう議論の枠組みの中で、集中復興期間が終わった後、どうするかというのは、国自身が一定の地方への負担を求めるとのことまで言っているのです、それを考えたときに、どんな領域においても負担も求めるといよりは、人の生命、身体にかかわるようなものとか、健康診断とか、国がやらなければいけないものはあると思います。そういうものの線引きをしていったときに、文化みたいなものは、国は当然支援をするけれども、最低限の負担は、地方に求めるべきタイプの支援プログラムなのではないかという理解をしてい

ます。

○文部科学省担当者 全体の枠組みについて、我々が申し上げるべき立場ではないのですが、実際、修理等の作業を行っていく上で、先立つものがないと、なかなか進まないというのも現実でありまして、今、この瞬間にも、劣化した資料に囲まれて、においもひどい中で、地道に取り組んでいるのが作業なのですが、そうした作業を、我々としてはぜひ強く支えていきたいと思っております。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 ちょっと話がずれるのかもしれませんが、例の被災した美術館と博物館の再開について、この事業は直接ではなくて、箱物のほうですが、基本的には52館全部そのまま原状復帰させる、原型復帰させるというのが、当面の方針ということでしょうか。

○文部科学省担当者 施設の経費については、私どもが担当しているわけではないのですが、ただ、以前の施設の形をそのままというわけでは必ずしもなくて、例えばほかの施設との複合施設を建てたりといったケースも実際にありますし、それはまさに地元の御判断でありまして、我々は、元通りとか、そういうことに、特にこだわっているわけではございません。

○佐藤先生 確認ですが、52館という目標は、最終的にもう一回52個の物をつくるというよりは、集約化されているケースも含めて、もともとあった52館が、営業再開できればいい。それはどういう形であったとしてもという理解でいいわけですね。

○文部科学省担当者 要するにもとの機能を回復すればいいということです。

○大西参事官 引き続き御質問等があれば、お願いいたします。

○樫谷先生 今のところ、進捗はほぼ予定どおり進んでいるのですか。まだ大分試行錯誤しなければいけない状況なのですか。ノウハウはたまってきているかということも含めてです。

○文部科学省担当者 修復方法については、資料によっては、難しいものも残っていますので、まだまだ試行錯誤は必要だと思っておりますけれども、関係者と協力しながら、一生懸命頑張っている状況です。

○佐藤先生 時間があるようなので、別に今回のこの事業とは関係ないのかもしれないのですが、こういうものは、保険はないのですか。つまり文化財で、特に貴重なもの、そこは博物館がそれぞれで選べばいいだけなのですかけれども、今後こういうことが起こったら、今後というのは、仮の話だと言うかもしれませんが、火事もあり得るわけだし、竜巻もあるわけですから、被害を受けるということは、必ずしも地震・津波とは限りません。例えば文化財については、何らかの形で、保険みたいなものは考えていないのですか。

○文部科学省担当者 美術館・博物館の一般的な慣例として、収蔵品に対しては、保険をかけないケースが多いです。通常、自分の館で保管している間は、保険をかけずに、貸し出しをしたりするときに、保険をかけるということはあります。ただ、自分の館で持って

いるときにおいては、通常の建物の地震保険であるとか、火災保険だけにとどまっている場合が多いです。

○佐藤先生 余計なお世話ですけれども、そういうものは、建物に対する補償にはなりませんけれども、中身に対する補償には全くなっていないし、個人であれば、多分保険に入っています。燃えてしまったら、元に戻しようはないのですけれども、ダメージを受けたら、修理をしなければいけないということがあります。

最近だと、竜巻で、文化財であるお寺の屋根が飛んでしまって、それを直さなければいけない。そういうときにお金は発生するわけです。そちらは建物で出るかもしれないけれども、中身について、何らかの修理が必要になったときに、保険があると助かりますね。

○文部科学省担当者 基本的に保険の仕組みとか、そういうものにタッチはしておりませんが、保険加入者などの問題もありますし、保険がいいというのは、制度的にはわかりますが、実際お金が集まって、それが回るようになるかというのは、別問題だと思っております。

○文部科学省担当者 一般的な保険であれば、定型的な保険があるのでしょうけれども、展覧会は一つ一つの展覧会について、オーダーメイドで保険を組んでいるのが一般的であります。したがって、数もそれほど多くないということです。保険会社のほうで、そもそもそういう保険を組めるのかどうかという問題もあろうかとは思っています。

○大西参事官 どうぞ。

○上村先生 修理した資料があつて、それをこれだけ閲覧しました、活用しましたという指標などはつくれるのでしょうか。修理したのだけれども、そのまま倉庫に眠っているということではなくて、修理して、博物館なり、美術館にちゃんと示すことができましたということを知り得る資料はありますか。活用というイメージなのですけれども、それはアウトカムとして、何か生きるという気がするのですけれども、いかがですか。

○文部科学省担当者 個々の資料に着目して、どれだけ活用されたのかというのは、印象として手間がかかるような気がしますので、館に負担をかけてしまうという気がします。ただ、その資料を使って、展覧会をやったかどうかという程度であれば、できると思いません。

○上村先生 言いたいことは、修理したのだけれども、お蔵入りというのは、余りよくないと思っています。修理して、大切にしまっておかないといけないものも、多分あると思うのですけれども、ただ、これはミュージアムの再興事業ですので、要は開けて、人に来ていただくことが目的になっています。そういう意味では、修理したものを閲覧するところが、一種非常に大事な行為だと思った次第です。コメントです。

○文部科学省担当者 それについて申し上げますと、博物館資料を修理して、活用するというのは、大変大切なのですけれども、材質によっては、非常に脆弱なものがあつて、そういうものを求めたときに、長さとか、活用の多さで、逆に資料に負担をかけるケースもあるものですから、その辺は慎重だと考えております。

○中里先生 NHKか何かで、塩抜きの特技とか、特別番組を組んでいただけたらいいですね。金がかかりますね。でも、やってほしいような話です。

○文部科学省担当者 少し前に、NHKでも被災文化財の修復についてやったことがあります。環境的にも必ずしも適切などころではない中で、単純に塩抜きと言っても、繰り返さないといけないということがあって、塩分は湿気を吸いますので、それを管理するというのは、なかなか難しい中で、皆さん頑張っていていただいていると理解しております。

○中里先生 ジャーナリストの方が注目してくださるといいですね。そちらにもいらっしゃいますが、大変におもしろいというか、物すごく技術が必要そうです。

○佐藤先生 これはけんかをしているみたいですが、実はいい機会です。こういう形で、実はこんな事業があって、こういう形で修理をされている。やり方は、ああだ、こうだという議論していますけれども、これも1つの宣伝であり、国民に周知する1つの活動だと思っていただければ、よろしいかと思えます。せっかく文化財という形で、今回修復されるのであれば、地元の方々はもちろんですが、国民みんなにその存在を知らせるべきだと思えます。郷土ではよく知られているけれども、全国的には余り知られていなかった資源というのは、たくさんあると思えますので、こういったものを、ある意味全国区に知ってもらい、よい機会になると考えたほうがよろしいと思えます。

○文部科学省担当者 今、宣伝とおっしゃっていただいたので、あえて申し上げますと、これから2020年に向けて、やはりオリンピック・パラリンピックに向けて、文部科学省、文化庁は、全国の文化プログラムで盛り上げていこうとしています。ですから、こういう博物館の資料というのは、まさにそういうものの材料になるものでございますので、できるだけ期間内に、地域の宝ということで、活用できるように、私どもとしては、支援をしてまいりたいと思っておる次第でございます。

○樫谷先生 これは33年までかけて、そんなにかけて大丈夫なのですか。物が傷んでしまって、修復できないとか、もっとスピードアップしなければいけないというのは、物によって精査されているのでしょうか、そこは十分に足りているのですか。

○文部科学省担当者 被災している数というのが、膨大なものでございまして、これが劣化しないように、まず保存をする。先ほどから試行錯誤と申し上げましたけれども、作品を傷めない手順を見つけないながらやっていく。32年ということで、地元も計画しておりますので、先ほど終わらないのではないかという御意見もございましたけれども、我々はそれをできるということで、支援をしてまいりたいと思っております。

○樫谷先生 できるのも大事だけれども、早くやらないと、だめなのではないかという側面もあるのではないかということをお願いいたします。

あと、陳列をするという機能もあるのですけれども、保存するという機能もたしかありますね。調査とか、保存するという機能もあるので、必ずしも陳列するばかりが機能ではないと思うのですが、博物館というのは、大体展覧用というか、陳列用になっているのですか。特に書類は、陳列してもしょうがないので、いざというときに、どこかに保存して

おくことが大事です。その辺は、陳列するものと、保存するものがあると思うのですが、やはり同じように考えていいのですか。

○文部科学省担当者 保存と公開と両方大事だと思っております、物の状態によって、頻繁に公開できないものも当然ありますけれども、見ていただいて、価値を知っていただくことも大事なことだと思っておりますので、それは両輪として、取り組んでいくものだと思います。

あと、早くやるということについては、例えば単年度の額を増やして、人手をたくさん集めてということになると、多少早く終わることもあるのかもしれないのですが、単年度の額の問題と、あとは、資料として、方法を工夫しながらやっていく必要があるという問題がありまして、それでも、32年度までには、何とか終わらせたいということで考えております。

○樫谷先生 物としては、大丈夫だと考えていいということですね。漫画が劣化しても、すぐにまたあれなのですね。

○文部科学省担当者 そういう優先順位も考えながら、傷みがひどいものについては、優先するというを考えております。

○大西参事官 それでは、阿部先生から、取りまとめ、コメント案の御説明をお願いいたします。

○阿部先生 6名の有識者の評価結果は、抜本的改善が2名、一部改善が3名、現状通りが1名でした。

主なコメントですけれども、重要な事業であり、継続しつつ、得られた修理のノウハウをさまざまな形で生かしてほしい。

長期にわたる支援であることから、補助額の妥当性については、検証すべき。

作業方法等の改善によるコストダウンに留意すべき。

集中復興期間の成果をもとに、今後の5年間については、一般的な災害復旧事業として、一般会計の新事業として実施すべきではないか。

復興特会で継続する場合は、自治体負担を導入すべきではないか。

指定文化財以外のものについては、一定の地方負担を求めるべき。

今後の類似事例があることを考えれば、一般会計化も検討すべきというものがありました。

以上を踏まえまして、評価結果としましては、事業内容の一部改善。

取りまとめのコメントとしては、1番目、地元にとって価値がある文化財については、一定の地方負担を求めるべき。

2番目、長期的な事業になることを踏まえて、コストダウンを継続的に検討することが必要である。

3番目、今後の類似の事例が生じる可能性があることなどから、一般会計による事業も検討すべきということでございますが、御意見はいかがでしょうか。

私からなのですが、1番目は「地元にとって価値がある文化財については、一定の地方負担を求めるべき」とすべきか、あるいは「一定の地方負担を求めることも検討すべき」か。個人的には後者ではないかと思うのですが、先生方はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤先生 検討すると言うと、多分やらないので、これは「べき」でいいと思います。

○阿部先生 「求めるべき」ですね。

○佐藤先生 これはこちらの意見ですから、最後に決められるのは文化庁さんです。

○阿部先生 ほかの先生方は、いかがでしょうか。

○水上先生 私もその意見に賛成です。

○樫谷先生 「地元にとって価値がある文化財」というのは、どういうふうに決めればいいのか、決められるのですか。どの分を負担してくれれば、いいのかということになります。

○阿部先生 価値は全てです。

○樫谷先生 正直言って、価値だからね。

○阿部先生 前半の定義が非常に難しいことと、そうすると、全部について、負担を求めるべきというコメントになる点がどうかという、私の個人的な意見です。

○樫谷先生 概念としてはわかるのですけれども、具体的にこれが地元にとって価値があるかというね。ひょっとしたら、明らかなものもあるかもしれませんがね。

○佐藤先生 これは上にないので、正確には「指定文化財以外のもの」なのではないですか。私が適当に書いたものが、そのまま使われているような気がするのですけれども、上の主なコメントから受けないといけません。

○阿部先生 「指定文化財以外のものについては」のほうが、いいということですか。

○佐藤先生 はい。気持ちが悪ければ「原則」などをつけてね。上と対応しないとおかしいです。

○阿部先生 上にあるように「指定文化財以外のものについては、原則、一定の地方負担を求めるべき」。そういうことでしょうか。

○佐藤先生 そうです。

○樫谷先生 それはいつから求めるのですか。34年度以降なのか、その前なのか。

○阿部先生 今後、検討していただくということだと思います。

○中里先生 もうやってしまったということです。

○阿部先生 ほかにコメントはございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○阿部先生 そうしたら、1番目のコメントについては、上にあるように「指定文化財以外のものについては、原則、一定の地方負担を求めるべき」に変更した上で、本件についての取りまとめコメントとしたいと思います。

ありがとうございました。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

続きまして、「環境モニタリング調査」の議論に移らせていただきます。

入れかえに少しお時間をいただきますし、ちょっと休憩をとりたいと思いますので、15時5分再開をお願いいたします。

(文部科学省関係者退室)

(休 憩)

(環境省関係者入室)

○大西参事官 それでは、「環境モニタリング調査」の議論に入らせていただきます。事業所管部局でございます環境省から事業概要の御説明をお願いいたします。

○環境省担当者 環境省でございます。

お手元のポンチ絵がございます環境モニタリング調査、この資料に基づきまして、私どもの行っております事業概要を簡単に御紹介させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、この環境モニタリング調査はどのような目的でやっているかということでございますが、東日本大震災によって出てきました放射性物質を中心とした、いろいろな物質の基礎的な情報を把握するとともに、国民の皆様に正確な情報を提供する。この情報提供を通じまして、被災地周辺の早期の環境回復状況、それから、国民の安心の確保に資する、これが大きな目的になっております。

では、具体的にどういうことをやっているかということでございます。大きく分けて4つございます。公共用水域の放射性物質モニタリング、いわゆる河川、湖沼、海域、こういったものの放射性物質のモニタリング。それから、地下水におけます放射性物質のモニタリング調査。3番目としまして、被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査ということで、2つに分かれております。1つは有害物質の海洋モニタリング調査、もう一つは洋上漂流物に係る海洋表層環境調査ということで、これはいわゆる国際機関による調査で、後ほど詳細を御説明させていただきます。4番目としまして、大気に出ますアスベストの大気中濃度モニタリング調査。大きくこの4つの項目からなっております。

では、具体的に、公共用水域のモニタリング、それから、地下水のモニタリングのモニタリングはどうなっているかということでございます。1枚おめくりいただきまして、次のページでございます。このモニタリングにつきましては、政府が決定しております総合モニタリング計画に基づきましてモニタリングを行っております。

左下の図をごらんいただきたいのですが、地下水につきましては、福島、それから、近隣6県の約370地点において調査を実施し、結果を公表しております。

また、公共水域、河川、湖沼、海域でございますが、これは右側の地図でございますけれども、福島、それから、近隣1都7県の約600地点におきまして調査を実施し、その結果を公表しております。

ここにありますように、主に環境省ホームページでの結果の公表を行っているものでご

ざいます。

次のページでございませう。被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査ということうで、まず1つ目の有害物質等海洋モニタリング調査でございませう。これにつきては、福島第一原発事故、東日本大震災によって出てきました放射性物質、それから、いわゆる化学物質、こういった有害物質がどのように海洋に広がっているかを調査するものでございませう、右側の地図をごらんいただきたいのでございませうが、福島、それから、岩手の海洋で、26年度につきては38の測点において、これら化学物質、それから、放射性物質の調査を行っております。結果につきては、これも同様に随時公表させていただいているところでございませう。

同様の海域モニタリングにつきては、被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査ということうで、国際機関、日米加のPICESという国際機関にお金を拠出させていただきまして、東日本大震災で流れ出たいろいろな漂流物が海を渡ってアメリカ大陸のほうに行ってしまうわけですが、こういったものがどういふ環境影響を及ぼすのか。特に海洋生物へのリスクです。アメリカのほうでいろいろ、カキの養殖、そういったことをやっているわけですが、そういったところに影響があるのか、ないのか。それから、実際、そういったところに日本から流れていったものが根づいているかどうか。そういった漂流物がアメリカのほうに影響を及ぼしているかどうかを、3年間にわたって、いわゆるリスク評価という形で調査させていただいているものでございませう。

最後でございませう。アスベスト大気濃度モニタリング調査でございませう。これは、大震災によって壊れました建物、瓦れき、こういったものを処理しているわけですが、その際にアスベストが飛散するおそれがございます。このアスベストがどのような状況にあるのかをモニタリングし、住民等に情報を提供するといった活動内容でございませう。

具体的には、右側をごらんいただきたいのですけれども、24年度は719地点、25年度は489地点、26年度は福島県の95地点ということうで、計画に基づきまして、年1回以上公表しております。この調査結果をもとに、飛散防止対策や曝露防止対策、こういったものを総合的にしまして、最終的に住民のアスベストからの安全確保を進めていくという内容になっております。

駆け足で恐縮でございませうが、概要は以上でございませう。ありがとうございました。

○大西参事官 それでは、先生方から御質問等あれば、お願いします。

上村先生、お願いします。

○上村先生 レビューシートの2ページ目にアウトカムがありますけれども、これはどうもアウトカムになっていないなと思っております。その点についてコメントくださいということと、もう一つ、3ページ目に単位当たりコストがあるわけですが、①から④まであるのですが、①の単位当たりコストが平成26年度で、ちょっとはね上がっています。ほかのところは下がっているのですけれども、なぜ①が26年度上がってしまったのか、これについて教えてください。

○環境省担当者 まず、アウトカムの件でございますが、これにつきましては、ここに書いてございますように、調査結果の公表回数ということで記載させていただいております。この事業の目的が、いわゆる住民の安全・安心ということで、広くこの情報をまず知っていただくということではないかと考えました。そこで、住民の方が安心して、あるいは安全であるというのを評価するアウトカムというのは、なかなか定量的にお示しするのが難しいということもあったものですから、定量的にできるものとして、ここにあります調査結果を公表する回数、速報であったり、公表回数ということで選定をさせていただいているものでございます。

それから、2つ目の単位当たりのコスト、25年度から26年度について、変わっているというところがございますけれども、①の御指摘ですね。

○上村先生 そうです、①ですね。②から④は下がっていくのですが、①だけ、25年から26年にかけて上がっています。

○環境省担当者 これにつきましては、毎年度、競争入札という形で業者を選定させていただいているのですが、25年度から26年度にわたって落札された価格に差がございました。モニタリングする地点の数は変わっておりませんので、総体的に1地点当たりの単価が上がったと、そういう形になっております。

○大西参事官 佐藤先生、お願いします。

○佐藤先生 今の質問にかぶる感じですが、まず1つは、アウトカム指標として出されているのは、正確にはアウトプット指標であって、行政が決められるものなので、アウトカムということであれば、事前勉強会ではそういう設定になっていないという御説明だったのですが、最低限、ホームページに対するアクセス数とか、ちょっと違う指標がないと、世間にどれくらい周知されているのかわからないかなというのが1つと、さっき、単価、業者が変わったのでというお話だったのですけれども、25年度、26年度を見ると、25年度は執行額はちょっと上がっていますが、26年度は、予算、執行額とも下がっているのです、ここだけ何か特殊要因があったらと思っていいのですか。調べる中身が変わっていたとか。

○環境省担当者 今、御指摘いただきましたアウトカムの件につきましては、本日御指摘いただきました点も踏まえまして、今後、事業を展開するに当たりまして、どのようなアウトカムが適切かということについて、もう一度、私どもでも検討させていただきたいと思っております。

あと、予算の件につきましては、モニタリングの地点数につきましては、26年度と27年度で特段大きくは変わっておりませんので、我々としてみれば、事業の内容に特段変更はないと思っております。ここは純粹に競争入札したときの落札価格の違いとなってまいります。公共水域のモニタリング結果ということで、そうでございます。

○榎谷先生 競争性はどうだったのですか、それぞれの年度の。入札参加者の数だとか、あるいはこれ、1カ所ずつやっているのですかね。

○環境省担当者 25年と26年の違いにつきましては、実は、25年度と26年度は最終的に同じ業者が落札したところがございますけれども、25年度と26年度で落札の金額に大幅な差がございました。地点数につきましてはほとんど一緒でございますので、そういった意味では、25年度が我々が想定したよりもかなり低い金額で落札されて、26年度は我々が想定した金額に近いところで落札されたというのが実態でございます。

○樫谷先生 入札の参加者は何社ですか。

○環境省担当者 25年度は3社が入札しておりまして、26年度は2社になっております。

○樫谷先生 では、競争はあったということですね。

○環境省担当者 そうです。いわゆる一社入札ではなかった。

○上村先生 こういうモニタリングの調査をしている業者は、技術的には非常に特殊なことをされているのか。つまり、余り入札者数が多くないということは、特定の技術を持たないと入札ができない、応募できないという形になっているのでしょうか。

○環境省担当者 いわゆる放射線のモニタリングにつきましては、出てきたものを取ってくるというよりも、その後の分析のところで、ただ測ればいいというわけではありませんし、正確な数値を出すという意味での技術的なノウハウ、それから、装置を使いこなさなければいけないということで、言葉は悪いですがけれども、誰でもできるというものではなくて、それなりのノウハウを持っている、あるいは知見、経験のあるところが入札してくるようになっております。

○樫谷先生 もう一度確認なのですが、全部を1つにまとめて入札になっているのですね。それとも幾つか分割をして、それぞれが入札になって、結果的にこうなっているのか、そこはどのようなのですかね。専門性の問題があるので、分けて、参加者がいるのかどうかというのはあるのですけれども。

○環境省担当者 こちらのシートにあります1番から4番につきましては、4つ別々に入札をしております。

○樫谷先生 まとめての入札ですね。分割してではなくて。

○環境省担当者 この1年分の活動全てを一括してやっているということでございます。

○阿部先生 よろしいですか。7ページの資料を見ますと、Cの項目で環境総合テクノスという会社は、一社入札で落札が98%、それから、日本エヌ・ユー・エス、Dという項目で、これも一社入札で、99%の落札。一社入札ですから、そういう形になるのかなという気がいたしますが、さらに6ページの資料を見ても、今、申し上げた2社については、請負契約であるという理由から、内訳は開示されていないということでございますので、そういうことからすると、つかみの金額で、内訳の明細を知ることなく、するか、しないか、さらにそれが一社しかいないという状況なのですけれども、そういう先にもう少し強く依頼して、国費の支出の透明性という観点から明細を求めることはできないのでしょうか。

○環境省担当者 ありがとうございます。

御指摘はごもっともだと思っております。今回もそういったお願いはしていたのですが、引き続き、そういった依頼をしていきたいと思っております。

○水上先生 この事業は基本的には終了予定がないので、ずっと続けていくことを前提にした事業だという理解でいいですか。

○環境省担当者 この事業は、先ほど申しましたように、住民の皆さんの安全・安心ということが大前提でございます。特に放射線につきましては、そういう側面が強うございますので、今のところ、いつ終わるといのは考えておりませんが、例えば、これ以上放射線についての調査を行う必要がないという地元の要請とか、あるいはその客観的状況が発生すれば、その段階でモニタリングを終了することはあるかと思いますが、少なくとも今の段階で、どこで終了すると申し上げるのは若干時期尚早ではないかと思っております。

○水上先生 調査結果を詳細に検討しているわけではないのですが、大体こういうものと、だんだん数値が下がって行って、ある一定の閾値に近づいてきて、今後、特段の事情が新たに発生しない限りは上がらないよねというのが確認されるみたいなタイムスパンがあると思うのですが、そういう意味で言うと、数字が安定してくるのはいつぐらいになりそうなイメージであるのですか。

○環境省担当者 公共用水域、それから、地下水に関して申し上げますと、河川については、ほとんどのところでは流れているというのは出ていないのですが、実は、その底質といいますか、土の部分、それから、湖沼はどうしても沈殿しているといいますか、結構な数字が出ております。ただ、それは、あるからといって、すぐに危なくなるというものではないのですけれども、そういった数字があるということは、今後どう推移していくのか、基本的に放射性物質は御存じのように減衰してまいりますので、少なくなる方向ではあるのですが、その数値を見て、ここはこれ以上やらなくていいよと言っただけのまでは、経時変化は追いかけていく必要があると思っております。したがって、今やっている地点数をそのまま維持するかどうかは、データを見て、今後も精査していくことが適切ではないかと思っております。

○水上先生 すると、比較的高い数字の部分であるとか、あるいは今やっているものの密度を少し小さくするみたいなことを考えながら、事業としては続けていこうと考えているという理解ですか。

○環境省担当者 技術的なことを申し上げればそういうことになりますが、この調査につきましては、御地元の自治体ですとか、住民の方の御意向が非常に強いと思っております。仮に数字が今は出ていませんということであっても、将来的にずっと出ないのかということもあるかと思っておりますので、モニタリングを続けていただきたいという要望があれば、それはある程度お答えしていく。もちろん科学的にこうですよというのを説明しながらも、続けていく必要があるのではないかと思っております。

○水上先生 地元の方の御意向という話が今、何回か出たのですけれども、地元の方に説明をして、地元の方がそれをどういうふうに言ってみたいな、ある意味、それはアウトカ

ムになり得るかもしれない話なのですけれども、地元の人との関係での、説明会をやっていると、地元の人との関係でこれぐらい閲覧されているとか、それによって、地元の人たちがどれぐらい安心してきているかアンケートをとっているとか、そういうことは何かやっているのですか。

○環境省担当者 現段階におきましては、この調査をやるに当たって、公共水域の調査については、まず、どこを調べるのかということについては、地元の地方公共団体の意見を聞いて地点を選んでおります。その結果につきましては、いわゆる地方公共団体に出させていただきます。そこから先、地方公共団体の方が、地域の住民の説明会ですとか、そういうところでこのデータを引用していただくという形になっていると考えております。例えば、檜葉町の住民説明会の資料とか、「放射線Q&A」という小冊子を使われている中で、我々のやっている放射線のモニタリングの結果、こうなっていますという形での情報引用をいただいているというのが現状でございます。

○水上先生 私は今、話としては肯定的に聞いていて、なるほど、ちゃんと地元の人に還元しているのだと聞いたのですけれども、だったらまさにそれはアウトカムとしてちゃんと出したらいいのではないですか。

○環境省担当者 その点につきましては、我々が直接何か働きかけるというよりも、地元の自治体の方が使っているということでございますので、そこは確かにおっしゃるとおり、一つのアウトカムの指標の候補として検討させていただきたいと思っております。

○水上先生 とりあえず、今のアウトカムがアウトカムでないことは割と論理的に明らかで、これはアウトプットであることは間違いないと思うのですけれども、何をアウトカムにするかはなかなか難しいところではあると思いますが、一つ、地元の人たちに安心してもらうことが事業の目的なのだとなれば、地元の人たちの安心に現実にどれだけ資する活動が行われたのかというのは、実際に説明をしたのが地方自治体の人であったとしても、国の事業の正当性を基礎づけるアウトカムではあると思うので、むしろ、何回やったのかはちゃんと計算してもらって、アウトカムでやってもらうというのは全然いいと思いますし、現実に地元が全く使わなくなっているという状態があるのだとなれば、その地点の調査は要らないかもしれませんねということにも、判断基準としてあり得るのかもしれないですし、そこはぜひアウトカムとして設定されて、きちっと調査をされたほうがいいのではないかと思います。

○環境省担当者 御指摘ありがとうございます。

このプログラム、先ほど申しましたように、住民の方の安全、もしくは安心というところにつながるプログラムと思っていますので、おっしゃるとおり、それをどうやって測るのは非常に難しい指標だと思いますが、なるべくそこに近い形で評価できるような、いわゆるアウトカム、先生から御指摘いただいたのも一つの候補かと思いますが、我々の方でも何が適切かということにつきまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○水上先生 もう一点なのですけれども、終了予定がないというところに絡む話なのですけれども、私自身はこういう調査は割と肯定的で、基礎的な情報がないという判断できませんよねと思っているのですけれども、逆に言うと、もし特会が終わってしまってもやるということになりますかね。必要であれば。

○環境省担当者 地元からの御要望とか、住民の皆さんがどう思っているかによると思うのですけれども、環境省としましては、復興の一環として、この事業をどのようにしていくのかというのは、まず全体の大きなビジョンの中で議論していただいた結果、どこかでやるということであれば、適切な財政措置を講じていくというのにはあり得るのかと思っております。

○上村先生 レビューシートの3ページ目に、モニタリング地点数が上のほうに書かれています。こちらを見ると、少しずつ減っているような状態かなと考えられますが、減らすときの判断はどのようになされているのでしょうか。例えば、一番上の①のモニタリング調査だと、地点数が701から602ですか。3番目のだと、57から38、アスベストのほうは劇的に、400あったのが95ということなのですけれども、これはどういう判断をもとに地点数を下げるのか。地点数を下げると予算規模が縮小されるわけなのですけれども、これはどういう判断をされているのでしょうか。

○環境省担当者 1番目、それから、2番目につきまして御説明させていただきます。このモニタリング地点数につきましては、開始の前に御地元にも、どこを測りますかといった調整をさせていただいております。したがって、24年度は、具体的なことを申しますと584地点でやっているわけですが、その後、地元からの要請等ありまして602に増やしてほしいということになりました。そういう経緯がございます。

地下水につきましては、これも同様でございます、ここについて調べてほしいという要望に基づいて、この地点数を出しているということでございます。

○上村先生 ということは、やめたところの判断は、地元の意向が入っていると理解してよろしいですか。

○環境省担当者 基本的には、その数値を見て、ここはもう結構ですという地点が何点かあったということでやめていると御理解いただいて結構です。

○上村先生 この地点数というのは、地元の方々の不安とか、そういうものが反映されているとも考えられるという形でいいですかね。

○環境省担当者 実際に測る地点数の決定に当たっては、そこの意見を聞いておりますので、そういうところを反映させていただいているということでございます。

○上村先生 あと、もう一点いいですか。例えば、公共用水域放射性物質モニタリング調査、これは地点数、26年度、602ありますけれども、こちらのモニタリング調査を行っている会社が、2社応募して1社ですね。600を全て1社でやっているということなのですけれども、規模の経済もあるので、1社でやったほうがいいかもしれませんが、2社に地域を分割して、その技術は非常に特殊だと言われたので、もう一つ企業を確保しておくことは

あり得ないのでしょうか。

○環境省担当者 一つの方法としてあるかもしれませんが、測定機器を変えるということが、出てくるデータの信頼性にかかわってまいりますので、1つの会社がきちんと校正をしている計測機器で統一的にやるほうが、最終的に出てくるデータの信頼性が高まるのではないかと思います。

○上村先生 なるほど。それはそうかもしれませんが、ただ、同じ技術をずっとその会社にやっていただくと独占になってしまうかなという気がしていて、そこはちょっと危惧しているところです。

○環境省担当者 御指摘につきましては、私どもとしては、入札する件数が2件とか3件でございますので、そこをなるべく改善できるような、例えば、入札の期間を長くとるとか、あるいは条件を緩和するとか、入札の数がふえるような努力はあわせて続けていきたいと思っています。

○大西参事官 そろそろコメントシートの御記入をお願いできればと思います。

お願いします。

○佐藤先生 この情報ですけれども、読ませていただきますと、今のところは基本的にホームページにアップする、自治体に通知するという事だったと思います。もう少し積極的に、特に風評被害とかもありますので、自分たちから率先してと言うと変ですけれども、マスコミにどんどんと公表するとか、自分たちのほうから情報を使ってアピールしていくということは余りしていないと聞いていいのですか。

○環境省担当者 公共用水のモニタリングにつきましては、必要に応じてプレス発表させていただいておりますので、そういった意味では、単にウェブに載せるだけではなくて、こういうことを発表しますというのを我々から積極的に出しております。

○佐藤先生 実際、例えば、福島とか、東北の農産物とか、いろいろと風評被害の問題がありますけれども、こういったものについて、農協とかで、この種の情報を使って、顧客に対する説明とか、卸すときのスーパーに対する説明とか、実際、農産物とかの流通経路でもこういうのは活用されていると聞いてよろしいのですか。そういう実態は把握されていないと聞いていいのですか。

○環境省担当者 申しわけございませんが、我々が出したデータが地元でどのように使われているかというのは、先ほどありました地元説明会で使われているというのは、幾つか、我々は情報をつかんでおりますけれども、それ以上詳細なことは調査しておりませんで、そういった意味で、先生、御指摘のような形で使われているかどうかは現段階では把握しておりません。

○樫谷先生 福島では、農産物を出荷するときには1個1個濃度を測定しているのですか、今でも。わからないですか。

○環境省担当者 米とかであれば、たしか全数検査を実施しておられるかと思いますが、私ども、直接担当ではございませんので、正確ではないかもしれませんが、そのように聞

いております。

○水上先生 この事業の目的なのですけれども、まず、前提として私は、こういう基礎的な情報をきちっと捉えるというのは、それこそ県民健康調査みたいなものもぜひ続けられたいと思うし、こういう環境調査みたいなものもやればいいし、基礎的な情報がきちっとあることは極めて重要だと思っているのですけれども、その上で、これは地元の復興を目的にやる事業なのか、それとも国が原発事故の責任をちゃんと取るために必要な基礎的な情報だからきちっと集めるという議論なのか、どっちなのだろうと考えると、後者なのではないかという気もするのですけれども、どうなのですかね。

○環境省担当者 御説明させていただきましたように、我々が調査している範囲は非常に広うございまして、例えば、この部分がどの程度の放射線量なのかということで、今、避難されている地域についての放射線の実態を知っていただくことによって、戻っていただく、復興の一環だと思いますが、そういうことに使っていただければと思っておりますので、そういった意味では、やはり復興の下支えといいますか、側面的に支援するというのでしょうか、その活動の一環ではないかと我々は考えております。

○水上先生 例えば、海外に行ってしまうものも含めて、海洋の放射線汚染がどうこうみたいな話は、それによって福島に帰るかどうかというよりは、原発を起こしてしまった国の責任として、当然、海外にどれぐらいの影響があるかというのは把握をしなければいけないし、影響が小さいのであれば、ちゃんとそのことを説明する必要があるし、影響がもし大きいのであれば、何か対応をとらなければいけないしということだと思っております。まさに海外に対する影響みたいなものも含めて調査されているのです。とすると、単に帰還するか、しないかみたいな話のレベルを超えているのではないかという気もするのです。

○環境省担当者 御指摘のとおり、洋上漂流物による海洋表層環境調査は、日本から外に出ていったものがどうなのかということで、復興という視点からいくと若干違う整理になるかもしれません。ただ、ほかの調査につきましては、基本的に、その地域が安全ですよということを科学的に証明させていただくというか、示すこととございますので、広義の意味での復興の支援ということではないかと思っております。

○水上先生 これは意見なのですけれども、今の地元の方々の意見という話もちろん大事なのですけれども、当該地域の農作物は安心なのかどうかとか、漁業生産物、お魚とったらどうなのかというのは、そこに住んでいない人にとっても非常に重要な情報ですね。帰るかどうかにも大事だけれども、東京で福島県産の農作物とか、漁業でとったものを食べる人にとっても非常に重要なもので、だとすると、この情報は別に特定の人たちだけが受益するというものではないのではないかと私は理解をされていて、今回の原発事故は誰の責任なのか、法的にどうかということとはともかくとして、少なくとも日本国として責任を取らなければいけないのは間違いのないわけで、だとすると、これはむしろ環境省の本来業務の中に位置づけてしまってもよくて、ずっと続けなければいけないかもしれない事業

なのではないですか。つまり、復興、特別の期間で、5年間だけ限定でやりますというものではないのではないかと気がするのですけれども、どうですか。

○環境省担当者 環境省におきましては、これとは別に、福島周辺ではなくて、全国の放射性物質のモニタリングを行っております。これはいわゆる水準調査と申しまして、放射線の線量が毎年どのように変わっていくかということで、別途、基礎的な調査はやっているわけです。こちらはあくまで福島周辺に集中的にやっているということでは、そこに戻られる、あるいは住んでいらっしゃる方、周辺にいらっしゃる方に対する安全・安心ということで、若干位置づけは違うのではないかと考えております。

○水上先生 ある意味で言うと、放射性物質の発生源に近いから、そこは調査密度が高いのだという議論だと考えれば、別に全体の中で位置づけてもおかしくはないような気がします。というのは、どういうことかいうと、余り特会事業、特会事業という、特会が終わってしまうともうやらないのですかという話に最終的にはつながると思うので、もうちょっと息の長い事業でしっかり責任取らないといけないのではないのですかという、やめたほうがいいというよりは、もうちょっと責任の取り方として、息の長い事業で考えたらいいのではないのですかというスタンスで私は言っているのです。

○環境省担当者 御指摘ありがとうございます。

正直言いますと、予算措置との関係になってくるかと思いますが、福島の事故が、皆さんがこれで大丈夫と言っていたかというのは非常に重要なポイントだと思います。そこまで何らかの形で国が住民の皆さんの安全について責任を負うというか、情報を出していくというのは重要な活動だと思っておりますので、先ほど申しました、別にやっております水準調査、こういったものとの関連も含めまして、どのような形で、この放射線モニタリングを続けていくべきかということについては、将来とも検討させていただきたいと思っております。

○大西参事官 お願いします。

○佐藤先生 私も若干感想になるかもしれませんが、せっかくこういうモニタリングをして、かなり精緻な結果を出されているとすれば、それをいかに福島を含む被災地の復興と連動させていくかということが本当は問われていて、住民の帰還の意思決定もそうだし、農業の再開もそうだし、漁業の再開もそうだし、より重要なのは、対外的に海外とかに、例えば、日本の農産物や水産物は大丈夫なのですよというときに、根拠資料を求められたときに、実はこういう結果もあるのですよと使うとか、まさに公共財としての情報なので、単に出して、プレスも含めて発表して、はい、おしまいというよりは、せっかくいろいろな復興事業が今、動いているわけですから、そことどうやって連結を図っていくのか、そこを工夫しないと、さっきの話ではないのですけれども、息の長い事業としても続けにくいのかなと思うのですけれども、ほかの事業との関係を意識されたりすることはあるのですか。

○環境省担当者 私どもは、事実を科学的に調べるというところを担当させていただいて

おりますので、もちろん、ウェブで公表しているというのも、広く使っていただきたい、利用していただきたいという前提でそういうことをやっているわけでございます。御指摘いただきました、データをどう使っていただくかというのは、まず我々、こういうことをやっていますよというのをいかにPRするかという話かと思っておりますので、今後、そういったところも、いわゆる情報発信という形での強化もあわせて考えていきたいと思っております。

○大西参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 洋上漂流物に係る海洋表層環境調査で、PICESに対する資金拠出がこの事業でなされているということなのですけれども、13ページの資料を見ていると、事業概要として、リスク評価と、3年間の予定で実施すると。これは3年間の事業として考えていいですか。何年からスタートして、3年で終わると考えていいですか。

○環境省担当者 ありがとうございます。

現在やっているのは、25年から、26年、27年（※正しくは26年から、27年、28年）の3年間でございますが、その前には、洋上漂流物がまだ米加に到着しないということで、シミュレーションをNOAAと一緒にやりながら、それを提供させていただいていました。今回も、到着したと。その中で地元で随分騒がれたのが、日本由来の付着生物が、日本から見ると、アメリカ、カナダの海洋については随分生物多様性が低いものですから、爆発的にふえる可能性があるということで、非常に地元で懸念されたといった中で、我々は何か貢献できるかとしたときに、日米加、3カ国の科学者が一緒になって、そういった影響についてリスク評価をしていこうという中で、地元の方々にもその結果が受け入れやすくなるのではないかとということでやらせていただいております。一応、年限を切ってやらせていただいておりますけれども、3年間の取りまとめをやった結果として、引き続きとなれば、そのときまた考えていかなければいけないわけですが、一区切りとして3年間、今、考えさせていただいて進めております。

○上村先生 とすると、27年度で一応、ワンタームが終わるという予想だと。

○環境省担当者 はい。

○上村先生 わかりました。次にどうなるかというのはまだわからないのですね。

○環境省担当者 まだ1年目の結果しか出ておりませんので、2年、3年の結果を頂戴して、整理した上で、米加の科学者とも相談しながら整理していければと思っております。

○上村先生 これは非常に大事な事業かなとも思うのですけれども、先ほどから話があるように、これがどこまで復興事業なのかという問題はあるかなとも思うのです。なので、本来だったら、ひょっとすると一般会計の話かもしれません。これはわからないですが、確かに原発関連で出てきた事業ではあるのですけれども、この復興特会の中でやるべきなのかというのは、別途考えないといけないかなと思います。これは意見です。

○樫谷先生 よろしいですか。ここは公共用水域と地下水質、あるいは海域ですね。普通の土地というのですか、山も含めて、そこはどこがやっているのですか。ここは水系ですね。公共用水域だとか、地下水質とか、あるいは海洋ですから、水系ですね。表現が妥

当かどうかわかりませんが。そうではなくて、農地だとか、あるいは住宅地とか、あるいは林野とか、いろいろありますね、山林とか。そういうところはどこがやっているのですか。そこと合わせ技ですね、いずれにしたって。ただ、ここをやっていれば大丈夫なのだと認識したらいいのか、それはどう考えたらいいのでしょうか。

○環境省担当者 御指摘いただきました点につきましては、説明書にもあります総合モニタリング計画に基づきまして、例えば、土壌、大気ですと、規制庁が行うとか、あるいは国交省が行うという役割分担がある中で、水の部分につきましては環境省と県でも行うとなって、そういう役割分担で行っております。

○樫山先生 まとめてどこかで公表しているのですか。縦割りもそうですけれども。

○環境省担当者 現段階ではそれぞれが行ったところで発表しておりますが、全体は規制庁で取りまとめるということで、総合モニタリング計画上にはなっております。

○樫山先生 規制庁というと。

○環境省担当者 原子力規制委員会で最終的に取りまとめるとなっております。

○上村先生 さっきのモニタリングをしている地点をやめているところがある、これは地元との調整だと言われたのですけれども、そういう意味では、数値が下がってきて、このあたりだったら安心かなということ、皆さんから地元を持っていくのですか。モニタリングを持続しますか、やめますかという話を持っていくのでしょうか。

○環境省担当者 ごらんいただいた資料の中で一番典型的に地点数が減っていたのはアスベストのモニタリングなのですが、これは瓦れきの処理でありますとか、建築物の廃材の際に出てくるものを周辺で測っておりますので、そういうサイトがなくなれば当然減っていくということでございます。

○環境省担当者 海洋につきましては、基本的に専門家の方々の御検討という形があるのですけれども、環境基準値について、それを下回るような値が数年続けば、そこについてはとりやめという形で、だんだん絞り込みを行っております。

○環境省担当者 放射性物質、特に水におきましては、目に見えないというのもありますし、仮に減ったというデータがあっても、それは一定程度のトレンドとして続かないと、どこかでまた戻ってくるのではないかと。つまり、山から来るとか、いろいろなことがありますので、そういった意味では、落ちたからすぐにやめましょうという形には多分ならないと思います。やはり一定期間のモニタリングは継続する必要があると考えております。

○大西参事官 お願いします。

○佐藤先生 まだ時間があるようなので。少し話が戻ってしまうかもしれないのですが、入札のところで幾つか会社の名前が、一番わかりやすいのは5ページですかね、レビューシートのところに出ているのですが、単にイメージとして知りたいのですが、非常に専門の技術が必要であるということですので、国内には余りないのかもしれないのですが、これはどんな会社なのですか。東北緑化環境保全とか、環境総合テクノスとか、もともとどういうことをやっていらっしゃる会社で、イメージを持ちたいので、日本では、モニタリ

ングとか、特に放射線関係とか、地下水も含めて、こういうことができる会社はどれくらいあって、かつ、こういう会社は、東北という名前があるので、これは東北に拠点があるのかなと思ったのですけれども、どんな会社だと思ったらよろしいのですかね。

○環境省担当者 今、御指摘いただきました会社は、従来は原子力施設の周りで、こういうモニタリングをやった経験のある会社でございます。

○佐藤先生 原子力周辺にいる、もともとモニタリングをやっている。

○環境省担当者 ずっとやってきた会社がメインになっております。環境総合テクノスなどもそうなのですけれども、そういった形での過去の経験があって、今回の事業に対しても、その経験を生かせるということで手を挙げております。ただ、その数がどのくらいあるかというのは、やることは非常に限られておりますし、具体的な数字はわかりませんが、100社も200社もあるという感じではないかと思えます。あっても数社とか、10社に届くか届かないかとか、そういうところがメインになってくるかと思えます。

○水上先生 もうそろそろ取りまとめだと思うので、若干コメントだけと思うのですけれども、これは、もしずっと続けていくことを前提にする場合は、競争性をどう担保するかが非常に大事だと思うのですけれども、そのときに、一方で安易に5年契約ですみたいな長期化をしてしまうと、最初の1回目だけは競争的になるのですけれども、そこで1回取ってしまったところにノウハウが集中してしまうので、それ以降は一社入札になってしまうという問題があるのですね。これは安易にやると難しいのですよ。

なので、どうやったら持続的に競争性を維持できるかということを考える必要があって、私の今のアイデアは、全国的にもモニタリングをしている事業があるのだとすると、エリアを区切って、エリアごとに幾つかの入札を設定することで、競争に参加しやすくする工夫をどうとるか。また、エリアを区切って複数のところで入札者があらわれると、その入札者同士は競争ができる状況が整う。つまり、競争できる事業者が育つので、そうすると、北海道でやっていた人が東北にも参入してくるとか、東北でやっていた人が関東に参入してくるとか、そういうような地域的な競争をつくることで、やってくれる事業者をどうやって育てるかを考えないといけないと思うのですね。そのあたりも含めて競争性を考えないと、余り簡単に、競争だから5年契約でみたいにすると、逆に競争できなくなってしまうので、多分、取りまとめの中でも競争性を維持しろというのが入るのではないかと思うのですけれども、それを実際にするための方策については、事業者を育成するということも含めて、ぜひ御検討いただければと思います。

○環境省担当者 御指摘ありがとうございます。

競争性の維持というのは我々も非常に重要だと思っております。現段階では毎年入札をしておりますので、そういった意味では、同じ事業者がたまたま続くこともありますけれども、基本的には競争的にやるということになるかと思えます。

ただ、1点だけ我々か気にしておりますのは、モニタリングの重要なのは、正しいデータをきちんと出さなければいけないといった意味では、御指摘いただいたような、幾つか

のブロックに分けるというのも1つの手法だと思うのですが、そのときに出てきたデータの整合性といいますか、正確性をどうやって担保していくかというのは、これはこれで我々が考えなければいけない問題かなと思っております。そういったものを担保しつつ、どうやって競争性を維持するのか、そういう形で進めていくかについては、我々も引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○大西参事官 それでは、阿部先生から取りまとめコメントの御説明をお願いします。

○阿部先生 まず、評価結果ですが、「抜本的改善」が1名、「一部改善」が4名、「現状どおり」が1名でした。

主なコメントです。長期的に行う事業であることから、競争性を高める工夫をするなど、コスト削減に留意すべき。随意契約、一社入札を極力回避し、競争性を高めることにより、国費支出の透明性を高める工夫を継続されたい。国民の健康にとって重要な作業であり、事業を継続してほしい。調査結果を公表する。ウェブアクセス数をアウトカム指標として示すべき。アウトカム指標を自治体の住民への周知やホームページのアクセス等により、成果に近い指標を使うべき。仮に事業を長く続けるのであれば、いずれ一般会計への移行も検討すべきというものがありました。あと2つあります。アウトカムについては、現実の活用数を設定すべき。この事業は原発事故の責任を国がどう取るかの問題であることから、一般会計化を行うべき。

以上が主なコメントです。

以上を踏まえまして、全体の評価としましては、「事業内容の一部改善」。

取りまとめコメントとしては、1点目、入札における競争性を高める工夫等を行い、継続的に事業費の縮減を図ることが必要。

2番目、成果の検証を可能とするモニタリング結果の公表に係る適切なアウトカム指標を設定することが必要である。

以上ですが、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんでしたら、以上をもちまして取りまとめコメントとしたいと思っております。ありがとうございました。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室・内閣府関係者入室)

○大西参事官 それでは、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局でございます内閣府から事業概要の御説明をお願いいたします。

○内閣府担当者 内閣府でございます。よろしくお願ひいたします。失礼ながら、座って説明させていただきます。

「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」ということで、お手元の資料の8ページの横のポンチ絵をごらんいただきたいと思っております。こちらは平成27年度の予算額が2億3,000万円余り、平成25年度から実施している事業でございます。

まず、背景といたしまして、東日本大震災の被災地においては、NPO等が復興支援や被災者支援に大きな役割を果たしているということがございます。しかしながら、経営基盤が脆弱であるという問題がございます。

2つ目の○にありますように、被災地の復興には中長期にわたる支援が必要という中において、資金調達、それから、担い手の育成に課題を抱えていることが背景となっているところでございます。

続きまして、仕組みの説明でございます。事業概要のところがございますが、内閣府から交付金が、国庫の補助率が3分の2ということで、岩手、宮城、福島の3県に交付されます。この3県が事業を実施することになります。

事業の中身は2つございまして、左側の(1)復興支援基盤強化事業は、セミナーや交流会などを行うことで、NPOの基礎的な能力を向上させる事業でございます。

それから、①にありますように、セミナーの中身ですが、資金獲得、NPOの会計基準等々のさまざまなセミナーを実施してございます。

それから、②に書いてありますように、NPOと民間企業、他団体との交流会を開催して、マッチングなどを行うこともできることになってございます。

それから、もう一つの事業、右側の(2)でございますが、復興支援の担い手の運営力強化実践事業でございます。こちらは、実際に被災者支援を行うNPOのさまざまな活動を支援するというところでございます。

後ほど事例を御紹介いたしますけれども、仕組みとしましては、県が公募を行いまして、被災者のニーズを踏まえて、NPO等が支援の計画を提出します。その計画を第三者委員会で審査をいたしまして、優先度の高いものが選ばれるという仕組みとなっております。このため、さまざまな取組がなされておりまして、例えば、被災者の話し相手になって、寄り添って聞く傾聴の取組、あるいは仮設住宅の自治会が支援団体と連携してコミュニティー形成をサポートする取組、あるいは原発事故のために外遊びが不足している子供たちの自然体験プログラム、あるいは交通弱者の被災者の送迎支援を行うなどなど、さまざまな取組が行われているということでございます。

仕組みはこういうことでございますけれども、なぜNPOの運営力強化なのかということをよくお尋ねいただきますけれども、この事業、目的はあくまでも復興ということで、3県に限って実施しているものでございます。運営力強化は、その目的を達成するための手段でございます。復興においては、先ほど事例を挙げましたけれども、行政では対応できないようなきめ細かい支援のニーズがございます。そのニーズに対応していくためには、NPOが長期にわたって継続的に取り組む必要があると考えてございます。継続的に取り組むためには、NPOがきちんと人材を育成して、さらに資金調達力を強めて、運営力を強化していくことが不可欠であると思っておる次第でございます。

また、なぜセミナーが必要かということもございまして、被災地のNPOは震災後に設立されたものが多くございます。もともとNPO活動をしていない、そういうことをしよう

とも思っていなかった人たちが、震災の被害を見て、何とかしなければという思いからNPOを設立したというケースが多くあると聞いております。このようなNPOは全くノウハウもなく、人材も寄せ集めというところが少なくないということでございます。このため、設立間もないNPO等に必要とされる団体運営の基礎的能力ということで、会計であるとか、寄附募集、広報、税制、労務管理など、さまざまなセミナーの開催が必要となるということでございます。

また、この事業では、首都圏などの復興の支援をしたいと思っている企業とNPOのマッチングも行っておりまして、域外からの支援を呼び込むことにも貢献しているということでございます。

それから、実績をごらんいただきたいと思います。めくっていただきまして、9ページでございます。こちらがセミナーの実績ということで、26年度でございますが、右側にありますように、延べの参加が1,717名、1,322の団体が参加しているということでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして10ページ、こちらが実践事業の公募・採択の状況でございます。上の26年度右端の合計の欄、応募件数が143件、採択件数が59件、倍率は2.4倍となっております。

25年度は、下にありますが、応募件数209件、採択件数65件、倍率3.2倍となっております。倍率が下がっているのは、年度の右の欄に※印で書いてございますけれども、NPOの負担割合を25年度の10分の1から、26年度の10分の2に引き上げたということで、資金力のないNPOが応募を控えたことが大きな要因と県から聞いてございます。

最後に、事例の御紹介でございます。12ページ以降に縦長の紙で支援の取組事例を3つつけてございます。この事例はいずれも私どもが直接訪問いたしましてお話を伺ってきたところでございます。本日は時間の制約もございますので、事例の1つ目を御説明したいと思います。13ページでございます。

こちらは、福島県の南相馬市で活動しております災害復興支援ボランティアネットでございます。

周辺状況の1つ目の○にございますけれども、ボランティアネットが活動している南相馬市小高地区は、原子力災害の避難指示解除準備区域に指定されています。原発事故の放射能の影響で避難指示が出ておりまして、避難者の中には、近隣の南相馬市内だけではなくて、福島市、郡山市、仙台市、あるいは新潟県に避難している人もたくさんいるということでございます。

2つ目の○にありますように、このような遠隔地に避難している住民にとっては、震災発生時のまま、手つかずになっている状態の自分の家の片づけ、草刈り等の環境整備が帰還へ向けての大事な第一歩となるということでございます。実際、現地に行ってみますと、人家の周りは背丈が2メートルはあろうかという雑草に覆われてございます。また、4年も人手が入らないということになると、家の中は土ぼこりに覆われてしまいまして、家財

道具もかなりぼろぼろになっておりまして、思い出の品以外は廃棄するしかないという状況になるのだそうでございます。こちらは未だに夜宿泊することができない準備区域ということでございますので、遠隔地から通ってきて、このような家の片づけ、手入れをするというのは非常に困難な状況になっております。

活動の1番目の○でございますけれども、ボランティアネットはインターネット等により、首都圏から広くボランティアを呼び込んでございます。また、被災者からの要望、依頼を伺って、作業を依頼された現地に実際行ってみて、依頼内容の詳細を把握しているということでございます。その依頼の内容は、家の周りの雑草を刈り取ってほしいとか、家の中のごみを分別してごみ集積所まで運んでほしいとか、家に隣接する木の放射能が高いので、伐って搬出してほしいと、そういう要望があるのだそうでございます。

2つ目の○にありますように、ボランティアの参加人数、それから、技能をその日のうちに把握しまして、被災者の依頼内容と調整を行うということで、例えば、このボランティアはチェーンソーが使えるから、この家の木の伐採をやってもらおうとか、このボランティアは草刈り機が使えるから、あの家の周辺の草を刈ってもらおう、あるいは何も道具が使えない人は家の中のごみの搬出をやってもらおう、あの家ならば7人で半日ぐらいだななどと割り振っていくと聞いてございます。このようなボランティアネットの取組が知られるにつれて、被災者から次々と依頼が来るようになり、常時100件ほどの予約待ちとなっているということでございます。

3つ目の○にございますけれども、作業日には、朝、集まったボランティアをグループ分けしまして、ホワイトボードを使って作業内容を説明した後、現場へ派遣します。それだけではなくて、作業に必要な道具を準備したり、作業の状況を確認したり、作業の進捗に応じた応援の派遣と、きめ細かなコーディネートをしております。実際、私どもが行ったとき、この家のブロック塀が倒れていて、これをばらして片づけたいのだけれども、鉄筋が入っていてばらせないとボランティアの人が困っていると、代表の方が、道具置き場の奥に鉄筋切りがあるから、使い方はスタッフの誰々さんに聞けばすぐ切れるからというふうに、きめ細かいアドバイスをしてございました。ボランティアネットのボランティアはリピーターが非常に多いという話ですけれども、このコーディネートによって充実したボランティア活動ができるために、皆さん、何度も訪れているのではないかなと、見て感じたものでございます。

4つ目の○に、その結果ということで、平成25年度は延べ1万2,317名、平成26年度は、4月から8月、訪問した時点の数字ですけれども、延べ3,565名のボランティア活動を調整・派遣しているということでございます。毎日のボランティアの数を見ると、平日は十数名ぐらい、土曜日は100名以上いらっしゃるような感じでございました。日曜日は数十名と。私どもが行った昨年の9月の初めの平日はおよそ二十数名のボランティアの方が時計屋さんのショーウインドーなどの什器の運び出しをしたり、家の周辺の草刈りをしたり、あるいは家財道具の運び出しなどの作業をやっておられました。代表の方によると、最近

ちょっとボランティアが少なく、それは皆さん、広島の土砂災害のほうにボランティアに行っているから、こっちはちょっと少ないのだというお話でございました。

このページの左下の写真を見ていただければと思います。海沿いの地区は、津波被災直後に瓦れきに覆われた状態になってございます。下の写真が私どもが訪問したときに撮った写真で、受益者の声にありますように、家も津波で壊されて途方に暮れる中、ボランティアネットさんにはよくしていただきました。家族の手だけでは到底片づけられませんでしたということでございます。この方は今、仙台市に避難されているとのことでしたけれども、この日は通ってきて、家の前の畑に埋まっている細かい小石などを取り除く作業をされていましたが、畑を埋めつくしていた大きな瓦れきは全てボランティアネットに片づけてもらったということでございます。

代表の方にお話を伺うと、今年はボランティアの確保に力を入れていたところ、逆に寄附金の方が弱くなってしまって、思っていたほど寄附金が集まらずに大変苦勞しているということでした。県の人に伺うと、雑草に覆われた家を見て、また、ぼろぼろになった家財道具を見て、これを分別して運び出すのかと考えると帰還をあきらめてしまう人もいるのだそうです。一方、ボランティアネットに依頼してきれいに草を刈って、家の中を片づけた家に一時帰宅すると、この家に帰ってこようという思いを新たにすることも多いのだそうです。このようなNPOが、寄附募集の面でも、人材確保の面でも、充実した運営ができるように、国としても支援をしていく必要があると思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○大西参事官 それでは、質疑に入らせていただきます。御質問等のある先生はお願いいたします。

佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤先生 この事業について、もう少し具体的なイメージを持ちたいので、この事業、私が理解する限り、評価の対象はNPOではなくて、NPOに対する、ポンチ絵の8ページにありますように、2つの大きな柱、つまり、1つは経営能力の向上であるとか、運営力の強化であるとか、これに、NPOが、今、御説明があったような取組を行うにおいて、この事業が彼らの経営能力であれ、運営力であれ、これらに対してどう寄与したのか。さもないと彼らの何ができなくて、この事業によって何ができるようになったのかというところ、そこを具体的に説明いただきたいのです。

○内閣府担当者 この実践事業は、活動される方が、自己負担10分の2なのですけれども、それ以外は国費と交付税を通じた県費ということで、補助金という形で入るわけなのですけれども、その事業を実際に行う中で、スタッフの方がオン・ザ・ジョブ・トレーニングで運営力を強化していただくという建てつけになってございます。そういうことで、国からお金が出て、その中で被災者支援の十分な活動ができる、活動ができる中で人材も育っていくということになっておりますので、この事業があることによって、ある程度の規模でNPOの方が実際に被災者支援を行える、あるいはその中で人材を育成できるという形かと

思っております。

○佐藤先生 つまり、交通費とかを含めて、NPOの活動に対する補助という理解でいいのですか。

○内閣府担当者 そういうことになってございます。その中で、人材育成なり、ネットワークをつくっていただくということでございます。

○佐藤先生 そうすると、経験を積み、NPOがいろいろと活動を活発化していけば、結果として彼らの運営力なり経営力は上がるだろうという、ある種の見込みだと思っております。

○内閣府担当者 そういう計画を提出していただいて、県の第三者委員会で採択していただくということでございます。

○佐藤先生 もうちょっと具体的に、経営能力を高めるに当たって、例えば、こういう講習を受けてもらって、こういうところで人の手当てをして、結果的にこういう形でマネジメントがよくなったとか、アウトカム指標にかかわるのですけれども、そういったものではなくて、何となく、何となくと言うと失礼ですけれども、支援をして、活動に対して補助をして、NPOが活動を広げることが直接的な効果であり、派生的に、多分、それは経営能力の向上なり、運営力の強化につながるだろうというストーリーなのですか。

○内閣府担当者 14ページを見ていただきたいのですけれども、仙台傾聴の会という、住宅に行って、被災者の方の話を寄り添って聞いてあげる、傾聴という活動をしているところでございます。ここは少人数で始めたのですけれども、しかも、県の医師会とか、行政、社会福祉協議会からの要請で、いろいろな避難者、それから、仮設住宅に行って傾聴活動をしているのですけれども、あちこちから要望があって、来てほしい、同じところからも何度も続けて継続してほしいと。ただし、ボランティアのスタッフが足りない。その中で、この事業を使いながら、養成講座を開いて、ボランティアのスキルを磨いて、人を増やして、現在、200名の会員に拡充して、その中で延べ2,811名のボランティアを使って、延べ9,363名の方に傾聴活動を実施ということで、この事業の中で人材を育成したという形の実績が出ておるということでございます。

○佐藤先生 具体的に、支援内容で挙げられている交通費とか会場費というのは、スキルを養成する講座を開催するに当たって要した交通費、会場費という理解なのですか。

○内閣府担当者 講座の開催もでございますけれども、会員になった方が、私どもが行ったときも勉強会をされていたのですけれども、みんなで集まって、実は、傾聴していたらこんなことを言われて、自暴自棄になったようなお言葉でしたけれども、そういう言葉を投げかけられたときに、どう返したほうがいいだろうとか、そういう勉強会もされていまして、そういうものの会場費とかも必要です。ただ、講座の開催は、皆さん、自腹を切って会費を払って講座を受講してスキルを身につけて、実際に傾聴に行かれるときも、大半は皆さん、自前の交通費で行っておられるそうなのですけれども、集まってみんなで勉強会したりとか、いろいろな際に、会場費なり、交通費なり要ると。大きなのは人件費でございまして、傾聴ボランティアをやりたいという人はいっぱいいるのだけれども、会

の運営をやってくれる人がいないということで、既に200名の会員を運営するわけですから、人手が足りないということで、そのスタッフを雇う人件費、人にお金がかかっていると聞いてございます。

○佐藤先生 ポンチ絵の8ページに戻りますが、今のお話は多分、(2)の運営力強化実践事業にかかわると思うのですが、基本的には、まさに名前のとおり、運営力の強化ということで、事例として挙げられているのは、まさにNPOを行うに当たっての専門家の養成とか、私はこっちなのだと思っていたのですけれども、ネットワーク、つまり、NPOの間での連携とか、あるいはマッチングとか、そちらのほうを支援するというよりは、今のお話を聞くと、当該のNPOの活動自体を拡大していく方向を支援するということになるので、その中でどうして専門家の養成につながるのか、それから、ほかのNPOとの間のネットワークの形成にどうつながっていくのかがよく見えないのです。

○内閣府担当者 今、御説明した傾聴の会は、むしろ①のほうで、傾聴の専門家を養成していったのかなと考えておりますけれども、資料の11ページを見ていただけますでしょうか。11ページの事例の一番下の福島の子ども支援団体組織基盤整備プロジェクトは、福島で原発事故のために子どもが外遊びできない、何とか野外活動をさせてあげたいということなのですけれども、それぞれのところが取り組んでいて、品質というか、取組もばらばらだし、お金の取り方とか、会計ルールもばらばらだし、これではみんな安心して子供たちを預けられないだろうということで、団体が連携してネットワークをつくって、その中で、共通の事業基準であるとか、会計ルールを定めたり、安全管理マニュアルを定めたりということなので、当然、こういうネットワークをつくるための取組もたくさんございます。

○佐藤先生 これが本来、主だと思ったのですが、必ずしもこれが主というわけではない。

○内閣府担当者 ①②とありますように、どちらもございます。

○佐藤先生 どちらかというところ、NPOを育てるということが一つの目的だと思うので、支援として見れば、継続するものだと思っていいのですか。最初の何年間かだけやって打ち切りというところ、あとは自分たちで回せるようになるはずなので、寄附金も集められるでしょうし、それぞれの団体について支援期間は決まっていると思ってよろしいのですか。

○内閣府担当者 支援のニーズも、復興のフェーズが変わっていくに従って少しずつ変わっていったりもするわけでございます。このために、毎年毎年、公募を行いまして、各団体には計画を応募してくるわけなのですけれども、それを見て、その時点で、その県にとって、あるいはその地域にとって最も必要であろうと思われるものを第三者委員会で審査をして、優先順位の高いものから採択していくという形になってございます。

○佐藤先生 では、継続的に補助を受けることも可能だと思っていいのですか。

○内閣府担当者 継続する場合もありますし、中にはもう十分寄附金が得られたからということで応募してこないところもあるとは聞いてございます。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 この事業の事業費が、27年だと2億3,400万円の内訳なのですが、(1)と(2)はそれぞれ幾らぐらいずつの内訳になっているのですかね。セミナーをやるほうの基盤強化事業と、実際にその活動を支援する強化実践事業。

○内閣府担当者 26年度実績が出ている内訳でございますので、それで言いますと、セミナーの方が4,200万円で、実践の方が2億500万円となっております。

○水上先生 セミナーのほうは、受益者1人当たりのコストは幾らぐらいになりますか。

○内閣府担当者 こちら、委託という形で、中間支援団体という大手のNPOに対して、これぐらいの講座を開いてほしいという感じで委託しているので、県によってやり方も違っていて、なかなか一律にはできないのですけれども、先日宿題をいただいたので、聞き取りという形でやりましたところ、岩手県では、NPO法人会計講座、あるいは寄附募集セミナー、それから、認定NPO法人セミナー、これらを開くのに、1回当たり14万6,000円ほどかかってございます。

それから、福島県に聞き取りましたところ、NPO法人会計セミナー税務講座、ファンドレイジング・広報講座、それから、NPO法人設立基礎講座等でございますが、これは1回当たり7万8,840円です。

金額が違うので、聞いてみたのですけれども、岩手県は県外からの講師を招いたのが多かったという話で、福島県は市内から呼んだとか、あるいは委託団体の関係者を講師にしたので、それほどお金がかからなかったというお話でございました。

○水上先生 まず、セミナーの関係で言うと、とりあえず資料であるのだと、延べ参加人数は1,717名ということなので、1人当たり単価はそれで出てくるのだろうと思いますけれども、そうすると3万円弱ぐらいということなのだと思いますし、セミナーの回数、個別指導はちょっと違う種類のものかと思っておりますので、それを抜くと、85~86回やっていると思いますから、それで割ると結構な単価ですねということだと思っておりますけれども、その上でお聞きしたいのですけれども、自治体の実質的な負担はどれぐらいあるのですか。

○内閣府担当者 こちらのセミナーにつきましては、自己負担がございませんので、実施するうちの3分の2が国費で、3分の1が県から出ますけれども、そちらは交付税措置されているという形でございます。

○水上先生 つまり、基本的には全部国が見ているということなのですね。

○内閣府担当者 そういうことかと思えます。

○水上先生 全部国が見ていて、コスト負担に対する費用感覚がないということが効いているような気がするのですね、この単価水準とか、やり方というのは。もうちょっと費用効率をよくしてやることは全然できそうだし、1人当たり3万円かかっているというのは、受益者ベースの単価としても、セミナー事業としてはちょっと高過ぎるのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

○内閣府担当者 個別の派遣とかもございまして、実は、この講座は県内各地で開催されております。例えば、岩手県とかになりますと相当広い。福島県も相当広い。上位ベスト

5に入ると思いますがけれども、県庁所在地から行っても、一日でやっとなって帰ってくるぐらいの距離でございますので、そういう意味でそれなりのお金はかかるのだと思いたすけれども、過度のお金を使っているようなことではないかと思っております。

○水上先生 過度かどうかという議論はあるのですけれども、この3倍かかっていますと言われれば、完全に過度ですねというところで、若干微妙な部分はあると思いますが、逆に言うと、このあたりのコスト意識をちゃんと持ってもらう一番いいやり方は、実質的に自治体に負担をしてもらうということだと思っております。つまり、全額国が見ているという状態だと、基本的にそもそもコスト意識がわかりません。なので、絶対額としてどれぐらいが妥当ではないのかとか、もう少し下がるのですかという話をぎりぎりやっても、これは1個1個のセミナーの実施状況をつぶさに見ないとわからない部分があると思いたすが、構造的に、純粋に割り算をすると、少なくとも、普通にセミナーをやる金額からすると、かなり高目だねという金額であると考えるので、だとすると、自治体の側にも負担をしてもらった方がいいのではないですか。

○内閣府担当者 こちらは実践事業をやっている団体の方も並行して受講したりしているということでございます。本来であれば、実践事業をやっているところは相当な水準なのだから、そういう支援は要らないだろうということになるのかもしれませんが、実際上は、先ほども説明しましたように、活動は一生懸命やっているけれども、人材の面でも、資金の面でも脆弱だと。何とかしなければということでこういうセミナーに出てくるわけなのですけれども、復興の基本方針の中でも、この10年間、国が先頭に立って、先頭に立ってではありませんね、正確に言ったほうがよろしいかと思いたすけれども、国が支援をしていくという枠組みの中でやってきたわけでございますので、必要とされて、県のほうでも、ぜひこのセミナーをやって、その中で人材を育成することでNPOの支援全体がうまくいくのだということを伺っていますので、それは必要な支援かなと思いたすございます。

○水上先生 別に国が支援するなど言っているわけではないのですよ。全額支援する必要があるかと言っているのです。例えば、3分の2支援するだけだって、国としてはすごい支援しているのではないですか。

○内閣府担当者 集中復興期間の中で、まさに全体がそういう状態だった中でやってきたということでございますので、今後5年の新たな考え方も示されておりますので、その中で必要な見直しは行っていくことはあろうかと思いたすけれども、少なくともこういうソフトの事業で、かつ育成すべき人を育成しながら、あわせて実践をやっているという中におきましては、やはりそれなりの支援をしないと、脆弱なNPOが人材が手薄になって、もし実践のほううまく回らないということになれば、先ほど説明しましたように、行政ではとてもできないような、きめ細かい活動をしているわけなのですけれども。

○水上先生 ごめんなさい、今、話の論点がずれているのですけれども、私はNPOに負担しろと言っていないくて、自治体と国との間の負担割合を議論しているのです。その上で、例えば、岩手県なり、宮城県なり、福島県なりが、国が全額出してくれないのだったらこれ

はやりませんと言うのだとすると、それは県の立場として、本当にNPOというものが非常に重要で、育成しなければいけないのだと思っているのだとしたら、国がやってくれるのだったらやってもいいけれども、国がやらないのだたらやらないよと県が言うのは、それは県の方がかなり無責任だと思うのですよ。どちらも行政の主体として一定の責任を担っているわけではないですか。

それに対して、国が、全部県がやれ、全然支援しませんよと言うのはまたおかしいと思いますよ。でも、それは、一定の負担割合があって、適正なものをどう考えますかという議論なのだから、さらに言うと、県の側の人全部出してくださいよと言うのはまだわからなくもないのだけれども、何で国の担当者の側が全額出さなければいけないのだという説明をしているのかが私はよくわからないのです。本来の筋から言ったら、それは国も出すべきだし、県も出すべきなのではないですか。

○内閣府担当者　そういうことであれば、それは全体の枠組みの中での話かなと思っております。復興の支援の中でのことかなと思っております。

○上村先生　今後の、28年度以降の復興事業のあり方では、人材育成は27年度まででやめるという方針があるとお聞きしているのですけれども、そのあたりとこの事業の継続のところはどう整理されていますか。

○内閣府担当者　あちらの書きぶりは、もう人材育成の段階は終わったので、その次のステップとして、それで育てられた人が活動を行うべき時期に来ているという趣旨の書きぶりだったと記憶してございますけれども、こちらはまさに実践を行っている人たちも片方でセミナーも受講しつつ、両輪でやっておりますので、セミナーを受けている間は活動しないというわけではなくて、それはまさに実践をしているのを後ろからバックアップをしてやっているのだと思っておりますので、そういう意味からすると、あの趣旨でもういいという話ではないと思っております。

○上村先生　あと、1つ目の事業の基礎的能力強化事業は、NPOの基礎的能力を強化することなのですが、これは別に被災地に限らず、一般的に基礎的能力を向上させようというニーズはあると思うのです。そういう意味では、復興事業として行うべき、つまり、復興特会でやるべきなのかという議論はあると思いますが、いかがですか。

○内閣府担当者　最初に御説明しましたように、こちらは3県に限って実施している事業でございます。あくまでも復興特会の中で、復興のためにやっている事業と思っております。人材育成とか、運営力強化のいろいろなものは、復興を円滑にNPOがやるための手段だと思っておりますので、特に一般会計で全国でやるとなれば、被災地にいく分が非常に薄くなってしまいますので、被災地にはそれなりにしっかりした事業という形でNPOに支援していく必要があるのかなと思っております。

○上村先生　関連事業として一般会計の事業がありますけれども、そちらとの関係はどのようなになっていますか。

○内閣府担当者　まさに被災地に限らず、一般会計のほうは全国のNPOに対する事業という

ことでございます。私どもは、そのうち一部を使って調査事業が800万円ほどございまして、それは被災地の事例を調べて、その事例を分析して、全国のNPOの活動にも資するということ、一般会計ではやっておるのですけれども、それは全国に広くという話でございますので、こちらはまさに復興のために3県に絞って実施しているということでございます。

○上村先生 一般会計でも被災地でやっているのですね。

○内閣府担当者 やっておりません。全国規模で人材を育成したり、やっているだけでございます。全国一本で、人材育成を中間支援団体を使ってやっているという形でございます。

○上村先生 被災地ではやっていないということですね。一般会計の事業は被災地ではやっていないと。

○内閣府担当者 全国規模の事業としてやっている。全国規模で、私も詳しくは承知していないのですけれども、伴走型支援で、マネジメント能力のある人材を育成していると。

○上村先生 その事業は被災地ではやっていないということですか。全国規模でやっているのと、被災地ではやっていないというのは矛盾しているような気がするのです。全国規模でやっているのは当たり前なのですけれども、被災地ではやっていないのですか。

○内閣府担当者 少なくとも県を通じていくという形にはなっておりませんので。

○上村先生 要は、目的が同じことを二重にやっているのではないかと思っているのですが、被災地で同じことをやっているのではないかということなののですけれども、県を通じてとか、余り関係なくて、どういう事業の目的がということなのです。

○内閣府担当者 聞いているところでは、かなり高度なマネジメント能力を持つ人材を伴走型支援で育成すると聞いておりますので、中間支援団体のほうで、参加している人の中に被災地の人がいるかどうか、私ども、承知はしておらないところでございます。

○大西参事官 そろそろコメントシートの記述をお願いします。

榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 新しいNPOというのは、今はまだどんどんできていますのですかね。

○内閣府担当者 できてございます。

○榎谷先生 というのは、基盤強化事業というのは、新しいものがどんどんできていなければ、そんなに役には立たないというか、事業としての対象者が少なくなるのですね。だから、一定量ができれば、この事業は縮小していくということになるのではないかと思うのですが、一方、運営力強化実践事業というのは、これを見る限りは、かなり重要な気がするのですね。

10ページの26年度、25年度の比較を見ていますと、確かに応募件数は大幅に減っているのだけれども、採択件数はそんなには減っていないのですね。65件から59件に減った6件は、どんなものが減ったのか。むしろ、2分の1に上げたことによって、重要なものが減ってしまったと。つまり、応募ができなくてというのでは、逆に問題なわけですね。65件

から59件に採択数が減ったことについて、どのように評価をしたらいいのか。209件から143件に減ったというのは、もともと基準から見たら採択の余地がなかったということですから、それはそれでしょうがないと思うのですが、実際に採択したものの中で、重要なものが、10分の2に引き上げたことによってできなくなってしまったということの影響がないのかどうなのか、そこを確認、データがあるかどうかわかりませんが。

○内閣府担当者 まず、数の話からいたしますと、新しくNPOになる数なのですけれども、震災前と震災後で3県は非常に増えてございます。およそ1.5倍に増えている形になっております。毎年新たにつけ加えられる数ですね。

○樫谷先生 毎年1.5倍ふえているのですか。

○内閣府担当者 震災前と直近の2013年を比べると、1.5倍になっていると。

○樫谷先生 これからどんどんふえるかどうかを聞いているのです。

○内閣府担当者 全国では逆に、震災前と震災後だと、0.58倍となっておるわけなのです。全国で0.58倍という趨勢の中で、3県は1.5倍ということなので、3県では新しくNPOをつくって活動しようというニーズはかなりあるかなと思っております。

それから、10分の2になって重要なところが落ちたのではないかというところは把握してございません。ただ、件数が減ったのは、恐らく予算額が、5%ぐらいだったと思いますけれども、下がっておりますので、それで県のほうで採択できるのが減ってしまったのかなと思っております。

○大西参事官 お願いします。

○水上先生 もう一個の、さっき私が聞いたセミナーのほうではなくて、事業自体の支援の話をお聞きしたいのですけれども、こちら、採択される事業者は割と継続するのですか。それともどんどん入れかわるのですか。

○内閣府担当者 入れかわってはおりますが、継続しているところもございます。

○水上先生 どれぐらいの割合ですか。継続されているところと、入れかわっているところの割合。

○内閣府担当者 具体的な数字は持ち合わせていないのですけれども、半分はいいいない。

○水上先生 どっちが半分いいいない。継続が半分いいいない。

○内閣府担当者 継続が半分いいいなかったと思いますけれども、それなりの割合はあったかと思えます。

○水上先生 なるほど、なるほど。そのあたりは国として把握する予定はないのですか。

○内閣府担当者 今、2年目までやって、3年目なので、2年分のデータは一応。

○水上先生 今はないけれども、持ってはいるという理解でいいですか。

○内閣府担当者 団体の一覧は県のほうで当然把握しておりますので、その報告は受けております。ただ、済みません、今、データとしては手元に持っていないということです。

○水上先生 さっきちょっと御説明があったのですけれども、結局、何を補助しているの

かというのは、NPO自体の一種の管理人件費みたいなところを見ているということなのですかね。

○内閣府担当者 例えば、先ほど説明したボランティアネットは、管理人件費は3割程度で、7割は、ガソリン代だとか、草刈り機の補修だとか、実際、事業を動かしていく上で必要なお金でしたし、先ほどの傾聴の会のほうは、逆にスタッフを雇って運営する人件費のほうが多いということで、それは様々でございます。

○水上先生 なるほど。いわゆる事業自体の、ガソリンみたいな、一種、変動費に当たるようなものと、管理費みたいなもの、間接費に当たるようなものの全体としての割合はどれぐらいかわかりますか。出している2億円のうち、どれくらいがどっち。

○内閣府担当者 それはちょっとわかりません。一々聞いて、それを積み上げるというのは、そこまでは通常の事業の中ではやらないものですから、申しわけございません。

○水上先生 管理人件費を見るというのは、すごく喜ばれるだろうなと思う一方で、それは1年で終わってしまったらどうなるのですかね。

○内閣府担当者 NPOの、例えば、被災者支援以外もやっていて、通常の維持に必要な管理費とか、そういうのは使えないことになっています。まさに計画で出した被災者支援の事業の管理費に必要な部分がもしあれば、そこに充当することはできることになっていますので。

○水上先生 このNPOは、1年目、採択されたのだけれども、2年目、採択されなかったときに、当該補助によって行われていた事業は、それでもやるのですか。それともできなくなるのですか。

○内閣府担当者 いろいろなケースがあるかと思います。聞いたのは、いっぱい寄附がもらえたので、今年は事業に応募しなくてやれるところもあったかと思いますが、逆に規模を縮小して、寄附などで賄える範囲でやるということもあるとは聞いてございます。

○水上先生 国としてはどうしたいのですかね。つまり、一度始めたところが自立してほしいという議論なのか、それとも補助金がもらえたときはやってもらえばいいし、もらえなかったときには自分でできる範囲でやってもらうか、あるいはできなければやめてしまうしかないねという話なのか。

○内閣府担当者 もちろん自立していただくためにやってはいるのですけれども、採択は県の中の第三者委員会で、去年のことも考えつつ、今年も考えて、今年はこの事業が非常に効果がありそうだということで優先的に採択していくということでございまして、そこは復興の進捗を見ながら県のほうで判断されて、継続して採択するのかどうかは判断されているのかなと思っております。

○水上先生 というやり方をしたときに、本当にNPOの育成につながるのかどうかということに若干問題意識があるのです。つまり、スポットで、ある年、こういうサービスが必要だから補助を出しますよ、でも、次の年にはなくなってしまうよ、続く可能性もなくはないですねという状態で、NPOは本腰を入れてそれが始められるのだろうか。どうなの

でしょうかね。

○内閣府担当者 少なくとも傾聴の会では、この事業をやったことによって200人までスキルを身につけた人がふえたわけですから、スキルを身につけた人の後の活用の仕方かと思えますので、この事業をやった成果としては残っているかと思っております。

○水上先生 少なくとも傾聴の会ではという議論ではなくて、これは2億円のお金を使っているのです、2億円としてトータルどうなっているのですかという議論をしたいのです。

○内閣府担当者 NPOの方に聞くと、やはり経験値が非常に重要だということをおっしゃいますので、これをやっていた1年ないし2年の経験値で、やはりスタッフの方は育っていると思いますので、あと、資金調達能力も恐らく上がっていると思いますので、多分、この事業がなければもっと縮小していたかもしれないものが、ある程度の規模で継続するというような効果はあるのではないかと思っております。

○水上先生 それはどうやって検証されますか。

○内閣府担当者 今、言いましたような、まさにいろいろな活動がありまして、私どもも本当にいつも悩んでおるのですけれども、定量的な検証が今のところ、いいノウハウがないものですから、ぜひ、いいお知恵があったらいただきたいのですけれども、我々としては、大体の目標を掲げるなどして、あるいはこういう個別の事例をよくウォッチングするなりして、そこの成果を見ていきたいと思っております。

○水上先生 それは全然できないかという、私はそんなこともないと思っていて、つまり、フォローアップの中で、実際にお金をもらってやった事業が、その事業者がお金をもらわなくなって以降、どれぐらい継続されていて、その事業の実施規模が、補助金をもらっているときと、もらわないときとで全く同じ規模を継続するのはなかなか難しいかもしれませんが、ノウハウ等が組織に蓄積したことによって、例えば、半分の規模では維持できていますというのであれば、それは重要な成果だと思うのですけれども、そういうフォローアップを経て、補助金をもらって始めたことが、その後、自立的な活動として、どれぐらいの規模で行われているのか、受益者はどのぐらいふえたのかは、どういうふう

に調査されていますか。

○内閣府担当者 まだ2年終わって3年目を実施しておりますので、そこを継続的にフォローはできておらないので、そこも参考にさせていただいてフォローしていきたいと思っております。

○水上先生 フォローの結果のデータが十分に蓄積されていないという説明であれば納得なのですけれども、フォロー自体をまだ始めていないという話だとすると納得できないのですよ。フォローは始めてあって、でも、1年分なので、まだ十分統計的な調査はできませんということであれば、それはデータがたまってくれば統計的に説明できるようになるのでしょうかということなのですけれども、そういう話ですか。

○内閣府担当者 今、やっておるのは、統一的にはなかなかやれないのですけれども、先ほどのボランティアの参加した延べ人数でありますとか、傾聴の会の、実際、延べでどれ

ぐらい派遣して、どれぐらいの方に対して傾聴活動を行ったかとか、そういう、とれるところはとろうとはしておるのですけれども、一律の基準でどれぐらいというのはなかなかとりづらいので、そこは試行錯誤中でございますので、今、いただいたようなものも参考にさせていただきながら、フォローの仕方は十分考えていきたいと思っております。

○水上先生 ぜひお願いします。ここでの成果は、どちらかというところ、この補助事業をやめた後にどれだけ成果が残るかというところが重要なのですよ。だって、全額補助とか、10分の2しか負担がないとか、そういうことであれば、補助金をもらっている間は、特にNPOの方などは熱心ですから、やってくれるのです。立派な方々ばかりですからね、NPOの方々は。ただ、国費を出すということは、特に、その後、NPO自体を育成して担い手になってもらうことが政策目的だとすると、その人たちが補助金をもらわなくなってからもどれぐらい効果が持続するかというところのほうが、納税者との関係では重要だと理解をしているので、そこの検証をむしろきちっとやれる仕組みを整えてほしいのです。

○内閣府担当者 わかりました。そこはよく考えたいと思いますが、10分の2といいますが、脆弱な組織にとってはかなり負担でありますので、その点は御承知おきいただければと思います。

○大西参事官 そろそろコメントシートをお願いします。

佐藤先生。

○佐藤先生 冒頭で私が伺ったのはまさにその点で、補助金の継続が前提となってNPOの活動が行われているとすれば、補助金がなくなってしまうと、もちろん活動自体に支障が来る。恐らく趣旨はそうではなくて、スタートアップであるとか、これから事業規模を拡大したいというNPOが、人材が必要である、あるいはネットワークが必要である、会計とか、こういったところの処理能力が必要である、そこの部分とはとにかく1年なり2年かけて重点的に支援しましょう、その後は自分たちで人材を生かして、寄附金を集めるなり、事業活動するなりということができていいし、ネットワークだって、フォローアップというのだったら、ネットワークが続いているかが本当は問われるわけだし。この種のNPOの、自治体などはよくあるのですけれども、助成があることを前提に活動が行われていて、なくなった途端にやめてしまいますというのだと、そもそもこの趣旨に反していると思うので、特に終了年度のない事業なのですけれども、きょうの対象事業の全てに当てはまるのですが、いずれ特別会計がなくなったときにはまさになくなる事業か、あるいは先ほど言った全国一本のほうに吸収されるであろう事業ということになりますと、いずれ終わりが来ることになりますので、終わったときにどれだけNPOが残ってくれているのか、これが国として見たときの勝負ではないかと思うのです。

○内閣府担当者 傾聴の会の方もおっしゃっていたのですけれども、私たちも本当に寄附金を集めたいと思って努力しているのですけれども、なかなか思うようにいなくて、どうしたらいいでしょうかねという相談も受けたのです。実は、被災地、最初のほうはいろいろ報道もされて、関心が高くて、どんどん寄附金が集まってきていた時期があったので

すが、それが今、どんどん減っている中で、頑張って寄附金も確保しつつ、かつ、さまざまな事業も活用しつつ、さまざまな支援の活動を続けているというNPOがございますので、そこは復興の進捗を見ながらと思いますけれども、当面の間は、ですから、復興の枠組みがあって、その中でやっている間は、少なくとも一定の支援が必要なのではないかと思っています。

○佐藤先生 支援継続が前提なので、例えば、寄附金を集めるやり方とか、それこそマスコミに対する広報であるとか、側面支援はできると思うのですね。それは国がやるべきなのか、自治体がやるべきなのかはまた別だと思うのですけれども、問われるとは思いますが、公共として側面支援をするのは別に構わないと思うのですけれども、繰り返しますが、補助金ありきでNPOをやるなら、事実上、これは国や自治体が、本来、自分たちがやる業務を委託しているのと余り変わらないので、NPOだからこそ、行政の目の届かないところをやっていたらいいというのであれば、彼らの主体性とか自立性が全ての前提条件になると思うので、最終的にはひとり立ちしていただくことを前提に制度設計と運営をしていかなければいけないかなと思うのです。

○内閣府担当者 そういう意味もあって復興の枠組みの中でやっているということであろうかなと思っています。

○大西参事官 水上先生、お願いします。

○水上先生 別の言い方で同じことを言うのですけれども、国とか、あるいは自治体の支援のあり方として、本当にNPOを育成して自立させるということを考えた場合は、むしろ単年度支援でいいのかという議論も逆にあるかもしれないと思うのですね。つまり、3年間なら3年間支援すると約束するから、腰を落ち着けて、そのかわり3年間で支援を受けてやっている事業を自分たちでできるようになるための財政基盤であるとか、事業計画であるとか、人材育成であるとかをしっかりとやってください、だんだん補助率下げていくけれども、3年支援しますみたいなやり方だってあるではないですか。つまり、最終的にNPOが育成されて自立してもらうためには、国としてはどういう仕掛けをするのが一番いいかを考える必要があると思うのですけれども、今の支援のやり方は、そういう意味で、NPOを最終的に自立してもらって育成していくということとの関係でベストなのかどうかという観点ではいかがですか。

○内閣府担当者 そこがまさに悩ましいところでして、1年目に10分の1だった自己負担を10分の2に上げたわけです。そうしたところ、大変困ったという声が非常に起きたということで、3年目も同じ10分の2にしたということで、まさに復興の、先ほど寄附金が減ってきているという話もありましたし、別途、中央から支援に行っていたNPOが引き上げているという実態もございますので、そこは毎年状況が変わりますので、なかなか中長期的な設計はしにくうございまして、こちらも悩んでいるところでございます。

○水上先生 逆に非常に意図がわかってきてよかったなと思うのですけれども、では、国としてはむしろそうしたいと思ったのだけれども、世の中の実態というか、実情を踏まえ

たときに、そのとおりやると、今、頑張ってくれているNPOが困ってしまうという実情があったので難しいねという議論になっているという理解でいいですか。

○内閣府担当者 復興に支障を来しかねないということで、なかなかこちらの描いていたとおりにはいかないなというのは正直、悩んでいるところでございます。

○水上先生 なるほど、なるほど。つまり、もともと描いていた絵は、私がさっき言ったのに割と近いのですか。ちゃんと育成して自立してもらおうという。

○内閣府担当者 もちろん自立してやっていただけるなら何よりだと思ってございます。

○水上先生 そういうことなのですね。説明を聞いていると、そもそもそれを目指しているのかどうかがよくわからないなと思ったので。

○内閣府担当者 被災地のNPOの活動の担当の方から聞く状況が、非常に悲痛なお声を聞いておるので、こういう場でもありますし、頑張っ説明して、ちょっと誤解があったかと思えます。大変失礼いたしました。

○水上先生 なるほど、なるほど、そういうことですね。つまり、やりたかったことと実情との間で、復興の実態はまだまだ厳しいという御説明だということであれば、むしろ理解できると思います。

ただ、その上で申し上げると、そうは言っても、ずっとやりますかという話ですね。何を考えていくか。今のやり方で自立していかないとしたら、積極的に自立を促すためには、何をすればもう少し自立してもらえる状況がつかれるのかというところは別途考えないと、ずっと困りましたねということになってしまうと思うのですけれども、そこはどうなのですか。

○内閣府担当者 そこがまさに復興の枠組み全体の話なのだろうと思います。復興全体の枠組みの中で、国の関与はだんだん縮小していくのがあるべき方向だろうと思いますので、そうした中で、ここぐらいまでやれば、あとは皆さんがやっていただけるだろう、被災地の方もそんなに困らないように、周りの経済状況なり、こういう状況なり、いろいろなものが復活してきて、皆さんも住むところも定まって、そうなってくれば、こちらもいつまでも続けるという話では当然ないと思っております。ただ、当面の間はという悲痛な声を聞いておりますので、今日のちょっと舌足らずな説明になってしまったということでございます。

○水上先生 それは、逆に言うと、私はきちっと説明してくれたほうがいいと思っているのです。当初、国としては、だんだん国の負担割合を下げていって、自立を求めていくつもりだったと。しかし、環境要因は、ここがこうなっていて、ここがこうなっていて、現実、復興はまだ十分に進んでいないということであれば、それはそれでしっかりと、私に説明というよりは、これは納税者が見ているわけなので、納税者に説明して、だから、もうしばらくこれは要るのです、しょうがないのですということであれば、むしろそれをしっかりと説明してくれれば、全国の納税者、見ている人も、そうなのだなと思うと思うのですが、その説明は、正直、余りないですね。どれぐらい、今、状況が厳しくて、例え

ば、寄附金の額は現実減っていますとか、県外から来ていた人はどんどん減ってしまっていますとか、そういう客観的状況が極めて厳しいことが逆に説明されていけば、むしろ理解しやすいかなと思います。

○内閣府担当者 大変申しわけございませんでした。

○樫谷先生 それから、完全に自立するためというのは本当は理想的なのでしょうけれども、むしろ、こういうNPOに任せることによって、確かに国費はあるのだけれども、きめ細かく、コストが安くできるということもあると思うのですね。だから、完全に自立できれば一番いいのだけれども、確かに寄附の問題とか、なかなか寄附文化が日本でないので難しいと思うので、同じお金を出すにしても、国が委託してやるとなると、えらい高いものについてしまう。ところが、NPOでやっていただくと、非常にきめ細かく、かつ安くやっていただける。それこそボランティアでね。というところもあると思うので、そこもあわせてよくお考えいただきたいなと思います。

○内閣府担当者 ボランティアネットも、200万円程度の補助金で首都圏から1万2,000人呼び込んでいますので、そういう意味では、コストパフォーマンスの高い活動をされているところも非常にあると思ってございます。

○大西参事官 お願いします。

○佐藤先生 ちょっと話がねじれてきていて、当初の目的は、多分、NPOの運営能力の強化、あくまでも自立を前提に、実態はなかなかそれが難しく、実際やっていることは何かというと、ぶっちゃけNPOの支援を補助しているということであれば、むしろ事業の性格自体をそちらに切りかえるべきであって、運営能力の強化だとか、人材の育成だなどと言うと、それは自立させることが前提なので、こういう議論になるので、素直に、NPOはまさに公共ができないことをきめ細かくやっています、それを補助しますというのであれば、活動支援という形をとりますので、そのほうが事業の性格としては実態に合っているということになるし、正直ベースで説明もできますね、納税者に対して。

○内閣府担当者 当初、集中復興期間の枠組みとしてこういう形で始まりましたので、私どももそれが重要だということでずっとやってきましたが、確かに御指摘いただきました、いろいろな実態と合わない面も出てまいりましたので、そこは今後の5年間の新たな枠組みができましたので、それに沿った見直しはきちんと行いたいと思ってございます。

○水上先生 私自身は、今、佐藤先生がおっしゃったように、正直ベースで、これは活動支援ですと言うほうが話はわかりやすくなると思うのですけれども、それを前提に考えた場合は、本来は公共セクターがやらなければいけないような復興に向けた住民支援サービスというのはどこにあるか。つまり、住民のニーズがどこにあって、そのうち、公共セクター自身がやることと、公共セクターがやるよりもNPOに公共セクターの代わりにやらせようほうがいいものを色分けをして、それを誰に担ってもらうのかということを決める。だとすると、そもそも公共が本当はやらなければいけないようなことなのだから、一定程度の補助を出さなければいけないよね、本当は全額出してもいいぐらいかもしれないけれ

ども、NPOに自立的にやってもらうことが中長期的に大事だから、それは補助にするよねと、ひとつ整理はついてくると思うのです。

そういう枠組みであれば、そういう枠組みで、ニーズはどうなっていて、そのうち実際に公共自体がやるものはこれで、NPOにはどこを任せてという計画が必要になってくると思うのですよ。その計画を誰がつくって、どうドライブしていくかというのを考えたときには、国が全額金を出しているのだとしたら、国はやはりある程度口を出すべきなのではないかという議論があるだろうし、自治体に完全に任せるとのことだとしたら、自治体の側が費用負担すべきではないかという議論になるのだと思うのです。もともと書いてあるものではなくて、本来の実態に即してもしやろうとした場合に、そういった全体計画みたいなことはどうなるのですかね。

○内閣府担当者 非常に難しいお話をいただきました。行政がやるべきところと、NPOにやっていただけたところにつきましても、あるいは復興という特別な事態の中で、つまり、被災していない場合は起きていないような様々なニーズがある中で、そのニーズを行政とNPOで、どのところで線を引くのかというのは、現時点では動いているといいますか、過渡期といいますか、非常に難しいと思っております。ですから、今の形のように、第三者委員会の中でそれぞれ上がってきた計画を見て、これは確かにこの地域では非常に重要だよ、こういう団体にやってもらったほうがより効率的だよという形で採択していただくのが次善の策といいますか、とり得る中では一番やりやすいのかなとは思っております。

○内閣府担当者 仮設住宅などもどんどん統合されていって、災害復興住宅に移るという状況もあり、また、そこに残る方もおられるとかいう状況があります。また、時間軸とか、場所の部分によってもまた変わってくる場所があるので、なかなかそこを一律に決めづらいところがありますので、今の観点では、必要なニーズを現場から上げてもらって、第三者委員会で優先順位をつけて採択していくと、まさにそれは現場に求められているものを支援できているということにつながっていると思っております。

○水上先生 これは私の意見なのですがけれども、実際に誰に何をやってもらうかという計画を立てるときに、余り国のレベルで遠くからやると、現場のきめ細かなニーズに対応し切れないということはしばしばあると思うのですね。つまり、何をするかを決めるときは、なるべく現場に近いほうがいいというのは基本的な考えだと思うのです。一方で、それがちゃんとなっていたかどうかを検証するのは、ある程度現場から距離がないと視野が狭くなるのだと思うのですよ。だから、検証する部分の役割はある程度国が負ってあげるほうが、役割分担としてはいいのではないかと考えているのです。つまり、何をやるか決めるときはなるべく現場に近いほうがいいけれども、それが結果としていい役割分担だったのかどうかをきちっと検証してフィードバックしてあげるのは国の責任なのではないかと思っておりますが、そこはどうですか。

○内閣府担当者 そのとおりだと思いますけれども、なかなか難しゅうございます。この事業、本当に県と連絡を密にしてやっておりまして、進捗を見ながら、あるいは活動の実

態を見ながら、そこは勉強させていただきたいと思います。非常に難しいところがございますので。検証は十分、国のほうでもやっていきたいと思っております。

○水上先生 きょうの説明で、そこは十分検証ができていないのではないかと。正直ベースの実態感覚がわかったという意味では非常にいい議論ができたと思うのですが、ただ、検証が不十分なのではないかという意識は拭い得なかったため、国として実際金を出しているわけだから、金を出している者の責任として、やるところを決めるのは現場で決めてもらうにしても、それが実際に行政とNPOの役割分担としてどうなのかとか、地域ごとに余りに偏在になっていないのかどうかとか、費用対効果の面でどうなのかとか、もっとうまいやり方があるのではないかと、そのあたりの検証は国がもっと責任を持って進めていくというところは、ぜひとも意識していただければと思います。これは意見です。

○内閣府担当者 ありがとうございます。

実は、うちも試行錯誤で、例えば、NPOの活動の効果みたいなものを検証されている事例もあったので、いろいろ勉強してみたのですが、非常に細かい、経済的に代替するような手法で、とてもたくさん数を評価できる仕組みではないなということで、まだやり方が確立されていない面がございますので、試行錯誤しながらも、きちんと検証するという心構えてやっていきたいと思っております。

○大西参事官 それでは、取りまとめコメント案の御準備をいたしておりますので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 評価結果は、「事業全体の抜本的改善」が3名、「事業内容の一部改善」が3名でありました。

主なコメントですが、被災者に対するきめ細やかな支援の一環としてNPOを活用することが必要。ただし、現地のニーズがなくなることはないと思われるので、事業の着地点を検討しておくべき。一定のNPO等の数が整った場合には、運営力強化事業にできるだけ重点を移行させることを考慮すべき。行政では手が回らない復興支援を行うために必要な運営力を有するNPO等を行政が育成するという一種の矛盾にどう対応するのか。28年度以降の復興事業のあり方によれば、人材育成は27年度で終了とあり、検討すべき。少なくとも基礎的能力強化事業は直接的な復興事業とは言えないのでは。一般会計の事業との整理が必要ではないか。アウトカムにNPOの財務指標、担い手数、活動参加人数を用いられないか。事業の実態はNPOの活動支援ではないか。運営力強化につながっているという成果が定かでない。セミナー等もNPOの経営能力の向上に結びついているのかが不明確。NPO活動は重要だが、補助金により、むしろ自立が阻害されるのでは。補助終了後にどれだけ活動が継続されるのかを検証すべき。

以上のコメントを踏まえまして、全体の評価結果としましては、「事業全体の抜本的改善」。

取りまとめコメントとしましては3点ありますが、1点目は、NPO等の自立など、事業の着地点を見据えたNPO等への支援のあり方について、一般会計の事業との関係を整理しつつ

検討することが必要である。

2点目、自治体にコスト意識が生じる構造が重要であり、自治体に実質的な負担を求めることが必要。

3点目、アウトカムの設定方法を見直すなど、運営力強化につながっていることのフォローアップの仕組みが必要である。

以上です。

御意見があれば、お願いします。

○樫谷先生 最後のほうの議論を踏まえて、抜本的改善でいいのもわかりませんが、むしろ、今、本音で議論できたところがあると思うのですね。それは一般会計との問題もあるのかもわかりませんが、そこも重要ですけども、本音の部分、要するに、コストが安くて、もっときめ細かくやってもらいたいと。それをどこまで続けるのが必要かというのはあるのかもわかりませんが、そこはむしろ自立していかなければいけないという部分があると思うのです。仕組みの改善というよりもですね。最後のほうの議論にも関連するのですけれども、そこはもう少し書き込んだほうがいいのかという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○阿部先生 コメントとして。

○樫谷先生 コメントとして。要するに、NPOをどう使うと言うと語弊がありますが、どうやって支援していったって、その目的を達成するかということだと思いのです。確かに政府の金を使わないということもいいことだと思いますけれども、どう使うかということも大事だと思いのです。そこはNPOに任せられるところは徹底的に任せていくという思想が非常にいい。そのためにNPOは健全に、マネジメント能力もつけてもらわなければいけないというのも当然あると思います。もちろん、それがさらに自立していけばもっといいのですけれども、そうはなかなかいかないだろうと思いますので、余り自立を意識してしまうと、今の実情と合わないのかなという感じがして、こんなことを申し上げたのです。

○阿部先生 どうぞ。

○佐藤先生 ある種、二者択一なのか、この2つを整合的にできるのか、わからないのですけれども、制度の立てつけはNPOの自立だったわけで、本来の性格に着目するのであれば、事業の着地点を見据えたというのはそのとおりだし、ただ、実態はと言われると、事実上NPOの活動支援だよねということであれば、これは、納税者に対する説明責任という観点から見ても、実態に即した形での事業内容の再編成というのはあっていいし、恐らく、ここは2つあり得ると思うのです。どちらかを追えとは、こちらでは言いにくいところはあるとは思いののですけれども、逆に私は余り自立を言わないのもおかしいと思っていて、単に実態に即すればいいというのだったら、ただの現状追認なので。ただ、最後のほうの議論は大事なので、本事業の実態に即した形での再構築というのも一つの選択肢だという旨は加えてもいいのかなと思います。

○阿部先生 そうしますと、4番目のコメントとして、「本事業の実態に即して、NPOの活

用策を再構築するよう検討すること」と、そのような内容でよろしいでしょうか。

○水上先生 例えば、被災地域において、NPOが実態的に担っている役割に即して適切な支援内容を検討すべきとかいうのを最後に一文入れるというのは、一つ考えられるかもしれませんがね。

○阿部先生 「被災地域において、NPOが実際に担っている役割に応じて、本事業の再構築を検討すべき」と。

○水上先生 「支援内容を再構築する」。

○中里先生 「支援内容の再構築」ですね。

○阿部先生 繰り返しますと、4点目としましては、「被災地域において、NPOが実際に担っている役割を考慮して、支援内容を再構築すべき」と、そのような内容でよろしいでしょうか。

○上村先生 3つ目なのですが、少なくとも基礎的能力強化と運営力強化、2つあるので、「アウトカムの設定方法を見直すなど、基礎的能力強化及び運営力強化」としていただけるといいと思います。

○阿部先生 わかりました。その点を追加すると。

ほかにございますか。

よろしければ、以上の修正をもちまして、本事業に関する最終的なコメントとしたいと思います。ありがとうございます。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

ただいまの事業をもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。長時間にわたりまして活発な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会に当たりまして、小瀬参事官より御挨拶を申し上げます。

○小瀬参事官 委員の先生方、また省庁の皆さんにおかれましては、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

委員の先生方には、10時からずっと集中して活発な御議論をしていただきました。28年度概算要求、後期5年の復興・創生期間の初年度でございますので、その概算要求に向けて、これから準備するわけでございますけれども、いただいたコメント、あるいはさまざまな御意見を参考にしながら、よりよい復興事業を実現していきたい、そのための概算要求をしていきたいと思っておりますので、引き続きまた御指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○大西参事官 これをもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。